



陳情 / 第 5 号

令和元年 8 月 13 日

つくば市議会議長 神谷 大蔵 様 宛て

市長および教育長の不適切運営を明らかにしていただきたい事項に関する陳情書

陳情者 住所 東京都東村山市 [REDACTED]

(下記、いじめ事案発生当時、つくば市民であります)

氏名 [REDACTED]

連絡先 [REDACTED] [REDACTED]

○陳情趣旨

五十嵐市長「平成 30 年度市政運営の所信と主要施策の概要」の「市民に寄り添い」および「誰一人取り残さない」及び「普遍的価値としての人権の尊重」に反する市政運営を行なっているのではないか、および、教育局が地方公務員法第 29 条第 1 項第 2 号の規程に反した業務を行なっているのではないかと問うものであります。市議会におかれましては、その不適切な実体を調査するととともに、教育局がいじめ事実に對して誠実に返答するよう、適切な対処をお願い致します。

○陳情事項

以下に記します、つくば市立 [REDACTED] 小学校に於けるいじめ事案に関する、教育局の一連の不適切な対応の真相解明を望むものであります。

1. 陳情者は、平成 30 年に教育長宛に、いじめの詳細を記した「情報提供書」を送付しました。(添付資料 1)

2. これに基づき、教育長および担当部署である教育指導課に、面談を再三に渡り要請しましたが、教育長は応じません。（添付資料2）
3. 2. の状況に鑑み、市長に対し、教育長を訓令する様に要請しました。（添付資料3）しかし、市長からは、直接、それに対する返答はありませんでした。
4. 教育長にたいし、質問書（添付資料4）を送付しましたが、一切返答がありませんでした。
5. 教育長に対し、以上の経緯に対する、内部の記録及び決裁文書の開示を申請しましたが、文書不存在を理由に不開示決定がありました。（添付資料5）
6. 一方、市長に対し、上記の3。の経緯に対する、内部の記録及び決裁文書の開示を申請しました所、開示されました。（添付資料6）そこでは、教育局内部で、決済が行われていました。更には、教育局は、わたしからの要請の、情報提供書には一切答えることをせずに、あまつさえ、情報提供書を切り文して、教育指導課長が、市長ヒヤリングの答弁に使用していました。一方、市長は、当事者の双方（即ち、陳情者及び教育局）に確認をすることなく、教育局一方からのヒヤリングにより、陳情者からの要請に対して、判断を下していました。
7. 教育長が、上記の5。の不開示決定の取り消しを、何の理由も示さずに、通知してきました。（添付資料7）理由はいずれにせよ、存在していた文書を、文書不存在と回答して来ていたことになります。これは、つくば市個人情報保護条例に対する、明らかな違反であります。

以上であります。ご不明な点は、直接ご説明致したく、よろしくお願ひ申し上げます。

添付資料1

情報提供書

平成30年2月18日

つくば市教育委員会御中 門脇 厚司 教育長様

[REDACTED] 市教育委員会御中 [REDACTED] 教育長様

〒[REDACTED]

保護者 [REDACTED]

〒[REDACTED]

電話([REDACTED])

現今政府としてとりあげている教育費の無償化は、単なる経済的に困難な家庭の子供に教育の機会を与えるというにとどまりません。より本質的には、生を受けたすべての子供がその持っている本来の才能に従い、存分にその使命を果たしていくことを国として保障するというものです。この本来の国の義務およびそれを地方分権者として遂行している各々の自治体の責任者に遂行状態を問わんとするものです。

1. つくば市教育委員会はいじめの事実はなかったとの回答を示していますが、既につくば市立[REDACTED]小学校[REDACTED]学年当時の担任が認めております（甲〇号証）。
2. 一方で[REDACTED]市教育委員会は、いじめについては同委員会は関与しないと回答しておりますが、[REDACTED]市が受任した就学時健診結果をつくば市教育委員会に報告することをしなかった、及び、[REDACTED]小学校作成指導要録にあきらかな誤りがあったにもかかわらず

その真偽及び■■■■■状態を同校に確認する事を怠った、という事実があります。

以下にこれまで両教育委員会に情報提供した以外も含め詳細を補遺として提出いたしますので、善処のほどお願ひいたします。

情報提供の趣旨

- 1 つくば市立■■■■■小学校は■■■■■に対して必要な教育上の措置を講じなかった。
- 2 このために■■■■■は同校女子児童 A におよそ 1000 回以上口頭でいじめられ、全治 13 日間の傷害を負った。
- 3 同じく■■■■■は女子児童 A により心的外傷(PTSD)を負わされ、いじめ以降の義務教育 6 年あまり登校できない状態を余儀なくされた。

事件の原因

1 当事者

- (1) つくば市は■■■■■小学校の設置者である。
- (2) ■■■■■は■■■■■の親権者父である（以後本文では■■■■■と略記する）。
- (3) 児童 A の保護者は B である。つくば市が A の情報開示しないため A と称する。
- (4) 学校関係者 C,D,E 等は B の知り合いである。

2 現状について

■■■■■は今現在も、女子児童 A によって加えられた心理的攻撃が原因となって発症した解離性障害のため学校が怖く登校が困難なため、不法行為は今現在も続いている。

3 つくば市立■■■■■小学校安全配慮義務違反

I 発達障害者支援法（平成 17 年 4 月 1 日施行）および改正学校教育法（平成 19 年

4月1日施行)違反

- (1) [市発達障害] ([発達障害]) から平成18年3月22日に、原告は「[は広汎性発達障害である」との診断を伝えられた(甲1号証)。[に対して行なったWPPSI知能診断検査に基づき、[の書字障害を指摘している。原告は同[担当者から「入学学校の教頭先生に、この事実を伝えて、学校側に配慮をお願いしてください」といわれ、つくば市立[小学校]教頭に、同校入学式以前に面談予約を取り、同校校長室においておよそ30分にわたり、前述事実を伝え、[に対する十分な配慮を求めた。なお、面談途中で[校長が入室してきたので挨拶をした。
- (2) [が同校へ毎学年度初めに提出した、健康調査票においても、同事実を記載し、学校側に[に対し十分な配慮を要請した。
- (3) [小学校は、正式な形で、[がその後の指導において特別な配慮をする児童であることを、小学校児童指導要録[学年および[学年に記録を残している(甲2号証)。しかし、[学年については、虚偽の記載ないしは正確さを欠く記載をしているが、これについては、後段で詳述する。一方公簿である健康診断票には、発達障害を記載する項目そのものが存在しない不備がある。
- (4) [は、各々学年で年に2回以上行なわれる、保護者と担任との面談においても、事前に提出する面談希望書類においてもまた口頭でも上記(1)(2)に基づき[に対する配慮を求めた。
- (4) [は、[年次には、学習ノートにあらかじめ書かれた文字の上をなぞりがきで学習していたが、書字障害は現れた。[、[年次担任からも特にその点に関する報告があったが、学校として検査・特別支援学級への通級等何の対策もとらなかった(甲2号証)。
- (5) [は、[が[学年に進級しすぐに、文字をなぞり書きせずに白地に文字を書く過程へ国語科の指導が進んだときから、その書いた文字から書字障害である可能性に気がついた(甲3号証)。この事実を[の担任であった[教諭に平成20年6月の2者面談に際に伝えたが、同教諭は否定した。
- (6) 学校側の書字障害の認識

(ア) 平成20年9月初旬に同教諭から学校に呼び出しを受け以下の質問をされた。

「[■■■]さんが夏休み明け以降漢字の学習を一切放擲していますが、夏休み中に家庭で何かありましたか。」この質問に対し、[■■■]が「そのような出来事は一切ありません。」と答えたことで、初めて同教諭も[■■■]の書字障害が現に存在することを検討し始めた。同教諭は[■■■]の書き取りノートを常に見ている立場でありこの判断は妥当である。

(イ) [■■■]小学校として、特別支援の対象とするかの判断をするために、同校の[■■■]特別支援教育担当と同教諭が、同校としてつくば市立病院に検査予約した。同教諭が、[■■■]に「7月10日の[■■■]さんのお父様との面談に基づき、同校として[■■■]さんが検査を受けることが必要と決定したため、お父様がつくば市立病院で検査を担当する[■■■]臨床心理士に電話し検査日の予約を取ってください」と指示してきた。[■■■]が、同教諭からの指示に従い、検査日の予約を行い、同年10月24日（金曜日）午後2時30分からつくば市立病院でWISCIIIの検査を受けた（甲4号証）。[■■■]臨床心理士からは、予約時に[■■■]の国語と算数のノートを持って病院に来るようとの指示を受け、同日同病院2階の検査室にておよそ2時間余りにわたり検査を受けた。検査終了後、[■■■]臨床心理士からは、「この検査は通常2回に分けて行なうのですが、[■■■]君が余りに熱心に取り組むので、今回は1回ですべて行ないました。」また「検査中、[■■■]君は熱心に取り組んでいたものの、始終体を動かし落ち着かない様子で課題に取り組みました。」との説明を受けた。これが甲4号証の検査日が1日だけになっている理由である。

(エ) 検査結果は同病院から同校へ通知すると[■■■]臨床心理士が[■■■]に伝えた事実より、特別支援校内委員会のプロセスが始まっていたことが明らかである。同校として[■■■]が障害を持っていることを確認したこと示す。

(オ) 原告からもWISCIII検査結果を同校に渡した際に、[■■■]特別支援教育担当及び担任が「これを元に校内委員会に諮ります」と[■■■]に伝えたその事実が、入学前に教頭に配慮を求めたにもかかわらずそれまで校内委員会に諮った事はない証明である。

(7)[■■■]市発達相談[■■■]つくば市立病院および[■■■]病院小児科による検査結果

(1)に記述したように同センターにおいて入学前平成18年3月22日に広汎性発達障害の診断を受けている。次に同校在籍中平成20年10月24日つくば市立病院でWISCIII検査を受けている。証拠に示すように、WISCIII検査下位検査項目の中の積木模様および組合せが極端に点数が低くなっているがこれは書字障害につながる素因を示すものである(甲5号証)。そして、[REDACTED]市の小学校に転校後、再度平成25年2月27日[REDACTED]市発達相談[REDACTED]にて学習障害の検査を受け、小学校[REDACTED]学年の漢字習得ができていない学齢に比べて[REDACTED]学年以上の遅れのある障害であると判断された(甲6号証)。この際は、明確に書字障害であることを判断された。以上の検査結果、および書字障害はその個人の生涯を通じて本人について離れないものという一般学説のとおり、[REDACTED]の書字障害は明らかであり、[REDACTED]小学校在籍中に改善されるというものではない。発達障害は、平成21年8月25日初診から[REDACTED]病院小児科で受診を続けている小児精神科医[REDACTED]医師の診断書からも明らかである(甲7号証)。同医師は解離性障害の疑いがあることを診断しているが、これについては下で詳述する。

(8) [REDACTED]小学校[REDACTED]学年在籍中の指導要録不実記載

以上のように、[REDACTED]の書字障害は現に存在するにもかかわらず、学校公簿である指導要録[REDACTED]学年が不実にあるいは不適切に記録されているのは以下に述べるような事情による。転学前までの指導要録は書面にて転出学校長が転入学校長宛に送る(甲8号証)。学年度途中で転学した場合にその学年の指導要録は学年度末に在籍した学校が作成することになっている([REDACTED]市教育委員会指導主事)。その際に、転学前の情報は、電話で転学後の学校に伝えられることになっている。この電話で伝えられた情報が、転学後の[REDACTED]市立[REDACTED]小学校に[REDACTED]小学校から送られてきた指導要録に付箋を添付する形で保存されていた(甲9号証)。[REDACTED]は[REDACTED]小学校[REDACTED]学年に転学して以降一度も登校していないため、[REDACTED]小学校[REDACTED]学年担任は、電話で伝えられた[REDACTED]小学校からの情報をそのまま指導要録に記載した。この[REDACTED]小学校で作成された指導要録は、付箋の内容そのままであることがわかる(甲9号証の正式版である甲10号証)。また、実質の指導要録作成者は[REDACTED]小学校[REDACTED]学年担任であることは、指導要録の総合的な学習の時間の記録

の学習活動に「とびだせつくばたんけんたい」として、■■■小学校在籍でなければできない活動の記録が記載されていることからも裏付けられる。

さて、問題はこの■学年記録に、不実記載がなされていることである。即ち、各教科の学習の記録の教科・国語の観点・「書く能力」が■と評価されている（評価は絶対評価である：■■■小学校■校長）。この項目は、■■■学年ともに■評価であり、上述のように書字障害はその個人が生涯背負うものであること、および下に記述するように■■■小学校■学年担任が「夏休み以降■さんが漢字の学習を一切放擲しました」と■に伝えた事実と比べると、明らかな不実記載若しくは事実と異なる記載である。更には、総合所見で「漢字の学習では、字形を整えたり覚えたりすることができないこともあったが、あきらめずに努力した。」と記述するのは不実記載である。更に不審な記載は、各教科の学習の記録の教科・国語の観点・「話す・聞く能力」を■と評価している。これは指導要録がその目的として「特に配慮を要するものを記入する」（甲11号証）という目的からするならば、総合所見になんらかを記載しなければならないが、その記載が一切なく、評価の妥当性が極めて疑われる。以上あわせて、■■■小学校■学年担任が事実上作成した指導要録はきわめて不実記載である。これは、下IIに述べるように、■■■が在籍していた■学年■組で起こった書字傷害に起因するいじめを隠蔽する意図が働いていた、と解釈されてもやむをえないものである。なお、電話で指導要録内容を引き継ぐ際は、転出転入学校の管理職が間に入ることになっている。後で示すように、■■■小学校教頭が間に入り意図的に虚偽の連絡をした可能性は否定できない。

(9)以上、■■■小学校の不作為は、発達障害者支援法（平成17年4月1日施行）および学校教育法に特別支援教育が位置づけられた改正学校教育法（平成19年4月1日施行）違反である。文部科学省は改正学校教育法施行に伴い、改めて各教育委員会に特別支援教育への取り組みを求める通達をしている（甲12号証）。とりわけ、■■■は平成19年4月1日に同校■学年に進級しており、■年次に担任が字形を整えて書くことの困難を指導要録に記載していたこの時点で、同校は適切な措置をとらなかつたことにより、下記II以下に述べる更なる事態の悪化を

招くことにつながった。更には、つくば市立小学校の中でも

が、が入学した平成18年度に既に設置されていた、すなわち発達障害児に必要な措置を行なう体制が整えられていたにもかかわらず、適切な措置をとらなかつた。小学校の責任は極めて重い。

II いじめに伴う安全配慮義務違反

(1) 小学校 年 組在籍女子児童Aは、一連の不法行為(脅迫(刑法第222条)、及び名誉毀損(刑法第230条))によりに解離性障害を発症させ、さらにはその結果によってを現在に至るまで不登校の状態に陥れた。なおつくば市は、女子児童Aの氏名等の情報開示請求(甲13号証)を拒否した(甲14号証)ために、本情報提供書では女子児童Aと記述するが、つくば市は開示する義務を負う。女子児童Aによる行為により、は人生で一度しかない初等過程の学習の機会を奪われたという損害を受けた。今現在も登校できないことにより、学習できなかつたという損害回復の機会を奪われている。

以下、女子児童Aによる不法行為を予見していながらの安全を保護しなかつた 小学校の安全配慮義務違反を明らかにする。既にIにおいて明らかにしたように、同校では、 年次担任がの書字障害を認識していながら、これを次年度の担任に的確に情報を伝えていなかつた。小学校低学年では、このような障害は、同じクラスの児童からいじめ・からかいの対象となることは容易に予見できることである。以下にその安全配慮義務違反詳細を示す。

(2) 女子児童Aはとつくば市立 小学校の同じ平成20年度 年 組であったので、同教室内において、女子児童Aはが書字障害であることを知りえた。

(3) (ア) 女子児童Aは平成20年4月から12月までの間継続的に、同校 年 組の教室内において、が書字障害であることを、公然とその事実を摘示した。この事実は下記IIIに詳述する。なお、証拠方法に示すように、はこの女子児童Aから心理的な攻撃をされたことが原因で今現在も不登校状態であり、不法行為

は現在も継続している。

(イ) 同年9月初めの時点で既に解離性障害を発症していたことを立証する（甲7号証）（甲15号証）（甲16号証）。

女子児童Aは同年4月から████の書字障害に対し精神的攻撃を続けていた。████が漢字を読める事実より、████は書字困難に苦痛を感じていたのではない。解離性障害の意味するところは精神的攻撃をされることからの防衛であった（甲15号証63ページ）。

漢字の学習を一切放擲したという事実は、児童Aから精神的攻撃されるという外界から遮断された状態を作ることであった（甲15号証80ページ）。

女子児童Aからの精神的攻撃による心的外傷直後に、漢字にもっとも書字障害が現れるために、漢字の学習を一切放擲し書字を離れるという解離が体験された。

III 学校管理下における保護者B等への注意義務違反

(7) 一方、████は同年10月に同教諭から同校に呼び出しを受け、同教諭から次のように告げられた。「████さんが女子児童Aの机に鉛筆で二度しねと書きました。そのことに対し女子児童Aの保護者Bを含め複数の学校関係者C、D、E等から「████小学校ではそのようなことを容認しているのか」との抗議がありました」。

(8) 加害事実と解離性障害

(ア) 同教諭は、████に対し次の事実を伝えた。「女子児童Aは物事をはっきり言う子供です。」更に同教諭がとった行動を原告に伝えた。同教諭は████年████組児童全員に対し「████さんの書字障害を理由に同児をからかったりいじめたりしないようになさい」と指導した。████には「しねと書くようなことはしないようにしなさい」と指導した。

(イ) █████がしねとかいたときに、████の本来の人格Aが現れた。それまでの6ヶ月の間は別の人格A'が現れていた（甲15号証の図2に示されるA'の人格）。

(9) 以上の事実から、逆算して次の事実が容易に理解できる。

(ア) 担任教諭が、この件で████の保護者である████を学校に呼び出したことから、女子児童Aは保護者Bに対して、自分の机にしねと書いたのは████であるこ

とを伝えていた。即ち、上述の保護者曰くが同校に抗議してきたときには、がそのような行為を行なったと名指しで非難してきたことを意味する。

(イ) [] が女子児童Aの机に二度しねと書いたという事実は、女子児童Aによるいじめが継続して行なわれていたことを示す。即ち、児童Aは、自分の机にしねと書いたのは[] であったことを知っていたにもかかわらず、いじめを続けたのはきわめて陰湿であり悪意をもって行った事の証拠である。

(10)以上の同教諭から[]へ伝えた事実に明らかなように、女子児童Aは[]が書字障害であることを理由に、公然と事實を摘示し、[]に精神的危害を加えた。

(11)いじめと不登校の因果関係

(ア) ■■の1学年から■■学年の担任はすべて口をそろえて「授業の休み時間になると子供たちの輪ができるおり、その中心には常に■■さんがいました。そのように常に明るく振舞いクラスの中でムードメーカーであり誰からも好かれる子供です。」と■■に伝えた。この事実より、■■がほかの児童に悪意を持って攻撃することは微塵も見られないことは明らかである。

(イ) この [] の活動は指導要録に克明に記録されている。即ち、[]、[] 年次ともに、特別活動の記録の中の学級活動、および行動の記録の中の健康・体力の向上いずれもよく活動できたと評価している。これは、[] が学年 100 人ほどの児童の名前を全員知っていた事実、休み時間にはほかの児童と外で元気に遊んでいたという総合所見の記述および、各担任から[] に伝えられた上記学校での[] の様子の報告と符合する。

(ウ) このように ■ にとっては、学校とは、ほかの児童と仲良く遊べる、自身にとっては最大の楽しみの場所であった。友人を得るためにどんな苦労も厭わないほど、友人を得ることが最大の楽しみであった。

(エ) ■■年次はほとんどまったく欠席することなく、登校できていたのが、
■■年次の同校在籍の最終の段階で、急に欠席するようになった。この事実は、いじめがないときには登校でき、いじめがあったときには登校することができなくなったことを示す。

(オ) 以上の事実から、同校は毎年に女子児童Aからいじめられることが精神的

に非常に苦痛であり、欠席したことがわかる。そして、苦痛が■■の学校への転校とともに、一気に不登校として表面化したのである。

(12) (関連事実) ■■の登校状態

(ア) ■■は小学校■■年次では、朝に元気よくはつらつと家を出て学校に向かった。しかし、■■年次からは、朝にうなだれて、学校に行くのが辛そうに家を出て行くようになった。

(イ) ■■年次には、自宅から同校まで徒歩5分ほどでいけるところを、登校のために朝7時に自宅を出るようになった（教室の鍵を開錠する担当者確認済み）。この早朝登校理由は下記に詳述する。

(13) このように友達を作ることが得意であり、好きであった■■が、書字障害を理由に■■年■■組のクラスの仲間からからかわれたり、いじめられたりすることは、まことに耐え難いことであった。特に女子児童Aには公然と事実を摘示され、精神的に危害を加えられ苦痛を味わわされた。

(14) 同年12月末には、原告の仕事の都合で転居することになり、■■小学校から転校することになった。12月24日クラスの皆に対して最後の挨拶の際に、「■■さんは涙ぐんでいました。」と■■は同教諭から伝えられた。この事実は、(11)の事実及び(13)に記述した経緯を考えると、「僕は皆のことが大好きです。せつかく僕はみんなと仲良くしたかったのに、仲良くしてもらえずに残念です。」「そのことを担任の先生にも理解してもらえなかっただけは残念です。」という悲しみの涙であった、と解釈するのが妥当である。

(15) この■■小学校で女子児童Aから受けた精神的被害は、転校先小学校での不登校という形となって現れた。転校直後平成21年1月8日の登校日から、転校先の担任・クラスメートからの親切な声掛けにもかかわらず一切登校することはしなかった。

(16) 第2解離性障害発症

(ア) しかし、転機が訪れた。同年4月8日に■■学年に進級することになった。同年4月7日の夜に、枕元にランドセルを置き、「明日からは小学校に行く」といつて就寝した■■が夜中になって突然大声を出して泣き出した（ちなみに、通常は

ほとんど泣くことのない子供であった)。そして、やがて起き出し、虚空を指差し「ほら、あそこにお化けがいるでしょう、怖いものがいるでしょう、見えないの・・・」と泣き続けた。朝方まで泣き続け泣きつかれて就寝した。

(イ) まったく同様のことは、翌日4月8日にも起こった。

(ウ) そこで[]らは「わかった、もういい、学校に行けるようになつたら行こう、それまではいかなくていい」と言ったことで、その翌日以降はこの症状(解離性障害)(甲7号証)(甲15号証)(甲16号証)は現れなくなった。

(エ) 以上の事実と、文部科学省通知(甲17号証)では、児童が精神的苦痛を感じていることをいじめの定義としていることから、女子児童Aのとった行動は明らかにいじめである。

(17)(16)記述の[]に見えたお化けとは女子児童Aのことであることを立証する。

(ア) (16)に記述した症状は不登校の期間は現れなかった。解離性障害の別人格は姿を消す(甲15号証24ページ)。

(イ) この症状が現れたのは、[]が転校後の不登校を乗り越えて、明日から学校に登校しようと決意した日である。

(ウ) この[]の登校前日に現れた症状は解離性障害である。即ち、就寝した後に、[]の別人格、即ち、[]小学校[]年[]組に登校していたときの[](これをA' と呼ぶ)が、現れたのである(甲15号証の図2に示される A' の人格)。人格 A' は[]小学校[]年[]組に登校していたときに負わされた心的外傷によるものである。普段は現れることのないこの A' が登校しようと決意したことによって、呼び出されたのである。

(エ) (9)に示すように、女子児童Aは精神的攻撃をする存在であった。一方、(7)に示すように、女子児童Aは[]にとってはしねといいたくなるような、恐怖の存在であった。

(オ) これらより、[]の人格 A' に現れたお化けは女子児童Aのことであったことがわかる。

(18) 心的外傷を負われる出来事があったので別人格をとることを[]は自ら学んだ。

(12)(イ) の事実は、朝に一人で教室にいることにより、別人格になることがで

きるためである（甲15号証7ページ）。女子児童Aからの外傷に対する防衛（甲15号証62ページ）のために一人で教室にいる時間を作ったと考えることができる。

(19) 同学校■年■組で6ヶ月の解離性障害の潜伏期間がより長いほうが、転学以降6年間のより長い不登校状態となって現れた。

(20) 不登校状態

(ア) これ以降、転校後の6年2ヶ月のほとんどが実質的な不登校の状態にならざるを得なかった（甲18号証）（甲19号証）。

(イ) なお、文部科学省通知（甲20号証12ページ（別記））などを受け、在籍小学校では、■の活動の多くを出席扱いとしている。

(ウ) 転校後在籍小学校出欠記録（甲18号証）で出席として記録されているもののほとんどが、通級指導（ラポートが必要な児童への個別指導）活動（甲21号証）・適応指導■（不登校児童のための指導施設（甲22号証））活動・在籍校特別活動室における個別活動であり、在籍教室での活動は極一部である。とりわけ平成22年度■市就学指導委員会がラポートをとることができた相手を増やす必要があることを認めていることから、女子児童Aによって精神的攻撃をされたことに起因する傷およびそれを担任ほか学校側に適切に理解してもらえなかつたことに起因する精神的な不安が不登校につながったことを公的に認めたものである（甲22号証）（甲23号証）。ラポートとは、精神的な傷害を受けた児童に対して適切な支援を行う信頼関係を築く事を指す。

(エ) このように長期に不登校状態になっているのは、■小学校■年■組において女子児童Aに障害を障害として公然と掲示され、解離性障害を発症し学校が怖くなつたことによる。

(21) 平成21年度■市適応指導■に通級を始めた最初に同■指導主事から「登校できない児童は何らかの理由で自尊感情が低下したのです。」といわれた。同センターからは、複数回にわたり、■市内学校の特別教室で行なわれていた小集団活動参加に誘われたが、■が参加することを拒否した。他児と一緒に活動することの拒否は、■の学校からの逃避を示していた。即ち、不登

校自体が、解離症状であることを示す（学校にいる人格 A' と学校にいない人格 A という形で現れていた）。

(22) [] は平成 20 年当時、[] 小学校の [] 学年およそ 100 人の児童全員の氏名を覚えていた。しかし、現在は女子児童 A を覚えていない。覚えていない現在の [] の人格 A より当時の人格 A' は解離していたことがわかる。

(23) 以上述べたように、[] 小学校でいじめられなかつた [] 年次在籍中は通常のように出席していたものが、[] 小学校でいじめられた [] 学年末には連続欠席し、また [] の小学校に転校して以来長期に不登校になった事実より、女子児童 A によるいじめが原因で不登校になった因果関係は明白である。[] 市適応指導 [] 指導主事の言葉「不登校になる児童は、自尊感情の低下がその原因です」はそれを語って余りある（甲 22 号証）。

4 [] 小学校の責任

同校は次の三点に渡り注意義務を怠った。即ち(1)発達障害者支援法および改正学校教育法で定められている児童への適切な支援を怠った。(2)女子児童 A によるいじめを防ぐ注意義務を怠った。(3)保護者 B によるいじめ帮助を防ぐ注意義務を怠った。保護者 B が同校に抗議したという事実は、保護者 B は女子児童 A のいじめ行為を知らないことを示す。よって、同校は保護者 B に対し女子児童 A にいじめないよう、指導する義務があったが、同校はその義務を怠った。したがって、保護者 B がいじめ帮助を行なうのであるから女子児童 A のいじめは担任の注意によってなくなることはなかった。以下同校の責任を詳細に証明する。

(1) [] は [] 学年担任から、休み時間に子供たちの輪ができているとその中心には常に [] さんがいました」といわれるほど、クラスの子供たちから慕われる存在であった。その皆との融和を重んじる [] が、「しね」と書かざるを得なかつたことが、相手児童からのいじめの程度はきわめて大きい事実を、証明する。指導要録・指導に関する記録・行動の記録の責任感は 1 学年ではよくできたと評価されているのが、[] 学年では評価されないのは、このような他児童からのいじめによるものと解釈される（甲 2 号証）。

(2) また、この女子児童 A は普段通常から粗暴であった。したがって、クラスのほかの児童からもいじめはあったが、この女子児童 A が突出していじめが大きかった。(3) に記すように、この女子児童 A の保護者も粗暴であり、女子児童 A が極めて重大な

いじめをしたことは、その保護者の態度からして、十分証明される。

- (3) 複数学校関係者が事実を確認しないまま抗議するという、加害児童Aのみならずその保護者Bによるいじめを容認する学校の安全配慮義務違反であり、このような保護者及び学校双方の対応から容易に[]の将来に重大支障をもたらすことは以下に詳述するように予見可能である。なお、予見可能であることは、文部科学省通知に、いじめにより不登校が発生するため、学校に十分注意するよう求めていたことより、明白である（甲23号証）。
- (4) 学校と保護者Bの間の問題点を記す。学校に対し「学校は「しね」という事を容認しているのか」と抗議してきた保護者Bに対して「このことが起こった元はと言えば、お宅の子供が陰湿にいじめたのが原因であり、助けを必要とする子供を助けるどころか、その子供をいじめているお宅の教育がよくない、監督義務違反」とはっきり因果関係事実を指摘しなかった学校側の責任は大きい。
- (5) しかも、いじめた児童Aの当該保護者Bはほかの学校関係者C、D、E等まで巻き込んで、学校に抗議してくる、というのは、明らかに悪意を持ってとった行動であり、社会人としてきわめて不適切である。
- 学校にはその保護者Bに責任があることを厳重に指摘する責任があり、その責任を果たしていない。
- (6) 同校はその保護者Bの不適切行動を指摘しなくてはならない。其れが、そうではなく、いじめた児童Aの保護者Bが抗議した相手を呼び出し、その呼び出した保護者[]に対し、苦情を言うというのは、正邪が逆転している。
- (7) 同校学校経営基本姿勢が、すべての不適切な対応の根底にある。そこには、同校保護者らの要求で通信簿を発行しない、などという一部保護者の要求に容易に屈する、学校としての毅然とした態度がないが、根底にある。一部の保護者の理不尽な要求におもねるという安易な姿勢がある。平成27年3月18日つくば市役所総務課会議室において同校現[]校長が、通信簿を発行しない趣旨を[]に語ったことからも明らかである。
- (8) これが、何か一朝事あったときに、保護者に対し、適切な態度を取らない、に結びつく、その典型である。
- (9) 同校側は、[]が入学式前に[]教頭に口頭で伝えた時点で既に[]が発達障害であることを把握していた。更に、■学年と■学年の担任は、[]に書字障害があることを把握しておりながら、その支援のために具体的な行動を取らなかった。■学年担任も[]の保護者から書字障害があることを伝えられて、初めて支援に動き出した、この何も対策をとらなかった不作為が、書字障害児を対象にしたいじめを大きくしたひとつの大きな原因である。
- (10) 女子児童Aは、社会通念上、その監督保護者から、「障害のある子供を理解し、むしろ助けなければならない」と学ぶ立場にある。
- (11) 保護者Bは、Bの家庭において、児童はお互いに高めあい特に障害者に対して寛容・親切に接するように女子児童Aに対し教育していかなかった。

- (12) また、[] 小学校の教育目標は「[]」であり、[] を掲げているのである。同校と保護者らは緊密な連携を取っているのであるから、女子児童 A がこれを学ぶのは当然の責務である。
- (13) 女子児童 A の保護者 B は、女子児童 A の保護者 B が女子児童 A より、「女子児童 A が [] からしねと書かれた」と聞いたときに、なぜそのように書かれるに至ったかの理由を女子児童 A に聞き取りしなかった。仮に聞き取り、女子児童 A が [] をいじめたのが原因だと言ったとすると、女子児童 A をして [] に謝罪させなかった女子児童 A の親権者監督不行き届きである。
- (14) 同校 [] 年 [] 組にはおよそ 30 名の児童が在籍していたが、そのなかで女子児童 A のみが突出して [] を心理的に攻撃したのは明らかに女子児童 A の親権者監督不行き届きである。
- (15) 女子児童 A の保護者 B は、女子児童 A の保護者 B が同校に対し「学校はしねと言うことを許容するのか」抗議したとき、どのような手段（同校に行ったのか電話したのかメールしたのか手紙を出したのか）を用いたか、その具体的な文面・文言は何か、その内容を書面にて明らかにし、保護者 B 自らの不適切行為を明らかにする責任がある。
- (16) 女子児童 A の保護者 B は、女子児童 A の保護者 B が誰に対し（たとえば [] 年 [] 組のほかの保護者、あるいは PTA の同じ役員など親権者 B とのつながりとともに伝えた人の氏名・住所・電話番号を示し）、どのような目的で、「しねと書かれたか」を同人らに伝えたかを書面にて明らかにし、保護者 B の不適切行為を明らかにする責任がある。
- (17) 仮に女子児童 A の保護者 B が、文部科学省が示している保護者の責任（甲 17 号証）（甲 20 号証 6 ページ⑥項など）（甲 23 号証）を十分に果たしていれば、女子児童 A は [] を攻撃せずに、[] は安寧な学校生活を送ることができたのは、当事既にいじめに対して警鐘を鳴らしていた文部科学省の通知を見れば明らかである。
- (18) (関連事実)

- (ア) 一方、■は平成21年10月に事前に■教諭と面談の約束をとって同校教室において、学年主任同席の下話し合いを持った。■が■小学校から転校して以来、一度も登校できずにいることを告げた。
- (イ) ■はその場で■学年時の12月に■の転校の際にクラスの全員が書いたお別れの手紙の綴り中の「心理的攻撃を行なった女子児童A」の名前のみが破り取られていた箇所を示した。
- (ウ) これは■が女子児童Aの机にしねと書かざるを得なかつたこととあわせ考え、女子児童Aから受けた精神的苦痛が耐え難いものであつたことを示す証拠である。
- (エ) 上述「3 安全配慮義務違反」にて示したように、どんな友とも友情を結びたいと思う■が許すことができないほどの残酷な仕打ちを女子児童Aがしたことを見せるものである。この事実に対し、同教諭は「すみません」と謝罪した。
- (オ) この事実に対し、学年主任は「■年■組クラス名簿と照合すればこの児童が誰かわかりますね」と発言したが、面談に途中から同席した■教頭は事前に約束をとった面談であるにもかかわらず「今会議中だから、もうお引きください」と強要したことで面談は途中で終わらざるを得なかつた。
- (カ) これらのことから、同校の協力が十分得られれば、より事件は早く解決していたと思われる。
- (キ) 更に、■は同校■校長宛に2度、つくば市教育委員会に1度本件照会の文書を送っているが、それに対して何の返答もなかつた。これらに対し誠実に返答していれば、より早く解決していたと思われるのは、同校の誠意を疑わせるものであり、教育者の姿勢としてまことに残念である。
- (18) 民法第724条については、上記のように現在も有効であるが、つくば市が女子児童A氏名を開示しないために、その責任を負う(甲14号証)。

5 損害

- (1) 書字障害があつても、女子児童Aに攻撃されることがなければ、■は解離性障害

を発症することもなく、転校後に不登校になることもなかった。また女子児童Aが障害を障害として掲示し精神的に加害したことは、█████を脅迫するものである。

- (2) 不登校によって、友達を作ることが一番の楽しみであった█████は、ほかの児童と交わるという人格形成初期という人生のもっとも重要な時期における最大の機会を奪われた。
- (3) 上記 「3 安全配慮義務違反」に記述の事件が原因で学校が怖く、中学卒業までを含めおよそ●年●ヶ月の間実質的不登校になり、初等教育の貴重な機会を奪われ、当然学力も発達年齢相当には至らない。
- (4) 以上█████の人権を奪われた親の損害。

証拠方法

- 1 証拠説明書のとおり提出する。
- 2 その余は、必要に応じて提出する。

附属書類

- 1 甲1から23号証 (証拠説明書の通り) 各1部

マリ子

学校生活全般

小学校在籍中は友達とも仲良く遊び、係の仕事もよく行っていました。

年生前期は給食係として、給食準備の進行を4人で担当しました。また、給食台を拭く仕事も忘れずに行うことができました。後期はクラスごとに並ぶときに号令をかける係を担当しました。他の子よりも早く行動を起こすことが要求されるかかりだったため、それができず担任の注意を受けることも多くありましたが、係の仕事を頑張ろうとする意欲が見られました。

授業中の様子

年生の時は多動が見られたということでしたが、年生では多少落着きがない時をのぞき、授業にも集中することができました。筋道を立てて話すのが少し苦手なようでしたが、それ以外は発表もよくし、発音もはつきりしていました。教室では落ち着いていましたが、音楽室での先生の授業を受けるときは椅子に乗って立ち上がりたりすることもあったようです。

学習のようす

算数はひらめきもよく、意欲的に授業に参加しました。計算も面倒な計算以外はよくできました。読字は問題なかったと思います。ただ書字が困難で、漢字の練習が進まず苦労しました。また、ノートへの記録が全教科とも苦手でした。

友達関係

友達とは外で元気に遊んでいました。書字が困難なため、まわりからからかいを受けることもあり、そのことに関してはストレスを感じることもあったと思います。しかし、孤立することはまったくなく、必ず誰かと一緒に、また多くの場合大勢の友達と体を動かす遊びをしていました。

転校が決まって

欠席は全くと言っていいほどしないお子さんでしたが、転校がきまったのとお祖父さんがなくなったのがかさなってショックをうけたのか、10日ほどお休みをしました。しかし、最後の1週間は元気に登校し、担任の心配をよそに、以前とほとんど変わらない様子でした。それがかえって、自分の心を隠しているようで、担任の知らない一面があるのだと思いました。12月24日、最後の日はみんなでゲームをしたり、一人ずつくんへの一言メッセージを伝えたりしたところ、君は涙を見せました。それでもその後はまた、いつもの様子で下校しました。

小学校主任

甲/号記

個人情報開示決定通知書

[]様

[]市長 []

平成27年6月11日付けで請求のあった個人情報の開示については、[]市個人情報保護条例第21条第1項の規定により次のとおり開示することと決定しましたので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	・発達相談記録票（初回）、心理評価報告書（H18.1.6付） ・発達相談記録票（継続）（H18.3.22付）		
個人情報の利用目的	相談記録の作成・管理のため		
個人情報の開示の日時及び場所	日時	27年7月2日	午前・午後 2時45分
	場所	[]	市役所1階 []
所管課	[]部 [] (電話 [])		
備考			

- （注）（1）指定の日時においてになれない場合には、あらかじめ所管課に電話等で連絡してください。
- （2）開示を受ける際は、通知書を提示するとともに本人であることを証明できる書類を提出、又は提示してください。
- （3）相続人等又は本人若しくは相続人等の法定代理人が開示を受ける際には、注（2）の書類のほかその資格を証明する書類を提出し、又は提示して下さい。
- （4）[]市個人情報保護条例第25条第3項の規定によりこの通知があった日の翌日から起算して90日を経過すると原則として開示を受けることができなくなります。正当な理由によりこの期間内に開示を受けることができない場合には所管課へご連絡下さい。

心理評価報告書

ケースNo	05-13862	氏名	[REDACTED]	生年月日	H [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日生
評価実施日	H18年1月6日	CA	5:10(保育園)	評価者	(相談:[REDACTED])

1 検査

WPPSI知能診断検査

VIQ [REDACTED]

PIQ [REDACTED]

FIQ [REDACTED]

【言語性検査】

【動作性検査】

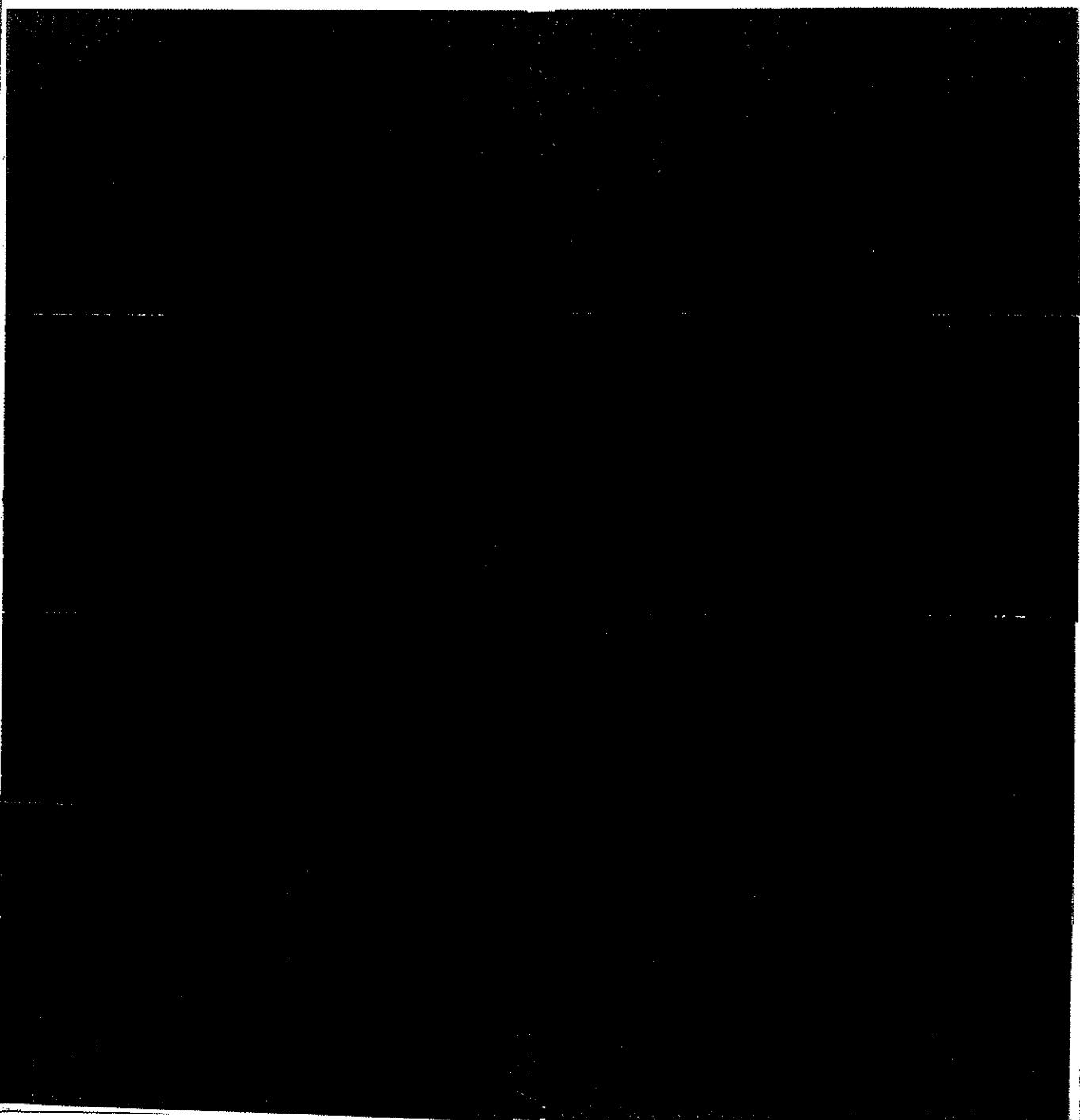
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

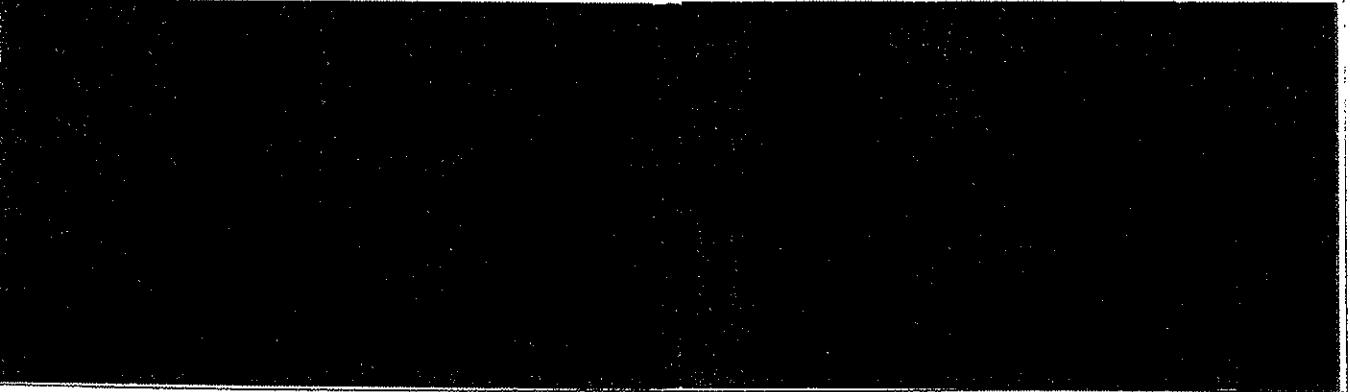
- 1 知識
3 単語
5 算数
8 類似
10 理解

- 2 動物の家
4 絵画完成
6 迷路
7 幾何图形
9 積木模様

2 行動観察



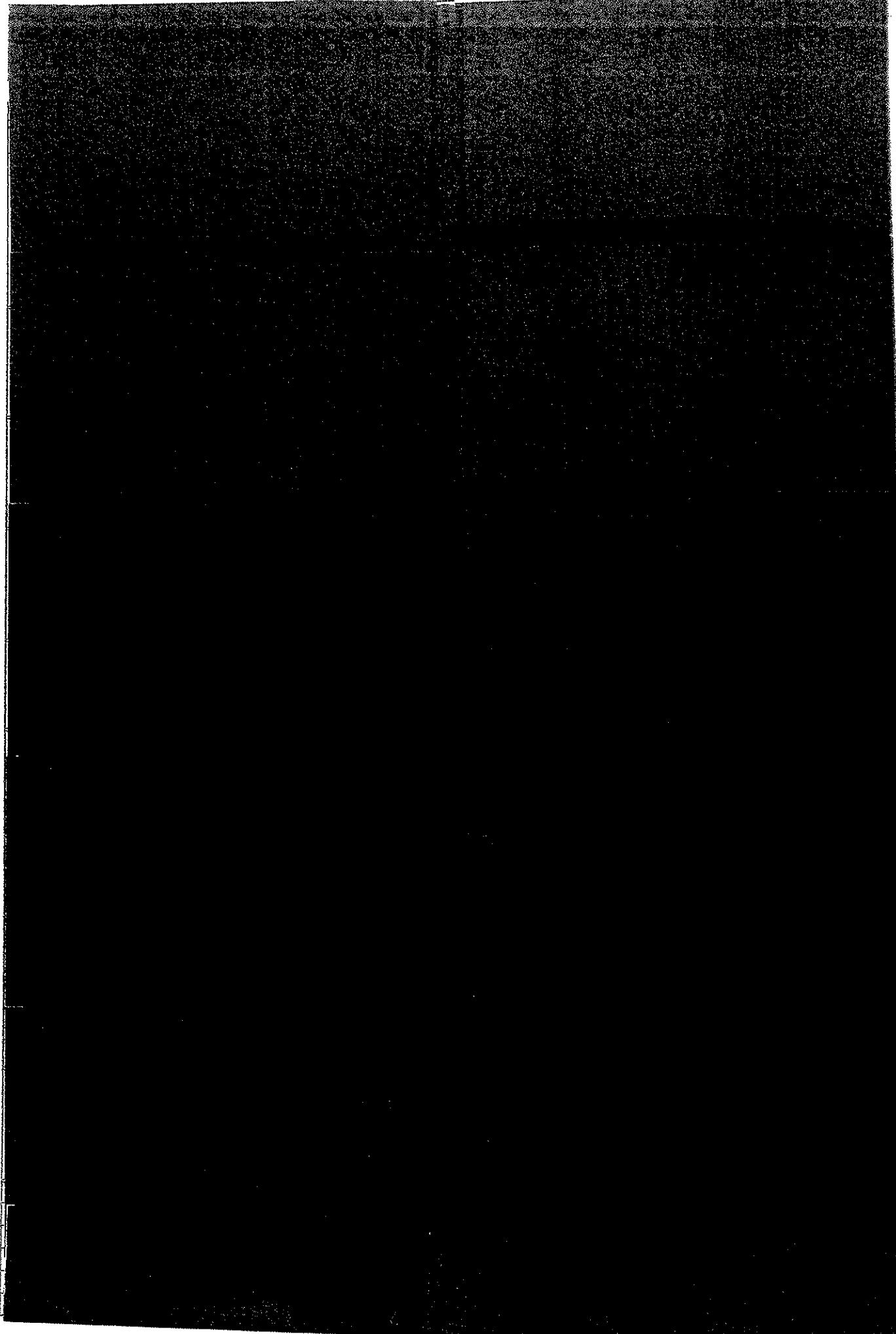
3 総合所見と今後の方針



小学校児童収録表

様式1 (学籍に関する記録)

学年	1	2	3	4	5	6
----	---	---	---	---	---	---



児童氏名

第1学年

第3学年

第5学年

区分
学年

1

2

3

4

5

6

甲3号言証

ホーム > 啓発 > ディスレクシアとは

ディスレクシアとは

ディスレクシアとは、知的に問題はないものの読み書きの能力に著しい困難を持つ症状を言います。充分な教育の機会があり、視覚・聴覚の器官の異常が無いにも関わらず症状が現れた場合に称します。

一般的な特徴

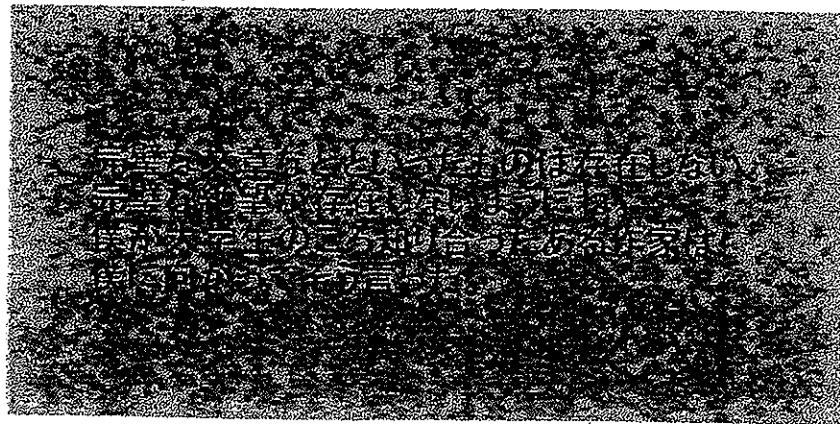
- 読み書きの困難があります
- 日本でも人口の 5 %から 8 %はいます。欧米では10%から 15 %と言われています。
- ぜんぜん読めないのでなく、正確さと流暢さに問題があります
- LD (learning disabilities-学習障害) というよりは (learning difference, difficulties) とエッジでは捉えています
- 音と記号である文字をつなげる能力（音韻認識）が弱いです。
- 記号である文字の形や構成している部分を正しく認識できません。
- ディス (dys) はギリシャ語の「困難」「欠如」という意味、lexiaは「読む」という意味です。
- 脳科学、DNA分析などで解明されてきています

例えば

ディスレクシアの人の見え方はさまざまです。本人たちに言わせると文字が躍る、動く、かすれるなどと表現します。

- 一例として下図のように感じられます。

通常の見え方



ディスレクシアの感じ方

完璧な文章などいったものは存在しない。
 完璧な絶妙な在しゃうには。
 僕大学生のころ知り合ったある作家は
 僕に向かってそう言った。

- 文字が上空から見た摩天楼のように目に刺さってくる。近づいた文字が遠くの文字を隠し、行も違う行に移行してしまう。色のシートを使うことで平屋になる、つまり落ち着くそうです。
- 文字が躍る、動く、ねじれることでどこにどの文字があるかわからない。書き写そうとすると、どの文字のどこを写していたかわからなくなってしまう。

解決方法の例

- 見やすいフォント（丸ゴシックなど）、見やすいサイズ（12ポイント-弱視用だとしばしば大きすぎる）、行間を充分に空けるなどの工夫
- 漢字については、文字を一つずつ見せる、または4文字熟語であれば4文字熟語ごと
- 行ごとに隠して窓を作つてみせる。
- 色つきの透明フィルターでカバーする
- 音声で聞かせて意味を取る
- AT(補助的な機材を使用する)

その他いろいろとあり、個人にとって最適な方法を模索します。

アセスメント

- 読み書きについては正確には小学校4年生くらいにならないと日本語のディスレクシアははっきりとわからぬことがあります
- 中学校で英語の読み書きが入ってくると途端に困難を示す場合があります
- 発達障害教育支援センターのページにあるようにWISC、K-ABCなどの心理検査でも傾向と対応方法がわかります

生活の配慮

- 見やすいフォント（丸ゴシックなど）、見やすいサイズ（12ポイント程度、弱視用だとしばしば大きすぎると）、行間を充分に空けるなどの工夫
- 色のシート、枠を設ける
- 音声で補助する

- 特別支援教育支援員の活用
 - 静かな環境
 - 試験では時間延長を行ったりします。
-

copyright © NPO EDGE (エッジ)

検査者:

氏名:	[REDACTED]	男・女:	[REDACTED]	利き手:	[REDACTED]
学校名:	[REDACTED]			学年:	[REDACTED]
検査理由:					

下位検査

- 1 絵画完成
- 2 知識
- 3 符号
- 4 類似
- 5 絵画配列
- 6 算数
- 7 積木模様
- 8 単語
- 9 組合せ
- 10 理解
- 11 (記号探し)
- 12 (数唱)
- 13 (迷路)

評価点合

下位検査評価点

言語性検査

動作性検査

19
18
17
16
15
14
13
12
11
10
9
8
7
6
5
4
3
2
1
0

用4号記

甲 5号証

<WISC-III知能検査の概要の紹介>

特別支援学校や特別支援学級で用いられることが多い、
WISC-III知能検査の概要について紹介します。



【WISC-III 検査器具等】

1 WISC-IIIの概要

【表1】WISC-IIIの概要

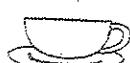
適応年齢	5歳0ヶ月～16歳11ヶ月
下位検査	<ul style="list-style-type: none"> ○言語性検査：基本検査6種類（知識、類似、算数、単語、理解）、補助検査1（数唱） ○動作性検査：基本検査7種類（絵画完成、符号、絵画配列、積木模様、組合せ）
結果の表示	<ul style="list-style-type: none"> ○IQ：言語性IQ(VIQ), 動作性IQ(PIQ), 全検査IQ(FIQ) ○群指数：言語理解(VC), 知覚統合(PO), 注意記憶(FD), 処理速度(PS)
特徴	個別式の検査法で、測定された知能の内容を分析し診断的に理解する

2 WISC-IIIの下位検査

【表2】WISC-IIIの下位検査の概要

下位検査		概略	測定される主な固有の能力
言語性検査	知識	日常的な事柄や場所、歴史上の人物など、一般的な知識に関する質問をしてそれに言葉で答えます	一般的な事実についての知識量
	類似	共通の概念をもつ2つの言葉（刺激語）を口頭で示し、どのように類似しているか答えます	論理的なカテゴリー的思考力
	算数	算数の問題を口頭で指示し、子どもは紙や鉛筆を使わず暗算で答えます	計算力
	単語	単語（刺激語）を口頭で指示しその意味を答えます	言語発達水準 単語に関する知識
	理解	日常的な問題の解決と社会的なルールなどについての理解に関する一連の質問をして、口頭で答えます	実際的知識を表現する力 過去の経験や既知の事実を正確に評価する力 聴覚的短期記憶
	数唱	数字（数系列）を読んで聞かせ、同じ順番で（順唱）あるいは逆の順番（逆唱）でその数字を答えます	視覚刺激に素早く反応する力 視覚的長期記憶
	絵画完成	絵画カードを見せて、その絵の中で欠けている重要な部分を指さしか言葉で答えます	指示に従う力・動作の機敏さ 事務処理の速度と正確さ 視覚的短期記憶
	符号	幾何図形（符号A）または数字（符号B）と対になっている簡単な記号を書き写します	結果を予測する力 時間的な順序の認識ないし時間概念
	絵画配列	短い物語を描いた何枚かの絵カードを決められた順序に並べて見せ、物語の意味が通るように並べ替えます	全体を部分に分解する力 非言語的な概念（解法の法則性など）を形成する力 自分が考案した空間構想に对象を位置付ける力 感覚運動のフィードバックを利用する能力 部分間の関係を予測する力 患者の柔軟性 視覚的探索の速さ
	積木模様	モデルとなる模様（実物またはカード）を提示、同じ模様を決められた数の積木を用いて作ります	視覚的パターンをたどる力 見通し能力
動作性検査	組合せ	ピースを特定の配列で提示し、それを組み合わせて、具体物の形を完成します	
	記号探し	左側の刺激記号が右側の記号グループの中にあるかどうか判断し、回答欄に○をつけます	
	迷路	迷路問題を解きます	

【研修用ビデオ紹介】



知能検査は、手引き書のとおり、実施する必要があります。WISC-IIIは、手順がやや複雑ですので、研修用ビデオを活用すると、早く正確にマスターすることができます。



* DVD版も
発売予定
(2007.7)
31,500円

【WISC-III研修用ビデオ】

【資料2】

3 WISC-IIIの数値の意味

(1) 全検査 IQ (Full IQ)

全般的な知的発達の水準を把握するものです。WISC-IIIのIQは全て偏差IQで、平均が100、標準偏差が15に設定されています。知能水準の段階としては【表3】のとおりです。実際の解釈には、測定標準誤差を考慮する必要があります。また、言語性IQ (V IQ) と動作性IQ (P IQ) の間に著しい差、下位検査の評価点 (SS) に著しいばらつきがある場合は、慎重に解釈します。

【表3】知能水準の分類

IQ	分類	理論上の割合 (%)
130以上	非常に優れている	2.2
120~129	優れている	6.7
110~119	平均の上	16.1
90~109	平均	50.0
80~89	平均の下	16.1
70~79	境界線	6.7
69以下	精神遅滞	2.2

(2) 言語性 IQ (V IQ) と動作性 IQ (P IQ)

言語性IQ (V IQ) は、主に言語的能力や聴覚-音声処理過程の能力を測定する指標であり、過去の学習経験を得られた判断力や習慣などの結晶性知能との関係が深いとされています。

動作性IQ (P IQ) は、動作性能力や視覚-運動処理過程の能力を測定する指標で、また、新しい状況に適応する流動性知能との関係が深いとされています。

言語性IQ (V IQ) > 動作性IQ (P IQ) → 言語性優位の可能性 (VC > POで確定)

言語性IQ (V IQ) < 動作性IQ (P IQ) → 動作性優位の可能性 (VC < POで確定)

(3) 群指数

知能のより分析的な解釈を可能にする指標であり、以下の4つがあります。

【表4】4つの群指数と、各群指数で測定される主な能力

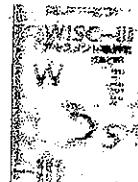
群指数	構成する下位検査	測定される主な能力
言語理解 (VC)	知識類似單語理解	・言語的な情報や、自分自身がもつ言語的な知識を状況に合わせて応用できる能力 [言語意味理解、言語的知識、言語的推理、言語表現]
知覚統合 (PO)	絵画完成 絵画配列 積木模様組合せ	・視覚的な情報を取り込み、各部分を相互に関連付け全体として意味あるものへまとめ上げる能力 [視覚的刺激の統合、非言語的思考、非言語的推理、同時処理]
注意記憶 (FD)	算数数唱	・注意を持続させて聴覚的な情報を正確に取り込み、記憶する能力 [注意の範囲、聴覚的な短期記憶、聴覚的な系列化、継時処理、聴覚的情報の記号化]
処理速度 (PS)	符号記号探し	・視覚的な情報を、事務的に数多く、正確に処理していく能力 [反応の速さ、視覚的短期記憶、視覚的情報の記号化]

【図書紹介】



WISC-IIIの基本的な解釈や個別の指導計画への活用を学ぶためには、
「軽度発達障害の心理アセスメント」(上野一彦著) 日本国文化科学社」が
おすすめです。この資料もこの図書を参考に作成しています。

WISC-IIIのさらに本格的な解釈の方法(プロフィール分析)や
検査結果の本格的なレポートの書き方、他の心理検査との関連等の
専門的な知識を得たい場合は、「WISC-IIIアセスメント事例集」(藤田
和弘著) 日本国文化科学社」がおすすめです。



【資料3】

<WISC-III知能検査の結果を指導・支援に活用するため>

ここでは、検査結果から求められた群指指数（V C, P O, F D, P S）に着目した、それぞれの群指指数の特性から生じる学習面、行動面・社会性での困難、及び支援の例を紹介します。

一一 学習面における支援 一一

1 言語理解（V C）が弱い子どもへの学習面の支援

基礎的な困難として考えられること

- ことばを理解することが苦手
- ことばで表現することが苦手
- ことばを使って考えることが苦手

認知特性から生じる学習の困難例

- 指示の理解が難しい
- あることばを間違った意味で使うことがある
- 文法的に不正確な言い方をする
- 音読はできても内容を理解していないことがある
- 作文を書く際、内容的に乏しい
- 文章題を解くのが難しい
- 時間の概念を表す言葉の理解が難しい



支援の例

- 言語指示はやさしいことばで簡潔に、ゆっくり、はっきり伝える
- 一度で理解できない時には指示を繰り返す
- 集団指示を理解できない時には個別に言う
- 絵や図、文字やモデルを示して伝える
- 実際の生活や場面と結び付ける
- 文章の内容を絵で示す
- 作文を書く際、写真や資料などを手がかりとして与える
- 文章題を解く際、キーワード（例：「合わせて」「のこりは」）に注目させる
- 文章題の内容を絵や図で示す



2 知覚統合（P O）が弱い子どもへの学習面の支援

基礎的な困難として考えられること

- 目で見たことを理解することが苦手
- 動作で表現することが苦手
- 物事を空間的・総合的に処理することが苦手

認知特性から生じる学習の困難例

- 聞いた内容を頭の中でまとめることが難しいなど
- 話している内容がまとまりにくい
- 文章を要約することが難しい
- 量を比較することが難しい
- 形を弁別したり、構成したりすることが難しい
- 図形の見取り図や展開図を描くことが難しい
- 表やグラフにまとめることが難しい



支援の例

- ことばで説明する
- ひとつひとつ順を追って説明する
- 部分から全体へ説明する（例：段落をおさえてから文章全体へ）
- 頭の中で操作させるのではなく、具体物を用いる
- 图形の特徴などは、ことばで定義付ける
- モデルを提示するときには、ことばを添えて説明する
- 位置や場所などは上下左右、順序、方向、目印などを言語化して確認する
(例：上から○段目、右から△番目)



【資料3】

3 注意記憶（FD）が弱い子どもへの学習面の支援

基礎的な困難として考えられること

- ことばや数をすぐに覚えることが苦手
- 数の操作が苦手
- 注意の集中や持続が困難

認知特性から生じる学習の困難例

- 聞き間違いがある
- 聞いたことをすぐに忘れる
- ちょっとした雑音でも注意がそれやすい
- 促音や拗音などの特殊音を書き誤る
- 書けないひらがなやカタカナがある
- 簡単な計算や暗算ができない
- 九九が暗唱できない



支援の例

- 注意の集中を促してから話しかける
- 一度で理解できない時には指示を繰り返す
- 絵や図、文字やモデルを補助的に用いる
- 紙を使って計算させる
- メモを活用する
- 言語指示や説明は簡潔に行う
- 集団指示を理解できないときには個別に言う
- 覚える事柄を意味付けして覚えやすくする
- 九九を覚えられない場合は、九九表を使っても良いことにする

4 処理速度（PS）が弱い子どもへの学習面の支援

基礎的な困難として考えられること

- 自分で見たことをすぐに覚えることが苦手
- 形を正確にとらえることが苦手
- 物事を素早く処理することが苦手
(目と手の協応の力)

認知特性から生じる学習の困難例

- 書くのが遅い
- 文字を視写することが難しい
- 書くときの姿勢や、鉛筆等の用具の使い方がぎこちない
- 音読が遅い
- 形態的に似た漢字と読み誤る
- 演算記号（+、-、×、÷等）の理解が難しい
- 計算が遅い



支援の例

- ことばで説明する
- 課題に費やす時間を十分にとる
- 文章を分かち書きにして示す
- 写すべき見本となるべく子どもの近いところに置く
- 図形の特徴などは、ことばで定義付ける
- 覚える事柄を、意味付けして、覚えやすくする
- 使いやすい筆記用具（鉛筆、消しゴムなど）を用意する
- 視写する量を減らす（例：ワークシートの利用）

―― 行動面・社会性への支援 ――

1 言語理解（VC）が弱い子どもへの行動面・社会性への支援

基礎的な困難として考えられること

- ことばを理解することが苦手
- ことばで表現することが苦手。
- ことばを使って考えることが苦手

認知特性から生じる行動や社会性の困難例

- 言語的な指示が理解できず集団行動からはずれてしまいやすい
- 日時や場所、やりとりなどの理解と表現が不正確でトラブルになる
- 事の流れや感情などをことばで説明できず誤解されやすい
- 会話に参加することが難しい



支援の例

- 集団指示を理解できない時には個別に言う
- 一度で理解できない時には指示を繰り返す
- 約束は紙に書いて確認する
- あいさつや約束の取り決めなど、ロールプレイをとおして練習をする
- 言語指示はやさしいことばで簡潔に、ゆっくり、はっきり伝える
- 絵や図、文字やモデルを示して伝える
- 絵や写真などを見ながらマンツーマンで会話の練習をする

【資料3】

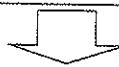
2 知覚統合（PO）が弱い子どもへの行動面・社会性への支援

基礎的な困難として考えられること

- 目で見たことを理解することが苦手
- 動作で表現することが苦手
- 物事を空間的・総合的に処理するこが苦手

認知特性から生じる行動や社会性の困難例

- 場面や状況、相手の表情を理解できずその場にあった行動ができない
- 位置や方向、場所などを間違えてトラブルになる
- 持ち物の整理や分類がしにくい
- 社会的なルールが理解しにくい



支援の例

- 場面や状況、その時の気持ちなどをわかりやすいことばで伝える
- ロールプレイを通して対人的な行動について練習する
- 位置や場所などは上下左右、順序、方向、目印などを言語化して確認する
(例: 上から2段目、右から3番目のロッカー)
- 持ち物はしまう場所ごとに色分けした目印を付けておく
- ルールはことばを用いて一つずつ確認する

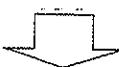
3 注意記憶（FD）が弱い子どもへの行動面・社会性への支援

基礎的な困難として考えられること

- ことばや数をすぐに覚えることが苦手
- 数の操作が苦手
- 注意の集中や持続が困難

認知特性から生じる行動や社会性の困難例

- 友だちの名前が覚えられない
- 約束を覚えていられずトラブルが生じやすい
- 相手の話を最後まで集中して聞いていられない



支援の例

- 注意の集中を促してから話しかける
- 覚える事柄を意味付けして覚えやすくする
- 覚えておくべき事をメモする習慣を形成する
- あいさつやよく用いる言い回しなどはロールプレイをとおして練習する
- 言語指示や説明は簡潔に行う
- 絵や図、文字やモデルを補助的に用いる

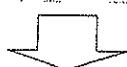
4 処理速度（PS）が弱い子どもへの行動面・社会性への支援

基礎的な困難として考えられること

- 目で見たことをすぐに覚えることが苦手
- 形を正確にとらえることが苦手
- 物事を素早く処理することが苦手
(目と手の協応の力)

認知特性から生じる行動面・社会性の困難例

- 必要な物がすぐに見つけられない
- 授業の準備が間に合わない
- 授業時間内に課題が終わらない
- 板書を写し終えることができない
- 活動のペースがゆっくりで、同学年集団の遊びについていけない



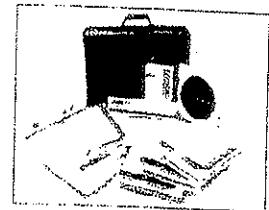
支援の例

- 授業によって必要な準備や用具のチェックリストを作る
- 使う用途によって持ち物に色分けした目印を付けておく
(例: 図工の時間に使う物に赤いシールを貼つておく)
- 課題の優先順位を考え、授業時間内に行う課題を厳選する
- 学校全体で異年齢集団での活動を積極的に取り入れる



【資料4】

<K-ABC心理・教育アセスメントバッテリーの紹介>



【K-ABC 検査器具等】

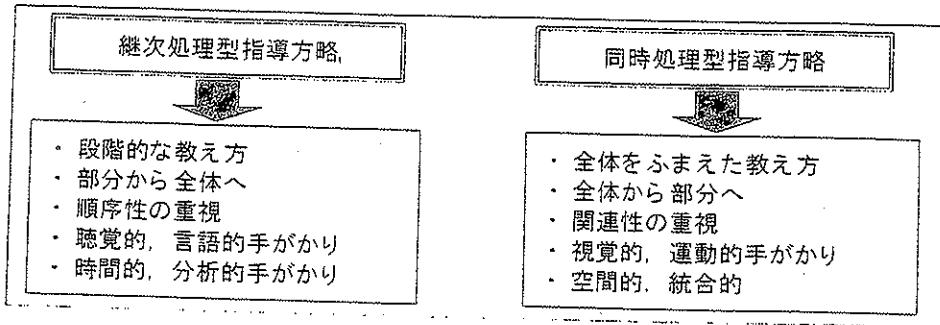
1 K-ABCの下位検査項目と検査の概略

下位検査		概 略	測定される主な固有の能力
認知処理過程	手の動作	げんこつや手がたなどの一連の動作を見せ、同じ順序でその動作を再現させる	連続刺激の運動による再生
	数唱	一連の数字を聞かせ、同じ順序で数字を復唱させる	自動的聴覚-音声記憶
	語の配列	複数の単語を聞かせ、次ページで一連の絵から、聞いたとおりの順序で絵を指させる	聴覚-視覚の統合
	魔法の窓	円盤を回転させながら小さな窓から一つの絵を連続的に見せ、その絵の名前を言わせる	聴覚-運動記憶 継次的に提示された視覚刺激の統合
	顔さがし	一人か二人の顔写真を見せ、次ページの集合写真の中からその人を見つけさせる	視覚的探索と走査の方略 顔の知覚、顔の再認
	絵の統合	インクプロット絵を見せ、その絵の名前を言わせる	知覚的統合・知覚的推論
	模様の構成	所定の数の三角形を使い、見本と同じ模様を作らせる	抽象的刺激から具体物への転換 非言語的概念形成
	視覚類推	条件となる絵や図の関係を見せ、同様の条件に基づいた絵や図を選択肢の中から選ばせる	推理的思考
	位置探し	無作為に配置された絵の場所を再生する	空間配置
習得度尺度	表現ごい	身近にある物の写真を見せ、その名前を言わせる	音声による名称の再生
	算数	絵を見せながら算数の問題に答えさせる	基本的数概念と計算能力
	なぞなぞ	3つのヒントからなるなぞなぞに答えさせる	継次的に提示された聴覚刺激の統合・概念的推論
	ことばの読み	ひらがな、カタカナ、漢字を読ませる	文字の呼称・単語の再認
	文の理解	動作を指示する文を見せ、表現させる	読解・身振りによるコミュニケーション

2 子どもの主な認知処理様式パターンの解釈と指導の方針

3つの尺度の結果のパターン	解釈	指導の方針
継次処理尺度>同時処理尺度>習得度尺度	数や言語に関する知識・能力の獲得に際して、継次処理能力及び同時処理能力を十分に応用していない	学習への意欲、興味、学習習慣、教育環境の整備などの側面からの援助とともに、継次処理型指導方略を取り入れる
同時処理尺度>継次処理尺度>習得度尺度	数や言語に関する知識・能力の獲得に際して、継次処理能力及び同時処理能力を十分に応用していない	学習への意欲、興味、学習習慣、教育環境の整備などの側面からの援助とともに、同時処理型指導方略を取り入れる
継次処理尺度>習得度尺度>同時処理尺度	数や言語に関する知識・能力の獲得に際して、継時処理能力を十分に応用していない	指導では継次処理型指導方略を重視するとともに、子どもにも継次処理様式が得意であることに気づかせる
同時処理尺度>習得度尺度>継次処理尺度	数や言語に関する知識・能力の獲得に際して、同時処理能力を十分に応用していない	指導では同時処理型指導方略を重視するとともに、子どもにも同時処理様式が得意であることに気づかせる

3 認知処理様式に基づく指導方略



4 指導例の紹介（木工作業の指導）

(1)「木工作業（カセット入れの製作）の指導」における指導内容とその主な指導方略

指導内容	主として継次的な指導方略	主として同時的な指導方略
1 用具の用途を理解する	用具の用途を一つずつ言語化して、聴覚的な手がかりによっておぼえさせる	作業工程ごとに使う用具をまとめて、絵カードによって、視覚的に理解させる
2 作業の工程を理解する	各工程を数字で示した工程表を使い、数字を強調して、作業工程の順序を理解させる	各工程ごとの作業内容を表す絵を見せて、視覚的に工程の流れを理解させる
3 必要な用具を準備する	使用する用具の名前と番号を書いた、用具カードの番号に注目させ、準備させる	絵カードを使って、作業内容と用具の用途を思い出させて、準備させる
4 (1)手順を理解して製作する：穴あけ	手順を示すカードを使用して、数字の順に作業をさせる	色分けしたシールやカードで、ボール盤の使い方や穴の種類を視覚的に理解させる
4 (2)手順を理解して製作する：組立て	手順をカードで示し、接合を2段階に分けて、組合せ方を理解させる	手順を示す絵カードと、部品を置く位置を色分けした補助具を使用させる
5 出来映えを点検する	数字を書いたシールを接合面に貼らせて、順番に点検させる	接合面を示す印をつけたアクリル板を上から重ねて、点検させる

(2)指導内容「1 用具の用途を理解する」における具体的な指導例

●主として継次的な指導方略●

- ①「のこぎりで木を切る」「けがき針で印をつける」というように、用具の用途を言語化して、聴覚的な手がかりによって覚えさせる
- ②作業工程の流れに沿って、一つずつ、用具の用途を覚える

【指導の展開】

- 1 「けがき針の使い方を教える
- ・けがき針の名称と安全な運び方を教え、実際にけがき針で部品に印をつけてみせる
- 2 用途を覚える
- ・右図の用具一覧表を見て、実際に部品に印をつけた様子を思い出させながら、「けがき針で印をつける」と音読させる
 - ・同様に他の用具についても音読させる
- 3 用具を使う
- ・実際にけがきをさせながら、「けがき針で印をつける」というように、じぶんがしていることを何回か言語化させ、用途を覚えさせる

用具一覧表		
番号	用具	使い方
1	のこぎり	木を切る
2	けがき針	印をつける
3	ボール盤	穴を開ける
4	げんのう	くぎをひく

●主として同時的な指導方略●

- ①絵カードによって用具の用途を視覚的に理解させる
- ②作業工程ごとに使う用具のいくつかをまとめて、「どのような作業内容のときに使うものか」を教える

【指導の展開】

- 1 用具を使う
- ・教師が演示しながら、次のような手順で「けがき」の工程で使用するいくつの用具を実際に使って作業をさせる。
 - ①部品に型を重ねて、型の穴の部分にけがき針で穴を開けるための印をつける
 - ②鉛筆で型をなぞって、切断するための線を描く
- 2 絵カードを見せて、用具の用途を理解する
- ・右図のような絵カードを見ながら、実際の作業の中で用具をどのように使ったか、何のために使ったかを思い出させる
 - * 絵カードは作業工程ごとに使う用具のいくつかをまとめて示す
 - * 絵カードは用途を理解するために使われる所以、必要な用具は、子どもの見えないところに置く

【図書紹介】



申6号註

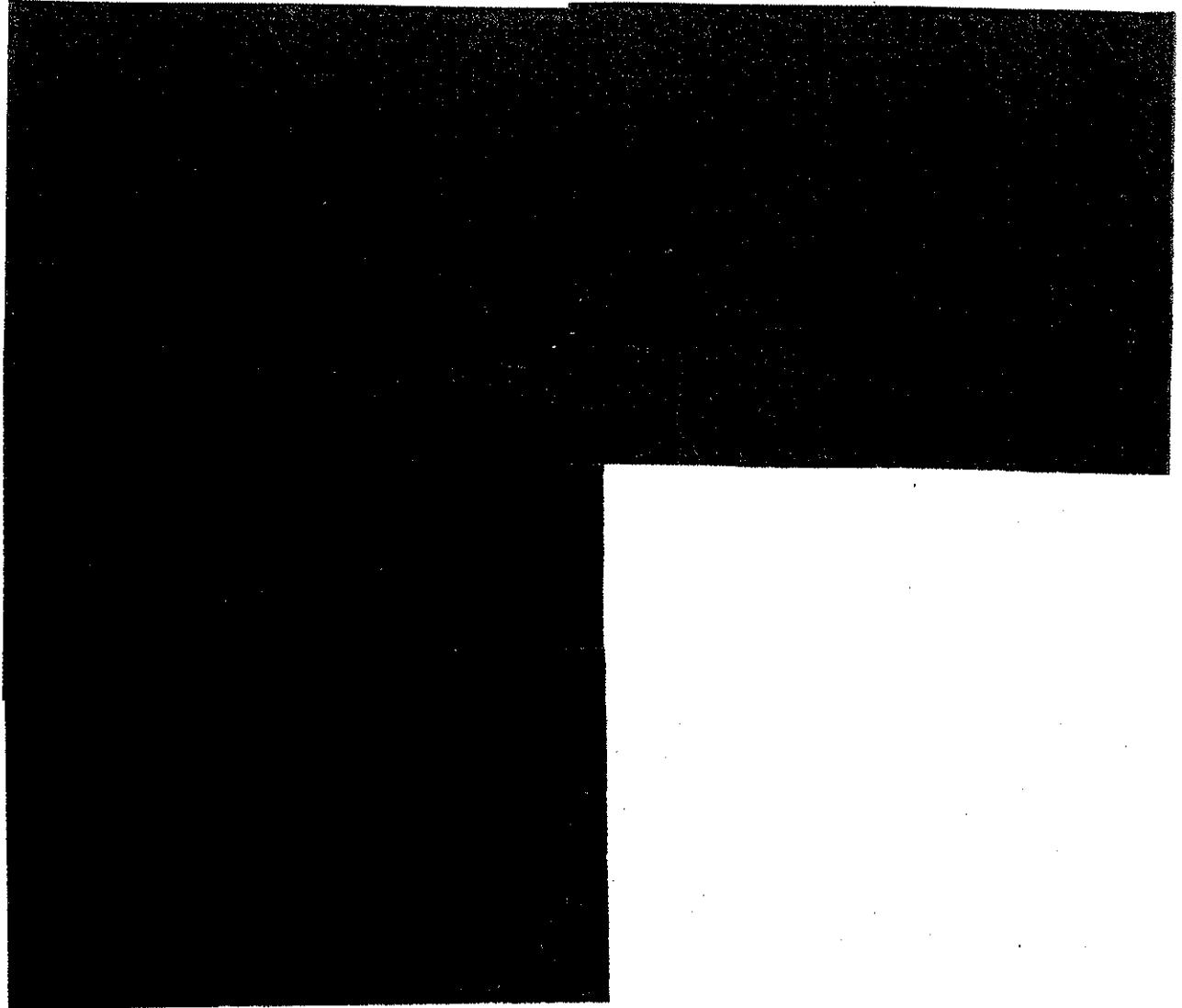
心理評価報告書

ケースNo	2005-13862	氏名	[REDACTED]	男	生年月日	平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日
評価実施日	平成25年2月27日	CA13:0		評価者	[REDACTED]	(相談:[REDACTED])

1 検査

①	[REDACTED]	⑪	
②	[REDACTED]	⑫	
③	[REDACTED]	⑬	
④	[REDACTED]	⑭	
⑤	[REDACTED]	⑮	
⑥	[REDACTED]	⑯	
⑦	[REDACTED]	⑰	
⑧	[REDACTED]	⑱	
⑨	[REDACTED]	⑲	
⑩	[REDACTED]	⑳	

分析(3)



小学生の読み書きスクリーニング検査

発達性読み書き障害（発達性dyslexia）検出のために

Screening Test of Reading and Writing for Japanese Primary School Children (STRAW)

【著者】

宇野 彰

春原 則子

金子 真人

Taeko N. Wydell

- | | |
|------|------|
| ① 平和 | ⑪ 橋 |
| ② 油 | ⑫ 世界 |
| ③ 文章 | ⑬ 歯 |
| ④ 酒 | ⑭ 鼻血 |
| ⑤ 動物 | ⑮ 商壳 |
| ⑥ 箱 | ⑯ 湖 |
| ⑦ 宿 | ⑰ 出発 |
| ⑧ 指図 | ⑯ 平等 |
| ⑨ 駅 | ⑯ 運転 |
| ⑩ 勝負 | ⑳ 勉強 |



- | | |
|------|------|
| ① 目標 | ⑪ 粉 |
| ② 梅 | ⑫ 仲間 |
| ③ 芽 | ⑬ 機会 |
| ④ 完全 | ⑭ 風景 |
| ⑤ 反省 | ⑮ 種 |
| ⑥ 健康 | ⑯ 散歩 |
| ⑦ 山脈 | ⑰ 束 |
| ⑧ 卒業 | ⑯ 孫 |
| ⑨ 鏡 | ⑯ 巢 |
| ⑩ 努力 | ⑳ 歷史 |

甲7号証

診断書

氏名		性別	生年月日
病名		明・大・昭	年 月 日
摘要			

上記の通り診断する

平成 28 年 7 月 19 日

病院

小兒科

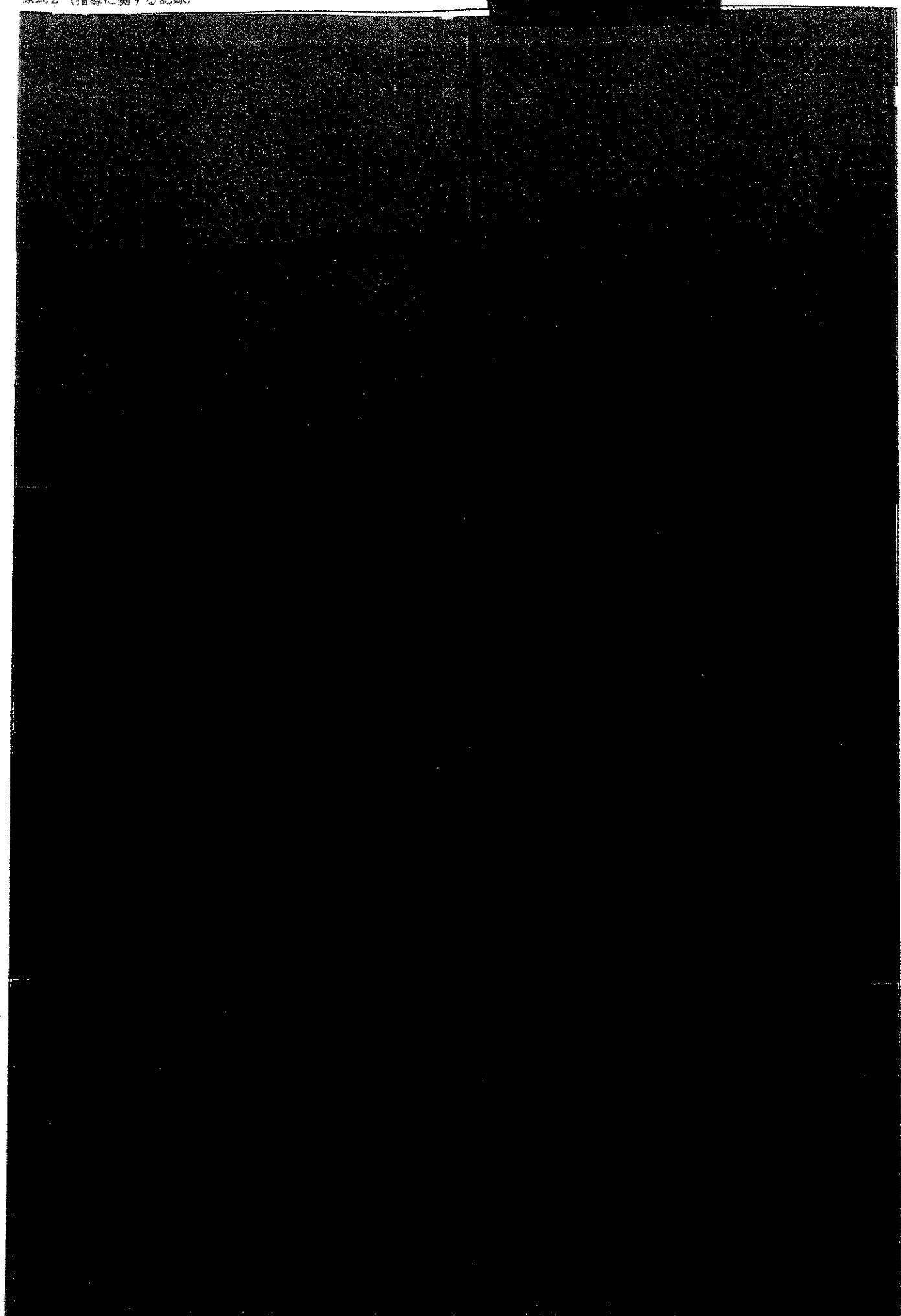
医師

21年1月2日 小学校児童指導要録

様式1 (学籍に関する記録)

区分	学年	1
	級	
	番号	

甲8号記立



児童氏名



児童氏名

[REDACTED]

小学校児童指導要録

110 3三正

区分	学年	1	2	3	4	5	6
学級							
整理番号							

様式1 (学籍に関する記録)

小学校学籍
にて正式な登録
学籍及び持主の記録

小学校

学級
整理番号

兒童氏名



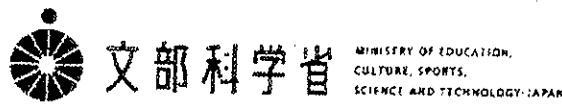
21年 1月 21日

様式2 (指導に関する記録)

児童氏名	学校名	区分	学年	1	2	3	4	5	6
[REDACTED]	茨城県つくば市立[REDACTED]小学校								

甲9号証

[REDACTED]市立[REDACTED]小学校保管
小学校児童指導要録



甲II号証

【別紙第1】 小学校児童指導要録に記載する事項等

○ 学籍に関する記録

原則として学齢簿の記載に基づき、学年当初及び異動の生じたときに記入する。

1 児童の氏名、性別、生年月日及び現住所

2 保護者の氏名及び現住所

3 入学前の経歴

小学校に入学するまでの教育又は保育関係の略歴を記入する。なお、外国において受けた教育の実情なども記入する。

4 入学・編入学等

(1) 入学

児童が第1学年に入学した年月日を記入する。

(2) 編入学等

第1学年の中途又は第2学年以上の学年に、外国にある学校などから編入学した場合、又は就学義務の猶予・免除の事由の消滅により就学義務が発生した場合について、その年月日、学年及び事由等を記入する。

5 転入学

他の小学校(盲学校、聾(ろう)学校及び養護学校の小学部を含む。)から転校してきた児童について、転入学年月日、転入学年、前に在学していた学校名、所在地及び転入学の事由等を記入する。

6 転学・退学等

他の小学校(盲学校、聾(ろう)学校及び養護学校の小学部を含む。)に転学する場合には、そのために学校を去った年月日、転学先の学校が受け入れた年月日の前日、転学先の学校名、所在地、転入学年及びその事由等を記入する。

外国にある学校などに入るために退学する場合又は学齢(満15歳に達した日の属する学年の終わり)を超過している児童の退学の場合には、校長が退学を認めた年月日及びその事由等を記入する。

なお、就学義務の猶予・免除をする場合又は児童の居所が1年以上不明である場合は、在学しない者として取り扱い、在学しない者と認めた年月日及びその事由等を記入する。

7 卒業

校長が卒業を認定した年月日を記入する。

8 進学先

進学先の中学校(中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾(ろう)学校及び養護学校の中学校部を含む。)名及び所在地を記入する。

9 学校名及び所在地

10 校長氏名印、学級担任者氏名印

各年度に、校長の氏名、学級担任者の氏名を記入し、それぞれ押印する。(同一年度内に校長又は学級担任者が代わった場合には、その都度後任者の氏名を併記する。)

○ 指導に関する記録

[各教科の学習の記録]

観点別学習状況及び評定について記入する。

1 観点別学習状況

小学校学習指導要領(平成10年文部省告示第175号)に示す各教科の

目標に照らして、その実現状況を観点ごとに評価し、A, B, Cの記号により記入する。この場合、「十分満足できると判断されるもの」をA、「おおむね満足できると判断されるもの」をB、「努力を要すると判断されるもの」をCとする。

また、特に必要があれば、観点を追加して記入する。

各教科の評価の観点及びその趣旨並びにそれらを学年別に示したものは別添1-1のとおりである。各学校においては、評価が効果的に行われるようになるため、これらを参考として、評価規準の工夫・改善を図ることが望まれる。

2 評定

第3学年以上の各教科の学習の状況について、小学校学習指導要領に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を総括的に評価し、記入する。

各教科の評定は、3段階で表し、3段階の表示は、3, 2, 1とする。その表示は、小学校学習指導要領に示す目標に照らして、「十分満足できると判断されるもの」を3、「おおむね満足できると判断されるもの」を2、「努力を要すると判断されるもの」を1とする。

評定に当たっては、評定は各教科の学習の状況を総括的に評価するものであり、「1観点別学習状況」において掲げられた観点は、分析的な評価を行うものとして、各教科の評定を行う場合において基本的な要素となるものであることに十分留意することが望まれる。その際、観点別学習状況の評価を、どのように評定に総括するかの具体的な方法等については、各学校において工夫することが望まれる。

〔総合的な学習の時間の記録〕

総合的な学習の時間については、この時間に行った学習活動及び指導の目標や内容に基づいて定めた評価の観点を記載した上で、これらの観点のうち、児童の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入するなど、児童にどのような力が身に付いたかを文章で記述する。

評価の観点については、小学校学習指導要領に示された総合的な学

習の時間の二つのねらい(〈1〉自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること、〈2〉学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようになること)などを踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて定める。(例えば、上記の二つのねらいを踏まえ、「課題設定の能力」「問題解決の能力」「学び方、ものの考え方」「学習への主体的、創造的な態度」「自己の生き方」などと定めたり、また、教科との関連を明確にして、「学習活動への関心・意欲・態度」「総合的な思考・判断」「学習活動にかかる技能・表現」「知識を応用し総合する能力」などと定めたり、さらに、各学校の定める目標・内容に基づき、「コミュニケーション能力」「情報活用能力」などと定めたりすることが考えられる。)

[特別活動の記録]

特別活動における児童の活動について、各内容ごとにその趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合には、○印を記入する。

各内容及びその趣旨は、別添1-2のとおりである。

[行動の記録]

各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、その他学校生活全体にわたって認められる児童の行動について、各項目ごとにその学年別の趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合には、○印を記入する。また、特に必要があれば、項目を追加して記入する。

各項目及びその学年別の趣旨は、別添1-3のとおりである。

[総合所見及び指導上参考となる諸事項]

児童の成長の状況を総合的にとらえるため、以下のような事項などを記入する。

1. 各教科や総合的な学習の時間の学習に関する所見

2. 特別活動に関する事実及び所見
3. 行動に関する所見
4. 児童の特徴・特技、学校内外における奉仕活動、表彰を受けた行為や活動、知能、学力等について標準化された検査の結果など指導上参考となる諸事項
5. 児童の成長の状況にかかる総合的な所見

記入に際しては、児童の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げることが基本となるよう留意することが望まれる。ただし、児童の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば記入する。

また、学級・学年など集団の中での相対的位置付けに関する情報も、必要に応じ、記入する。

なお、通級による指導を受けている児童については、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容や結果等を記入する。

〔出欠の記録〕

以下の事項を記入する。

1 授業日数

児童の属する学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。この授業日数は、原則として、同一学年のすべての児童につき同日数である。ただし、転学又は退学等をした児童については、転学のため学校を去った日又は退学等をした日までの授業日数を記入し、転入学又は編入学等をした児童については、転入学又は編入学等をした日以後の授業日数を記入する。

2 出席停止・忌引等の日数

以下のような日数を含めて記入する。

(1)学校教育法第26条及び学校保健法第12条による出席停止日数並び

に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合の日数

(2)学校保健法第13条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数

(3)忌引日数

(4)非常災害等児童若しくは保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

(5)その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

3 出席しなければならない日数

授業日数から出席停止・忌引等の日数を差し引いた日数を記入する。

4 欠席日数

出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で児童が欠席した日数を記入する。

5 出席日数

出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入する。

なお、学校の教育活動の一環として児童が運動や文化などにかかる行事等に参加した場合には、出席扱いとすることができる。

また、不登校の児童が適応指導教室等学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該児童の学校復帰のために適切であると校長が認める場合には、出席扱いとすることができる。この場合には、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童が通所又は入所した学校外の施設名を記入する。

6 その他

出席停止・忌引等の日数に関する特記事項、欠席理由の主なもの、遅刻、早退等の状況、転入学した児童についての前に在学していた学校における出欠の概要等を記入する。

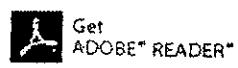
【別添1-1】各教科・各学年の評価の観点及びその趣旨 (PDF:44KB)

【別添1-2】特別活動の評価の内容及びその趣旨 (PDF:9KB)

【別添1-3】行動の記録の評価項目及びその趣旨 (PDF:14KB)

お問合せ先

初等中等教育局教育課程課



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。

Adobe Readerをお持ちでない方は、まずダウンロードして、インストールしてください。

(初等中等教育局教育課程課)

—登録:平成22年01月—

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

平成12号証

19文科初第125号
平成19年4月1日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
殿

文部科学省初等中等教育局長
錢谷眞美

(印影印刷)

特別支援教育の推進について（通知）

文部科学省では、障害のある全ての幼児児童生徒の教育の一層の充実を図るため、学校における特別支援教育を推進しています。

本通知は、本日付けをもって、特別支援教育が法的に位置付けられた改正学校教育法が施行されるに当たり、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「各学校」という。）において行う特別支援教育について、下記により基本的な考え方、留意事項等をまとめて示すものです。

都道府県・指定都市教育委員会にあっては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては、所轄の学校及び学校法人に対して、国立大学法人にあっては、附属学校に対して、この通知の内容について周知を図るとともに、各学校において特別支援教育の一層の推進がなされるようご指導願います。

なお、本通知については、連携先の諸部局・機関への周知にもご配慮願います。

記

1. 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

2. 校長の責務

校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、次に述べる体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。

3. 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

特別支援教育を実施するため、各学校において次の体制の整備及び取組を行う必要がある。

(1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置すること。

委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者などで構成すること。

なお、特別支援学校においては、他の学校の支援も含めた組織的な対応が可能な体制づくりを進めること。

(2) 実態把握

各学校においては、在籍する幼児児童生徒の実態の把握に努め、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の存在や状態を確かめること。

さらに、特別な支援が必要と考えられる幼児児童生徒については、特別支援教育コーディネーター等と検討を行った上で、保護者の理解を得ることができるよう慎重に説明を行い、学校や家庭で必要な支援や配慮について、保護者と連携して検討を進めること。その際、実態によっては、医療的な対応が有効な場合もあるので、保護者と十分に話し合うこと。

特に幼稚園、小学校においては、発達障害等の障害は早期発見・早期支援が重要であることに留意し、実態把握や必要な支援を着実に行うこと。

(3) 特別支援教育コーディネーターの指名

各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うこと。

また、校長は、特別支援教育コーディネーターが、学校において組織的に機能するよう努めること。

(4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用

特別支援学校においては、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた「個別の教育支援計画」を活用した効果的な支援を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の教育支援計画」を策定するなど、関係機関と連携を図った効果的な支援を進めること。

(5) 「個別の指導計画」の作成

特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等に対応した教育を一層進めるため、「個別の指導計画」を活用した一層の指導の充実を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の指導計画」を作成するなど、一人一人に応じた教育を進めること。

(6) 教員の専門性の向上

特別支援教育の推進のためには、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠である。したがって、各学校は、校内での研修を実施したり、教員を校外での研修に参加させたりすることにより専門性の向上に努めること。

また、教員は、一定の研修を修了した後でも、より専門性の高い研修を受講したり、自ら最新の情報を収集したりするなどして、継続的に専門性の向上に努めること。

さらに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が実施する各種指導者養成研修についても、活用されたいこと。

なお、教育委員会等が主催する研修等の実施に当たっては、国・私立学校関係者や保育所関係者も受講できるようにすることが望ましいこと。

4. 特別支援学校における取組

(1) 特別支援教育のさらなる推進

特別支援学校制度は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を実施するためのものであり、その趣旨からも、特別支援学校は、これまでの盲学校・聾学校・養護学校における特別支援教育の取組をさらに推進しつつ、様々な障害種に対応することができる体制づくりや、学校間の連携などを一層進めていくことが重要であること。

(2) 地域における特別支援教育のセンター的機能

特別支援学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ること。

特に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の要請に応じて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒のための個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定などへの援助を含め、その支援に努めること。

また、これらの機関のみならず、保育所をはじめとする保育施設などの他の機

関等に対しても、同様に助言又は援助に努めることとされたいこと。

特別支援学校において指名された特別支援教育コーディネーターは、関係機関や保護者、地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び他の特別支援学校並びに保育所等との連絡調整を行うこと。

(3) 特別支援学校教員の専門性の向上

上記のように、特別支援学校は、在籍している幼児児童生徒のみならず、小・中学校等の通常学級に在籍している発達障害を含む障害のある児童生徒等の相談などを受ける可能性も広がると考えられるため、地域における特別支援教育の中核として、様々な障害種についてのより専門的な助言などが期待されていることに留意し、特別支援学校教員の専門性のさらなる向上を図ること。

そのためにも、特別支援学校は、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善、研修の充実に努めること。

さらに、特別支援学校教員は、幼児児童生徒の障害の重複化等に鑑み、複数の特別支援教育領域にわたって免許状を取得することが望ましいこと。

5. 教育委員会等における支援

各学校の設置者である教育委員会、国立大学法人及び学校法人等においては、障害のある幼児児童生徒の状況や学校の実態等を踏まえ、特別支援教育を推進するための基本的な計画を定めるなどして、各学校における支援体制や学校施設設備の整備充実等に努めること。

また、学校関係者、保護者、市民等に対し、特別支援教育に関する正しい理解が広まるよう努めること。

特に、教育委員会においては、各学校の支援体制の整備を促進するため、指導主事等の専門性の向上に努めるとともに、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係部局、大学、保護者、N P O等の関係者からなる連携協議会を設置するなど、地域の協力体制の構築を推進すること。

また、教育委員会においては、障害の有無の判断や望ましい教育的対応について専門的な意見等を各学校に提示する、教育委員会の職員、教員、心理学の専門家、医師等から構成される「専門家チーム」の設置や、各学校を巡回して教員等に指導内容や方法に関する指導や助言を行う巡回相談の実施（障害のある幼児児童生徒について個別の指導計画及び個別の教育支援計画に関する助言を含む。）についても、可能な限り行うこと。なお、このことについては、保育所や国・私立幼稚園の求めに応じてこれらが利用できるよう配慮すること。

さらに、特別支援学校の設置者においては、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善に努めること。

6. 保護者からの相談への対応や早期からの連携

各学校及び全ての教員は、保護者からの障害に関する相談などに真摯に対応し、その意見や事情を十分に聴いた上で、当該幼児児童生徒への対応を行うこと。

その際、プライバシーに配慮しつつ、必要に応じて校長や特別支援教育コーディ

ネーター等と連携し、組織的な対応を行うこと。

また、本日施行される「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年政令第55号）」において、障害のある児童の就学先の決定に際して保護者の意見聴取を義務付けたこと（学校教育法施行令第18条の2）に鑑み、小学校及び特別支援学校において障害のある児童が入学する際には、早期に保護者と連携し、日常生活の状況や留意事項等を聴取し、当該児童の教育的ニーズの把握に努め、適切に対応すること。

7. 教育活動等を行う際の留意事項等

(1) 障害種別と指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒への支援に当たっては、障害種別の判断も重要であるが、当該幼児児童生徒が示す困難に、より重点を置いた対応を心がけること。

また、医師等による障害の診断がなされている場合でも、教師はその障害の特徴や対応を固定的にとらえることのないよう注意するとともに、その幼児児童生徒のニーズに合わせた指導や支援を検討すること。

(2) 学習上・生活上の配慮及び試験などの評価上の配慮

各学校は、障害のある幼児児童生徒が、円滑に学習や学校生活を行うことができるよう、必要な配慮を行うこと。

また、入学試験やその他試験などの評価を実施する際にも、別室実施、出題方法の工夫、時間の延長、人的な補助など可能な限り配慮を行うこと。

(3) 生徒指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒は、その障害の特性による学習上・生活上の困難を有しているため、周囲の理解と支援が重要であり、生徒指導上も十分な配慮が必要であること。

特に、いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題に対しては、表面に現れた現象のみにとらわれず、その背景に障害が関係している可能性があるか否かなど、幼児児童生徒をめぐる状況に十分留意しつつ慎重に対応する必要があること。

そのため、生徒指導担当にあっては、障害についての知識を深めるとともに、特別支援教育コーディネーターをはじめ、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携し、当該幼児児童生徒への支援に係る適切な判断や必要な支援を行うことができる体制を平素整えておくことが重要であること。

(4) 交流及び共同学習、障害者理解等

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む上で重要な役割を担っており、また、障害のない幼児児童生徒が、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会である。

このため、各学校においては、双方の幼児児童生徒の教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施することなど、一層の効果的な実施に向けた取組を推進されたいこと。

なお、障害のある同級生などの理解についての指導を行う際は、幼児児童生徒の発達段階や、障害のある幼児児童生徒のプライバシー等に十分配慮する必要があること。

(5) 進路指導の充実と就労の支援

障害のある生徒が、将来の進路を主体的に選択することができるよう、生徒の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階からの進路指導の充実を図ること。

また、企業等への就職は、職業的な自立を図る上で有効であることから、労働関係機関等との連携を密にした就労支援を進められたいこと。

(6) 支援員等の活用

障害のある幼児児童生徒の学習上・生活上の支援を行うため、教育委員会の事業等により特別支援教育に関する支援員等の活用が広がっている。

この支援員等の活用に当たっては、校内における活用の方針について十分検討し共通理解のもとに進めるとともに、支援員等が必要な知識なしに幼児児童生徒の支援に当たることのないよう、事前の研修等に配慮すること。

(7) 学校間の連絡

障害のある幼児児童生徒の入学時や卒業時に学校間で連絡会を持つなどして、継続的な支援が実施できるようにすることが望ましいこと。

8. 厚生労働省関係機関等との連携

各学校及び各教育委員会等は、必要に応じ、発達障害者支援センター、児童相談所、保健センター、ハローワーク等、福祉、医療、保健、労働関係機関との連携を図ること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課（古川、富田、吉原）

TEL：03-5253-4111（内線3192）

03-6734-3192（直通）

参考情報

特別支援教育を推進するために、下記情報を参照されたい。

○ 関係法令・通知等

主な関係法令・通知等は下記のとおりである。

- ・「発達障害者支援法」（平成16年12月10日法律167号）
- ・「発達障害のある児童生徒等への支援について」（平成17年4月1日付け17文科初第211号文部科学省関係局長連名通知）
- ・「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」（平成17年12月8日中央教育審議会答申）
- ・「学校教育法施行規則の一部改正等について」（平成18年3月31日付け17文科初第1177号文部科学省初等中等教育局長通知）
- ・「学校教育法等の一部を改正する法律」（平成18年6月21日法律第80号）
- ・「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について」（平成18年7月18日付け18文科初第446号文部科学事務次官通知）
- ・「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備について」（平成19年3月30日付け18文科初第1290号文部科学事務次官通知）

○ ガイドラインの活用

教育委員会及び学校が、発達障害のある児童生徒への教育支援体制を整備する際には、文部科学省において作成した下記ガイドラインを参照されたい。このガイドラインには、校長、特別支援教育コーディネーター、教員等が具体的に行うべきことについても収録されている。

- ・「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/01/04013002.htm

○ インターネットによる情報

文部科学省及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の刊行物やホームページなどで提供する情報についても、下記により適宜参照されたい。

- ・文部科学省特別支援教育関係ホームページ：
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm
- ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所ホームページ：
<http://www.nise.go.jp/>
<http://www.nise.go.jp/portal/index.html>

甲13号証

平成27年2月10日

不服申立て書

つくば市教育委員会教育指導課 御中

情報公開請求却下通知書（26つくば教指1166号 平成27年2月3日付け）は、次の理由から、理由が成り立たないため、公開するよう求めます。

理由

請求却下の理由：加害者A子では人物が特定できないため。

この理由が成り立たない理由：

平成20年10月 [] 小学校 [] 年 [] 組担任 [] 教諭から同校への出頭を命じられました。

出頭要請理由：A子が私の子供（[]）を同年4月から10月までの間いじめたことに関して、A子保護者を含め複数の同校関係者から同校に強い抗議があったので、学校としてこの件に対処せざるを得ない。

したがって [] 小学校校務としての呼び出しだけです。このような教員の事件対応は校務記録に残っているべきものであり、同校及び [] 教諭に照会すれば A子及びその保護者は特定可能でありますので、ご照会をお願い申し上げます。また同21年に面談しました学年主任及び [] 教頭も本事案を承知しています。

請求却下の理由：個人情報については公開できません。

この理由が成り立たない理由：既に請求の際にお示ししたものと再掲します。

「成人法の刑法第230条（名誉毀損）他に当たる犯人情報公開を求めています。」

なお、貴教育委員会の便宜のために「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について
(通知) 25文科初第246号 平成2-5年5月16日」をお示しいたします。

[REDACTED]

[REDACTED]

電話 [REDACTED]

平成27年6月8日

つくば市情報公開等審査会 宛て

意義申立人 [REDACTED]

意 見 書

意義申立人が平成27年3月10日付けで提起した情報公開却下決定処分に係る異議申し立てについて、平成27年6月2日、つくば市情報公開等審査会から処分長（つくば市教育委員会）の平成27年5月29日付理由説明書の写しの送付を受けたが、次の通り意見する。

意義申立人の意見及び主張

処分庁は、①A子のみでは特定できない②聞き取り調査を実施したがA子を特定できなかった、の事実に基づき本処分をしたのであるから、本処分にはなんら違法な点はない、と主張する。

しかし、既に意義申立書において主張したとおり、本件処分は、①[REDACTED]小学校[REDACTED]年[REDACTED]組担任が事実を意義申立人に伝えた、②[REDACTED]小学校が意義申立人に出頭要請した、ことより同校がA子を特定しているにもかかわらず、特定できないと主張する点で違法不当であり、また、次に述べるような違法不当事由であるから、速やかに取り消されるべきである。

- (1) 公務員は事実を述べる義務がある。
- (2) 同校に対しA子の保護者が抗議していることを受けて、同校は意義申立人に出頭要請したのであるから、自語相違である。

個人情報開示請求書

27年 7月 3日

住 所

請求者 氏 名

電話番号

(本人以外の場合)

(本人との関係)

父親

つくば市個人情報保護条例第16条の規定により、次のとおり請求します。

請求に係る個人情報の内容	平成20年[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日[REDACTED]にてあた いじめに[REDACTED]する[REDACTED]調査、調査役の[REDACTED] 修学年・子ね[REDACTED]任務[REDACTED]修学年を含ひめて もし調査役に[REDACTED]が含まれた場合はその理由が		
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧	<input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付	<input type="checkbox"/> 視聴

- (注) 1 「請求に係る個人情報の内容」欄は、開示請求をしようとする個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。
 2 太枠内のみ記入し、□のある欄には、該当する□に✓印を記入してください。
 3 請求者本人であることを証明する書類を提示してください。
 4 本人以外の場合には、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示してください。

受付年月日及び受付番号	平成27年 7月 3日 第 61 号	
決定期限	平成27年 7月 21日	
請求者の確認	<input checked="" type="checkbox"/> 運転免許証(番号[REDACTED]) <input type="checkbox"/> 旅券(番号[REDACTED]) <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険証(番号[REDACTED]) <input type="checkbox"/> その他本人を証する書類([REDACTED])	
個人情報の本人以外の請求権の確認 (本人以外の場合)	<input type="checkbox"/> 法定相続人([REDACTED]) <input type="checkbox"/> 相続財産管理人([REDACTED]) <input type="checkbox"/> 事実上婚姻関係にあった者([REDACTED]) <input checked="" type="checkbox"/> 代理人(法定代理人)	
確認担当者職氏名	係長 野口仁史	
主管部課	つくば市教育委員会 部 小学校 課	係
	電話番号 [REDACTED]	内線

個人情報開示等請求却下差し戻し通知

平成27年7月16日

つくば市教育委員会様

差し戻し申立人 [REDACTED]

平成27年7月10日付け27つくば竹小第43号個人情報開示等請求却下通知書は以下の理由で差し戻します。

理由

つくば市教育委員会は平成27年5月29日付理由説明書にて、聞き取り調査を実施した、と主張している。

したがって、平成27年7月3日に請求した個人情報の開示は、上記主張に基づき請求しているため、主管部課は、教育委員会であり、[REDACTED]小学校ではないため、事実誤認につき差し戻す。

個人情報開示等請求却下異議申立

平成27年7月16日

つくば市教育委員会様

異議申立人

平成27年7月10日付け27つくば第43号個人情報開示等請求却下通知書は以下の理由で異議申立てします。

理由

つくば市教育委員会は平成27年2月3日付け 26つくば教指1166号情報公開請求却下通知書および平成27年5月29日付理由説明書にて、聞き取り調査を実施した、と主張している。

したがって、平成27年7月3日に請求した個人情報の開示は、上記主張に基づき請求しているため、主管部課は、教育委員会であり、[]小学校ではないため、事実誤認につき異議申立てる。

甲14号証

27つくば教指第986号

決 定 書

異議申立人

住 所

氏 名

異議申立人 [REDACTED]（以下「異議申立人」という。）が、平成27年3月10日付けで提起した情報公開請求却下決定処分に係る異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）について、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申立てを棄却する。

本件異議申立ての内容

1 本件異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、つくば市情報公開条例（平成10年9月28日つくば市条例第20号。以下「条例」という。）に基づき、異議申立人が行った「加害者A子およびその保護者の氏名住所電話番号」の公開請求に対し、つくば市教育委員会（以下「処分庁」という。）が平成27年2月3日付けで行った却下決定について、その取消しを求めるというものである。

2 本件異議申立ての主張の概要

異議申立書における異議申立人の主張の概要は、以下のとおりである。

異議申立人は、平成20年に当時異議申立人の息子が在籍していた小学校の担任講師から、校務の一環として呼び出されている。呼び出しを受けるに至った経緯を、異議申立人の息子が加害者A子の机に落書きをしたことに対して、加害者A子の保護者及び同級生の父兄から学校に強い抗議があったためと説明された。

したがって、当時の学校関係者が校務の一環で呼び出した事実を忘れるはずがなく、また、呼び出しを受けた一連の内容は請求を特定するために必要な事項として情報公開請求書の別紙に記載しているため、加害者A子を特定できないということはあり得ない。

決定の理由

処分庁は、本件異議申立てに対する決定にあたって、つくば市情報公開条例第10条の規定に基づき、平成27年5月14日付け27つくば教指第197号により、つくば市情報公開等審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

これについて、平成27年10月1日付け27つくば情審第38号により、審査会から処分庁に対し、本件処分は妥当である旨の答申があった。

処分庁は、この審査会の答申を踏まえて審理を行った結果、審査会の別添答申書（以下「答申書」という。）における審査会の判断と同様、異議申立人に対して行った本件処分を取り消すべき合理的な理由がないと判断するものである。

なお、本件異議申立てに係る事実及び判断の理由については、答申書第4の記載のとおりであるから、これを援用する。

したがって、行政不服審査法第47条第2項の規定により、主文のとおり決定する。

平成27年11月5日

つくば市教育委員会

（教示）

この決定に不服のあるときは、この決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、つくば市を被告として（訴訟においてつくば市を代表する者は、つくば市長となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

上記は、謄本である。

平成27年11月5日

つくば市教育委員会

27 つくば情審第 38 号
平成 27 年 10 月 1 日

つくば市教育委員会 様

つくば市情報公開等審査会

会長 中 村 紀

つくば市情報公開等審査会条例第 2 条の規定に基づく審査について(答申)

平成 27 年 5 月 14 日付け 27 つくば教指第 197 号で諮問のあった異議申立人
[REDACTED] の平成 27 年 3 月 10 日付け異議申立てに係る決定の適否について、つくば市情報公開等審査会条例（平成 10 年つくば市条例第 22 号）第 2 条の規定に基づき、別紙のとおり答申します。

問合せ先

つくば市情報公開等審査会事務局

(つくば市総務部総務課)

担当 櫻井 内線 5722

別紙

答申

第1 審査会の結論

つくば市教育委員会（以下「諮問実施機関」という。）が平成27年2月3日付け27つくば教指第1166号で異議申立人に対して行った情報公開請求却下決定処分は、妥当である。

第2 異議申立ての内容

（1）異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、つくば市情報公開条例（平成10年9月28日つくば市条例第20号。以下「条例」という。）に基づき、異議申立人 [REDACTED]（以下「異議申立人」という。）が行った「加害者A子およびその保護者の氏名住所電話番号」の公開請求に対し、つくば市教育委員会が平成27年2月3日付けで行った却下決定について、その取消しを求めるというものである。

（2）異議申立ての理由

異議申立書における異議申立人の主張は、以下のとおりである。

異議申立人は、平成20年に当時異議申立人の息子が在籍していた小学校の担任講師から、校務の一環として呼び出されている。呼び出しを受けるに至った経緯を、異議申立人の息子が加害者A子の机に落書きをしたことに対して、加害者A子の保護者及び同級生の父兄から学校に強い抗議があったためと説明された。

したがって、当時の学校関係者が校務の一環で呼び出した事実を忘れるはずがなく、また、呼び出しを受けた一連の内容は請求を特定するために必要な事項として情報公開請求書の別紙に記載しているため、加害者A子を特定できないということはあり得ない。

第3 異議申立てに対する諮問実施機関の説明要旨

理由説明書における諮問実施機関の主張は、以下のとおりである。

本件請求内容に係る加害者A子について特定するため、異議申立人が述べている以下の内容について、それが記載されている文書の特定及び当時の関係者への聞き取り調査による事実確認を行った。

- (1) 平成20年10月に異議申立人が、当時異議申立人の息子が在籍していた小学校の担任講師から呼び出しを受けた事実
- (2) 平成20年4月から10月の間、異議申立人の息子がいじめを受けていた事実

結果、前述の2点いずれについても記載されている文書は特定できず、当時の関係者への聞き取り調査においても事実確認はできなかつた。文書が特定できず事実確認もできない以上、加害者A子について特定することは困難であるため、やむを得ず請求を却下したものである。

第4 審査会の判断

1 条例の趣旨等

条例は第1条で規定しているように行政の説明責任を明確にし、

行政運営の透明性の向上を図るとともに、市民による市政への理解と信頼の充実に資することを目的として制定されたものである。

審査会は、この条例による知る権利の保障という民主主義の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

2 審査の経過

審査会は、本件異議申立てに係る諮問について、以下のように審査した。

年 月 日	審 査 経 過
平成27年 5月14日	諮問
平成27年 5月29日	諮問実施機関から理由説明書收受
平成27年 6月 9日	異議申立人から意見書收受
平成27年 8月 7日	審査（第31回）

3 審査会の判断

審査会は、諮問実施機関及び異議申立人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件請求文書について

本件異議申立てに係る公開請求は、「加害者A子及びその保護者の氏名住所電話番号」（以下「本件請求文書」という。）の公開を求めるものである。

諮詢実施機関は、本件請求文書の特定が困難であるとして、条例第5条第2項第2号に規定する「請求する情報を特定するために必要な事項」が請求書に記載されていないことを理由とする却下決定を行った。

(2) 本件請求文書の却下決定の妥当性について

諮詢実施機関は、加害者A子を特定するため、異議申立人が述べている内容が記載されている文書の特定及び当時の関係者への事実確認を聞き取り調査によって行った。しかし、異議申立人が述べている、平成20年当時に異議申立人の息子が受けたいじめに關係する内容についての文書の特定及び事実は確認できなかつた。

一方で、異議申立人の当該いじめの事実についての主張は論理的かつ詳細であり、その事実自体を否定する具体的証拠はないものの、諮詢実施機関が行った文書の特定及び事実確認については、文書等の保存年限や教職員の人事異動等を考慮すれば、合理的な疑いを差し挟まない程度に責任を果たしていると認められる。

以上のことから、異議申立人が述べている内容について、諮詢実施機関におけるこれ以上の事実確認は困難であると認められる。

したがって、本件請求文書について特定できないとする諮詢実施機関の説明は首肯できるものであり、諮詢実施機関が「本件請求文書を請求する情報を特定するために必要な事項」が請求書に記載されていないことを理由として、却下とした決定は妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

付記 補足意見

次のとおり、つくば市情報公開等審査会条例第8条第2項の規定に基づき補足意見を付する。

本件処分に対する判断においては、文書の特定に関する事由での却下の適否を判断するにとどめ、特定できた場合の公開の適否についての判断には言及しないものとすることを申し添える。

著者略歴

岡野憲一郎（おかの けんいちろう）

1956年生まれ

1982年 東京大学医学部卒業、医学博士

1982～83年 東京大学精神科病棟にて研修

1983～85年 東京大学精神科外来部門にて研修

1986年 パリ、ネットル病院にフランス政府給費留学生として研修

1987年 渡米 オクラホマ大学精神科レジデント

1989～90年 メニンガー・クリニック精神科レジデント

1994年 ショウニー郡精神衛生センター医長（トビーカ）、カンガスティー精神分析協会員

2004年4月に帰国

現 職 国際医療福祉大学教授

米国精神科専門認定医、国際精神分析協会正会員、臨床心理士

著述書 ある精神分析家の告白（ストリーン著、岩崎学術出版社）、外傷性精神障害（岩崎学術出版社）、日本語臨床1－蛇（共著、星和書店）、蛇と自己愛の精神分析（岩崎学術出版社）、新しい精神分析理論（岩崎学術出版社）、心のマルチネットワーク（講談社）、中立性と現実－新しい精神分析理論2（岩崎学術出版社）、自然流精神療法のすすめ（星和書店）、気弱な精神科医のアメリカ奮闘記（紀伊國屋書店）、脳科学と心の臨床、解離性障害、治療的柔軟性、新・外傷性精神障害（以上岩崎学術出版社）

統 解離性障害

—脳と身体からみたメカニズムヒューリック—
ISBN978-4-7533-1028-9

著者

岡野憲一郎

2011年9月1日 第1刷発行

印刷 日本ハイコム(株) 製本 河上製本(株)

発行所 (株) 岩崎学術出版社 〒112-0005 東京都文京区水道1-9-2

発行者 村上 学

電話 03(5805)6623 FAX 03(3816)5123

©2011 岩崎学術出版社
乱丁・落丁本はおとりかえいたします 検印省略

甲17号証正

平成 18 年以降のいじめ等に関する 主な通知文と関連資料

平成 24 年 9 月

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター

目 次

いじめの定義	ii
平成 18 年以降のいじめ等に関する国の通知文と支援資料等の流れ	2
《資料 1》	4
◆いじめに関する通知◆	
【通知 1】いじめの問題への取組の徹底について（平 18・10・19）	4
【通知 3】問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（平 19・2・5）	9
【通知 8】「平成 21 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果について（平 22・9・14）	14
◆携帯電話に関する通知◆	
【通知 6】学校における携帯電話の取扱い等について（平 21・1・30）	16
◆自殺に関する通知◆	
【通知 11】児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について（平 23・6・1）	18
【通知 12】児童生徒の自殺等に関する実態調査について（平 23・6・1）	23
《資料 2》	34
【研修資料】いじめに関する校内研修ツール	34
《資料 3》	54
いじめ等に関する文部科学省の主な報告書等の URL	54
《資料 4》	55
いじめ等に関する国立教育政策研究所の主な資料の URL	55

平成18年以降のいじめ等に関する国の通知文と支援資料等の流れ

【通知】「平成20年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(平成21・11・30)について
各教育委員会は、実態把握の取組の不十分な学校に対し、少なくともも「アドバイス・サポート・センター調査」の実施を求めるなど、必要な指導・助言に努める。

- ⑩子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き
⑪児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議審議のまとめ

④生徒指導の役割連携の推進に向けて（中学校編）
⑤生徒指導支援資料2 「いじめを予防する」

- はじめについて正しい認識を持つための基礎資料「はじめ追跡調査2007-2009 はじめQ&A」(前回の続編)と、はじめの未然防止を図るために具体的な取り組み方についてまとめた「問題事象の未然防止に向けた生徒指導の取り組み方」の2点から構成した資料。

e) 生徒指導支援資料2 「はじめを予防する」
はじめに、はじめて正しい認識を持つための基礎資料『はじめ追跡調査2007-2009』はじめQ&A(前回の統編)と、はじめの未然防止を図るために具体的な取り組み方についてまとめた「問題事象の未然防止に向けた生徒指導の取り組み方」の2点から構成した資料。

- ①生徒指導の役割連携の推進に向けて（小学校編）
②生徒指導の役割連携の推進に向けて（高等学校編）
③生徒指導資料第4集「学校と関係機関等との連携」
④生徒指導支援資料3 「はじめを減らす」

この中の未然防止のための取組をさらに一步進めるものとして、ある中学校校内での取組事例を紹介した『校内ではぐくむ子との力』と『子どもの社会性が育つ異年齢の交流活動』一活動実施の考え方から教師用活動案まで』の2点から

- 〔通知10〕「じじめの問題への取組状況に関する緊急調査」結果について
(平23・1・20)
⑫児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議審議のまとめ

〔通知11〕児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について(平23・6・1)

〔通知12〕児童生徒の自殺等に関する実態調査について(平23・6・1)

〔通知13〕「平成22年度児童生徒の問題行 教育委員会等は、引き続き金との接動等生徒指導上の諸問題に関する調査に対して、「アンケート調査」の実施を求めるとともに、更なる取組を行うよう指導・助言に努める。

①
一生徒指導リーフ シリーズ

- (1) 生徒指導つて、何?
 (2) 「絆づくり」と「居場所づくり」
 (3) 発達障害と生徒指導
 (4) 「生徒指導リーフ」「シリーズ」



生徒指導リーフ4 いじめアンケート

- 〔通知14〕「文部科學大臣談話」について（平24・7・17）
〔通知15〕「いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針」等について
(平24・9・5)
⑬学校ネットパトロールに関する取組事例・資料集（教育委員会等向け）

【研修資料】『はじめにに関する校内研修ツール』

この中の未然防止の取組を行った際に必要な教職員の共通理解構築に活用で「じめじめに觸する校内研修ツール」として、平成15年度から平成18年度までに実施した巡回調査の結果と解説をまとめた「じめじめ巡回調査2004～2006」が、この「じめじめ」のへき地から構成した資料。

平成18年10月
平成19年11月
平成19年12月

10月
11月
12月

10月
11月
12月

※年表中の【通知1】【通知3】【通知6】【通知8】【通知11】【通知12】【研修資料】は、この冊子に収録。
※年表中の①～⑪、②～⑪についてはURLを収録。

平成21年

6月
1月

平成20年

11月
7月
6月

平成19年

5月
12月
3月

- ⑨教師が知つておきたいとの白紙予防マニュアル
- ⑧ネット上のいじめに関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）
- ⑦「ネット上のいじめ」から子どもたちを守るために—児童青少年ケータイ・ネットの利用のあり方を—（子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議まとめ（第二次））
- ⑥「ネット上のいじめ問題」に対する喚起の提案について（子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議）
- ⑤いじめ問題に対する徹底した対応に向けて—子どもたちがのびのび学べるぬくもりのある学校にしよう—（子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議）
- ④（＝③）いじめ問題に関する取組事例集

- ★新しい定義による「いじめの調査」（問題行動等調査）の実施（平成19年2月28日）
 - ※調査方法や調査項目について見直しが行われ、発生件数の調査から認知件数の調査に変更された。
 - ※いじめの定義も、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、物理的な攻撃を受けた」とになり、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起つた場所は学校の内外を問わない。に変更された。
- 【通知1】いじめの問題への取組の徹底について（平成18・10・19）
 - ①学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取組のポイント
 - ②いじめ問題などに対する喚起の提案について（子どもを守り育てるための体制づくりのための有識者会議アピール）
 - ③いじめを早期に発見し、適切に対応できる体制づくり（子どもを守り育てるための有識者会議まとめ（第一次））
 - ④（＝③）いじめ問題に関する取組事例集

- (a) (＝④) いじめ問題に関する取組事例集

- ★「いじめ・暴力防止に関する指導方法の在り方についての調査研究」
開始（平成19・5～平成22・3）
 - ※いじめ等の防止策を新たに開発するだけでなく、学校現場が未然防止の取組を開始し、そうした取組が継続されていくようにならなければ、何が必要かを明らかにするために行われた研究。

- ※研究成果に基づいて、計3冊（以下の⑥⑦⑧）の「生徒指導支援資料」を作成し、全国の小中高等学校に送付した。
- ⑥生徒指導資料第3集「規範意識をはぐくむ生徒指導体制」

いじめの定義

※平成18年度以降の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起きた場所は学校の内外を問わない。

(注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

(注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注5) けんか等を除く。

【参考：旧定義】

この調査において、「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。」なお、起きた場所は学校の内外を問わない。」とする。

なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと、

甲18号証

出席状況について

(平成21年■月■日つくば市立■小学校より転入)

学年	授業日数	出席停止 忌引	出席しなけ ればならな い日数	欠席日数	出席日数
■学年 (20年度)	50	■	■	■	■
■学年 (21年度)	195	■	■	■	■
■学年 (22年度)	191	■	■	■	■
	■小学校でのLD等通級(9月~3月) 16回(出席日数に含む)				
■学年 (23年度)	198	■	■	■	■
	■小学校でのLD等通級(4月~3月) 26回(出席日数に含む)				
備考	<出席日数について> 「在籍学級での学習」及び「別室での個別指導」及び「適応指導■■■」 ■■■での活動」を含む				

(平成24年3月31日卒業)

■の、平成21年■月■日から平成24年3月31日までの本校在籍中の出席状況は、上記のとおりであったことを証明します。

平成27年1月7日

丁

学校所在地

(電話番号

市立■小学校
校長 ■■■

甲19号証

H26 第146号

出欠等の日数証明書

平成26年11月19日在籍

■年 ■組

氏名

平成 ■年 ■月 ■日生

	授業 日数	出席停止・ 忌引き等の 日数	出席しなけ ればならな い日数	欠席 日数	出席 日数	備考
第1学年	204	■	■	■	■	
第2学年	205	■	■	■	■	■
第3学年	130	■	■	■	■	■

※(3)は欠席になりますが、出席としても扱います
上記のとおり相違ないことを証明する

平成26年11月19日

校所在地

学校名

校長氏名



不登校への対応の在り方について

不登校への対応の在り方について

平15.5.16 文科初255 各都道府県・指定都市教育委員会教育長・各都道府県知事・附属学校を置く各国立大学長・国立久里浜養護学校長・独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター理事長 独立行政法人国立青年の家理事長・独立行政法人国立少年自然の家理事長あて 文部科学省初等中等教育局長通知

児童生徒の不登校への対応につきましては、関係者において様々な努力がなされているところですが、不登校児童生徒数は過去最多を更新するなど、憂慮される事態となっております。

文部科学省におきましては、このような状況を踏まえ、平成14年9月に「不登校問題に関する調査研究協力者会議」を発足させ、①不登校問題の実態の分析、②学校における取組の在り方、③学校と関係機関の連携の在り方、④その他不登校問題に関連する事項について総合的・専門的な観点から検討を願い、本年3月に「今後の不登校への対応の在り方について」の報告を取りまとめていただいたところです。

- 報告においては、不登校に対応する上で持つべき基本的な姿勢として、
- ① 不登校については、特定の子どもに特有の問題があることによって起こることではなく、どの子どもにも起こりうることとしてとらえ、関係者は、当事者への理解を深める必要があること。同時に、不登校という状況が継続すること自体は、本人の進路や社会的自立のために望ましいことではなく、その対策を検討する重要性について認識を持つ必要がある。
 - ② 不登校については、その要因・背景が多様であることから、教育上の課題としてのみとらえて対応することが困難な場合があるが、一方で、児童生徒に対して教育が果たすことができる、あるいは果たすべき役割が大きいこと

に着目し、学校や教育委員会関係者等が一層充実した指導や家庭への働きかけ等を行うことにより、不登校に対する取組の改善を図る必要がある。という観点から提言がなされているところです。

本通知は、平成4年3月に取りまとめられた有識者による「登校拒否(不登校)問題について」報告に関する同年9月24日付けの文部省初等中等教育局長通知(文初中第330号)を踏まえ、今回新たに取りまとめられた報告に基づき見直しを図り、不登校へ対応する上での留意点等につきまとめたものです。

文部科学省としては、この報告の趣旨を踏まえ、今後さらに施策の充実に取り組むこととしておりますが、貴職におかれましても、下記により不登校に対する取組の充実に一層努められるようお願いします。また、都道府県教育委員会にあっては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては、所轄の学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。なお、本通知に関しては、その内容について、内閣府、警察庁、法務省及び厚生労働省と協議済であり、また、これらの府省庁に対し、それぞれの関係機関等に本通知の内容の周知方を依頼済であることを申し添えます。

記

1. 不登校に対する基本的な考え方

① 将来の社会的自立に向けた支援の視点

不登校の解決の目標は、児童生徒の将来的な社会的自立に向けて支援することであること。したがって、不登校を「心の問題」としてのみとらえるのではなく、「進路の問題」としてとらえ、本人の進路形成に資するような指導・相談や学習支援・情報提供等の対応をする必要があること。

② 連携ネットワークによる支援

学校、家庭、地域が連携協力し、不登校の児童生徒がどのような状態にあり、どのような支援を必要としているのか正しく見極め(「アセスメント」)を行い、適切な機関による支援と多様な学習の機会を児童生徒に提供することが重要であること。その際には、公的機関のみならず、民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完し合うことの意義

が大きいこと。

④ 将来の社会的自立のための学校教育の意義・役割

義務教育段階の学校は、自ら学び自ら考える力なども含めた「確かな学力」や基本的な生活習慣、規範意識、集団における社会性等、社会の構成員として必要な資質や能力等をそれぞれの発達段階に応じて育成する機能と責務を有しており、関係者はすべての児童生徒が学校に楽しく通うことができるよう、学校教育の一層の充実のための取組を開していくことがまずもって重要であること。

⑤ 働きかけることや関わりを持つことの重要性

児童生徒の立ち直る力を信じることは重要であるが、児童生徒の状況を理解しようとすることもなく、あるいは必要としている支援を行おうとすることもなく、ただ待つだけでは、状況の改善にならないという認識が必要であること。

⑥ 保護者の役割と家庭への支援

保護者を支援し、不登校となった子どもへの対応に関してその保護者が役割を適切に果たせるよう、時機を失すことなく児童生徒本人のみならず家庭への適切な働きかけや支援を行うなど、学校と家庭、関係機関の連携を図ることが不可欠であること。

2. 学校における取組の充実

(1) 児童生徒が不登校とならない、魅力あるよりよい学校づくりのための一般的な取組

① 新学習指導要領のねらいの実現

新学習指導要領の下、創意工夫に満ちた教育課程を編成し、各教科、道徳、特別活動はもとより、新設された「総合的な学習の時間」も有効に活用し、自己理解を深め、自己選択能力の育成を目指すとともに、社会性の育成や人間関係づくりを目指した様々な取組を一層積極的に展開することが望まれること。

② 開かれた学校づくり

教育活動の実施に当たっては、地域の様々な場で活動を展開するとともに、指導者についても外部の多様な人材の協力を得るなど、地

域社会の教育力を積極的に生かし、学校と社会とのつながりを強め、開かれた学校づくりを推進すること。

③ きめ細かい教科指導の実施

児童生徒への指導に当たっては、一人一人の個性が異なることを常に意識し、具体的な指導の方法や進度につき、児童生徒の側に立った配慮が必要であること。

④ 学ぶ意欲を育む指導の充実

児童生徒が学ぶ意欲を持って主体的に学校に通うことができるよう、発達段階に応じて自らの生き方や将来に対する夢や目的意識について考えるきっかけを与えることのできる指導を行うことが重要であること。

⑤ 安心して通うことができる学校の実現

いじめや暴力行為を許さない学級づくり、問題行動への毅然とした対応が大切であること。また、教員による体罰等の人権侵害行為等があつてはならないこと。

⑥ 児童生徒の発達段階に応じたきめ細かい配慮

各学校種と児童生徒の発達段階に応じた配慮を行うことが重要であること。また、小・中学校間の接続の改善を図る観点から、小・中連携を一層推進する等の配慮が重要であること。

(2)きめ細かく柔軟な個別・具体的な取組

① 校内の指導体制及び教職員等の役割

ア 学校全体の指導体制の充実

校長の強いリーダーシップの下、教頭、学級担任、生徒指導主任、教務主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等がそれぞれの役割について相互理解した上で日頃から連携を密にし、一致協力して対応にあたること。

イ コーディネーター的な不登校対応担当の役割の明確化

不登校児童生徒に対する適切な対応のために、各学校において中心的かつコーディネーター的な役割を果たす教員を明確に位置付けることが必要であること。

ウ 教員の資質向上

児童生徒の教育指導については、教員がその中心的な存在であり、教職員、特に学級担任は、自らの影響力を常に自覚し、指導に当たる必要があること。

また、各教員が児童生徒に対する共感的理解の基本姿勢を持つことが重要であること。

さらに、初期での判断を誤まらないよう、関連する他分野についての基礎的な知識、例えば、精神医学の基礎知識や、学習障害(LD)、注意欠陥／多動性障害(ADHD)等に関する知識、児童虐待の早期発見や「ひきこもり」に関する知識も身につけておくことが望ましいこと。

工 養護教諭の役割

養護教諭が行う情緒の安定を図る等の対応や予防のための健康相談活動の果たす役割は大きいこと。また、養護教諭と不登校に対応する校内の組織が情報を共有化することが望ましいこと。

オ スクールカウンセラー等との連携協力

スクールカウンセラーには、「学校におけるカウンセラー」という性格上、学校の組織・機能、校風等についてよく承知した上で、独自の資質や対応が求められること。スクールカウンセラーと教職員が円滑に連携協力していくために、研修等を通じて、スクールカウンセラーと教職員それぞれの職務内容等の理解を深める必要があること。

② 情報共有のための個別指導記録の作成

校内・関係者間で情報を共有し、共通理解の下で指導・対応に当たる体制を確立することが重要であること。そのために、個人情報の取扱いに十分配慮しつつ、保護者や関係機関との連携、学年間や小・中学校間、転校先等との引継ぎ、教育委員会への連絡等において活用することができる不登校児童生徒の個別の指導記録づくりを行うことが有効であること。

③ 家庭への訪問等を通じた児童生徒や家庭への適切な働きかけ

不登校児童生徒が学校外の施設に通う場合や家庭にいる場合であっても、学校は当該児童生徒が自らの学級・学校の在籍児童生徒であることを自覚し、関わりを持ち続けるよう努めるべきであること。学級担任等の教職員が児童生徒の状況に応じて家庭への訪問を行

うこと等を通じて、その生活や学習の状況を把握し、児童生徒本人やその保護者が必要としている支援をすることは大切であること。

④ 不登校児童生徒の学習状況の把握と学習の評価の工夫

不登校児童生徒が適応指導教室や民間施設等の学校外の施設において指導を受けている場合には、当該児童生徒が在籍する学校がその学習の状況等について把握することは、学習支援や進路指導を行う上で重要であること。学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。

なお、評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではないか、児童生徒の学習状況を文章記述するなど、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められるものであること。

⑤ 児童生徒の再登校に当たっての受入体制

不登校児童生徒が再登校をしてきた場合には、温かい雰囲気の下に自然な形で迎え入れられるよう配慮するとともに、徐々に学校生活への適応を図っていけるような指導上の工夫を行うことが重要であること。

その際には、保健室や相談室等の教室以外の学校の居場所を積極的に活用することが考えられること。

⑥ 児童生徒の立場に立った柔軟な学級替えや転校等の措置

いじめが原因で不登校となっている場合等には、いじめを絶対に許さない毅然とした対応をとることがまずもって大切であること。また、いじめられている児童生徒に対する緊急避難としての欠席が弾力的に認められてもよいことはもとより、そのような場合には、その後の学習に支障がないよう配慮が求められること。そのほか、いじめられた側の生徒に対して柔軟に学級替えや転校の措置を活用することが考えられること。

また、教員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合は、不適切な言動や指導をめぐる問題の解決に真剣に取り組むとともに、保護者等の意向を踏まえつつ、十分な教育的配慮を持った上で学級替えや転校を柔軟に認めていくことが望まれること。

保護者等から学習の遅れに対する不安により、進級時の補充指導や原級留置に関する要望がある場合には、児童生徒の進路選択へ資するよう補充指導等の実施に関して柔軟に対応するとともに、校長の責任において原級留置の措置をとるなど、適切な対応をとることも考えられること。また、こうした措置が考えられる際には、予め保護者等の意向を聴いて参考とするなどの配慮が望まれること。

3. 教育委員会の取組の充実

各都道府県及び市町村教育委員会は、自ら不登校に対する認識を深めるとともに、それぞれの立場から積極的に施策を展開し、各学校における取組が効果的に行われるよう支援する必要があること。

(1) 不登校や長期欠席の早期の把握と対応

各市町村教育委員会においては、不登校や長期欠席は、義務教育制度に関わる重大な課題であることを認識し、学校等の不登校への対応に関する意識を高めるとともに、学校が家庭や関係機関等と効果的に連携を図り、課題の早期の解決を図るための体制の確立を促すことが重要であること。

(2) 学校等の取組を支援するための教育条件等の整備

① 教員の資質向上

教育委員会における教員の採用・研修を通じた資質向上のための取組が今後一層充実されることが期待されること。

教員採用については、熱意があり人間性豊かな人材が確保されるよう、採用選考方法の工夫改善に引き続き努めていく必要があること。

また、初任者研修をはじめとする教職経験に応じた研修、生徒指導・教育相談といった専門的な研修、管理職や生徒指導主事を対象とした研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図ること。

不登校を未然に防ぐ魅力ある学校づくり、「心の居場所」としての学校づくりを進めるためには、少人数授業やチームティーチング、習熟度別指導などのきめ細かな指導が可能となるよう、適切な教員配置を行うことが必要であること。

また、小・中学校さらには高等学校の間の連携を推進するため、異校種間の人事交流や兼務などを進めていくことが期待されること。

不登校児童生徒が多く在籍する学校については、教員の加配等、効果的かつ計画的な人的配置に努める必要があること。そのためにも日頃より各学校の実情を把握し、また加配等の措置をした後も、この措置が効果的に活用されているか等の検証を十分に行うこと。

さらに、教員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合は、人的措置を含め、厳正な対応をとることが必要であること。

⑤ 保健室や相談室等の整備

養護教諭の果たす役割や「保健室登校」「相談室登校」の意義に鑑み、養護教諭の複数配置や研修機会の充実、保健室等の環境整備、情報通信機器の整備等が望まれること。

(3)学校における指導等への支援

① モデル的な個別指導記録の作成

各市町村教育委員会においては、各学校で活用できるよう個別指導記録のモデル案を作成することが求められること。また、当該個別指導記録が効果的に活用されるよう適切な指導が望まれること。

② 転校のための柔軟な措置

いじめや教員による不適切な言動や指導等が不登校の原因となっている場合等には、市町村教育委員会においては、保護者等の意向を踏まえつつ、学校と連携した適切な教育的配慮の下に、就学すべき学校の指定の変更や区域外就学を認める措置を講じることが望まれること。また、他の児童生徒を不登校に至らせるような深刻ないじ

めや暴力行為があった場合は、必要に応じて出席停止措置を的確に講ずる必要があること。

(4) 適切な対応の見極め(「アセスメント」)及びそのための支援体制づくり

不登校の要因・背景の多様化へ対応するため、各学校が、児童生徒の初期段階のアセスメントに当たり、専門知識をもつ外部の者等の協力を得られる地域の体制を構築する必要があること。

(5) 中学校卒業後の課題への対応

① 高等学校入学者選抜等の改善

高等学校入学者選抜について多様化が進む中、高等学校で学ぶ意欲や能力を有する不登校生徒について、これを適切に評価することが望まれること。

また、国の実施する中学校卒業程度認定試験の活用について、不登校生徒や保護者に対して適切な情報提供を行うことが望まれること。

② 高等学校における長期欠席・中途退学への取組の充実

各地域の実情に応じて、中高一貫教育の推進や、総合学科や単位制高等学校等の特色ある高等学校づくり等も含め、多様な取組や工夫が行われることが期待されること。

③ 中学校卒業後の就学・就労やひきこもり傾向のある青少年への支援

中学校時に不登校であり高等学校へ進学しなかった者、又は高等学校へ進学したものの中途退学した者等、中学校卒業後に進学も就労もしていない者等に対して、多様な進学や職業訓練等の機会等について支援するために、関係行政機関等が連携した地域のサポートネットワークを整備することが期待されること。

(6) 学校外の公的機関等の整備充実及び活用

① 教育支援センター(いわゆる適応指導教室。以下同じ。)の整備充実やそのための指針づくり

いわゆる適応指導教室については、その役割や機能に照らし、より

適切な呼び方を望む声があつたことから、国として標準的な呼称を用いる場合は、不登校児童生徒に対する「教育支援センター」という名称を適宜併用することとした。なお、各地域においては既に様々な親しみやすい名称を付している実態があり、こうした工夫は今後ともあってよいこと。

各都道府県教育委員会においては、教育支援センターの更なる整備充実のために、域内の市町村教育委員会と緊密な連携を図りつつ、未整備地域を解消して不登校児童生徒や保護者が利用しやすい環境づくりを進め、別添1の「教育支援センター整備指針(試案)」を参考に、地域の実情に応じた指針を作成し、必要な施策を講じていくことが求められること。市町村教育委員会は、主体的に教育支援センターの整備充実を進めていくことが必要であること。もとより、市町村教育委員会においても、「教育支援センター整備指針」を策定することも考えられること。

また、指導体制をめぐっては指導員の量的不足や専門性の不足等についての課題が指摘されているところであり、常勤職員の配置やカウンセラー等の専門家等の配置、指導員の研修の充実等が望まれること。

② 教育センター・教育研究所等における教育相談機能の充実

各教育委員会は、所管する教育センター・教育研究所等における教育相談機能を活用し、保護者や不登校児童生徒をはじめ、学校、教育支援センター等が身近に助言・援助を得られる体制の整備を図り、域内の不登校に関する連携ネットワークの機能の充実を図ることが望ましいこと。

③ 社会教育施設の体験活動プログラムの積極的な活用

社会教育施設では、都市部の教育支援センター・小規模な教育支援センターでは提供しにくい野外体験活動プログラム等が実施されている場合が多いため、これらの体験活動プログラム等を実施する社会教育施設との積極的な連携が望まれること。

(7) 訪問型支援など保護者への支援の充実

各都道府県及び市町村教育委員会においては、保護者全般に対す

る不登校への理解を深めるための啓発を行うことや、不登校のみならず子育てについての保護者に対する支援を充実することが求められること。

なお、ひきこもりがちな不登校児童生徒やその保護者に対しては、必要な配慮の下、訪問型の支援を積極的に推進することが期待されること。さらに人間関係づくりや学校復帰等の次のステップにつながるように、十分に配慮しつつ、相談等のきっかけとしてIT等を活用することも考えられること。

また、保護者自身が悩みを抱えている場合等もあることから、積極的に保護者へ情報提供を行うことや保護者のネットワークとの連携等による支援の充実が必要であること。

(8)官民の連携ネットワーク整備の推進

① 他部局との連携協力のための連絡調整(コーディネート)

各教育委員会においては、学校と関係機関との連携協力を推進するため、積極的に保健・福祉・医療・労働分野の部局等との調整役(コーディネーター)としての役割を果たす必要があること。

② 関係機関のネットワークづくりと不登校対策の中核的機能の整備充実

各教育委員会においては、不登校へ対応するための学校、教育支援センター、児童相談所、警察、病院、ハローワーク等の関係機関や民間施設、NPO等のネットワークづくりや、その中核的な機能の整備充実に努める必要があること。

③ 民間施設等との連携協力のための情報収集・提供等

不登校児童生徒への支援については、民間施設やNPO等においても様々な取組がなされており、学校、教育支援センター等の公的機関は、民間施設等の取組の自主性や成果を踏まえつつ、より積極的な連携を図っていくことが望ましいこと。そのために、各教育委員会においては、日頃から積極的に情報交換や連携に努めること。

公的機関と民間施設等との連携を進めていく観点から、平成4年9月の初等中等教育局長通知(文初中第330号)の別記「民間施設についてのガイドライン(試案)」を改訂したこと(別添2)。

なお、義務教育諸学校の不登校児童生徒が学校外の公的機関や

民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについては、別記によるものとすること。

(別記)

不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

1 趣旨

不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、学校復帰への懸命の努力を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これら施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができるとしている。

2 出席扱いの要件

不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、下記の要件を満たすとともに、当該施設への通所又は入所が学校への復帰を前提とし、かつ、不登校児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断される場合に、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

- (1)保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2)当該施設は、教育委員会等が設置する適応指導教室等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。

ただし、民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとて判断するものとすること。このため、学校及び教育委員会においては、「民間施設についてのガイドライン(試案)」(別添2)を参考として、上記判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。

- (3)当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。

3 指導要録の様式等について

上記の取扱いの際の指導要録の様式等については、平成13年4月27日付け文科初第193号「小学校児童指導要録、中学校生徒指導要録、高等学校生徒指導要録、中等教育学校生徒指導要録並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録、中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について」のとおりとする。

(別添1)

教育支援センター(適応指導教室)整備指針(試案)

1 趣旨

- 教育委員会は、教育支援センター(以下、センターという。)の整備に当たって、この指針の定めるところに留意し、不登校児童生徒に対する適切な支援を行わなければならない。

2 設置の目的

- センターは、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・適応指導(学習指導を含む。以下同じ。)を行うことにより、その学校復帰を支援し、もって不登校児童生徒の社会的自立に資することを基本とする。

3 自己評価・情報の積極的な提供等

- センターは、その目的を実現するため、その相談・適応指導、その他のセンターの運営状況について改善・充実を図るとともに、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。
- センターは、その相談・適応指導、その他のセンターの運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

4 対象者

- 入室や退室等に関する方針や基準が明らかにされていること。
- 不登校児童生徒の入退室等の決定については、その態様等を踏まえ、センターにおける指導の効果が達せられるよう児童生徒の実情等の的確な見極め(アセスメント)に努めるものとする。その際には、当該

児童生徒が在籍する学校関係者はもとより、専門家を含めて検討を行うことが望ましい。

- 必要に応じて、中学校を卒業した者についても進路等に関する主として教育相談等による支援を行うことが望ましい。

5 指導内容・方法

- 児童生徒の立場に立ち、人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談・適応指導を行う。
- 相談に関しては、共感的な理解に立ちつつ、児童生徒の自立を支援する立場から実施する。
- 各教科等の学習指導に関しては、在籍校とも連絡をとり、センター及び児童生徒の実情に応じて実施する。
- 指導内容は、児童生徒の実態に応じて適切に定め、個別指導と併せて、センター及び児童生徒の実情に応じて集団指導を実施するものとする。その際、児童生徒の実情に応じて体験活動を取り入れるものとする。
- 家庭訪問による相談・適応指導は、センター、地域、児童生徒の実情に応じて適切に実施することが望ましい。通室困難な児童生徒については、学校や他機関との連携の下、適切な配慮を行うことが望ましい。
- センターは、不登校児童生徒の保護者に対して、不登校の態様に応じた適切な助言・援助を行うものとする。

6 指導体制

- センターには、相談・適応指導などに従事する指導員を置くものとする。
- 指導員は、通所の児童生徒の実定員10人に対して少なくとも2人程度置くことが望ましい。
- 指導員は、相談・適応指導、学習指導等に必要な知識及び経験又は技能を有し、かつその職務を行うに必要な熱意と識見を有するものであるものとする。
- 教育委員会は、指導員の資質向上のため適切な研修の機会を確保するよう努めることとする。

- カウンセラーなどの専門家を常勤又は非常勤で配置し、児童生徒の指導方針等につき、協力を得ることが望ましい。
- その他、年齢、職種等、多様な人材の協力を得ることが望ましい。その際、協力を得る人材の実情に応じ、適切な研修を行い、又は指導体制等を整えることが望ましい。

7 施設・設備等

- 施設・設備は、相談・適応指導を適切に行うために、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものとする。
- センターは、集団で活動するための部屋、相談室、職員室などを備えることが望ましい。
- センターは、運動場を備えるなどスポーツ活動や体験活動の実施に関する配慮がなされていることが望ましい。適切な施設を有しない場合は、積極的に他のセンター等と連携することが望ましい。
- センターでの個別学習や、家庭との連絡のため、必要な情報通信機器・ネットワークが整備されていることが望ましい。
- センターには、相談・適応指導を行うため、児童生徒数に応じ、保健衛生上及び安全上必要な教具（教科用図書、学習ソフト、心理検査用具等）を備えるものとする。また、これらの教具は、常に改善し、補充するよう努めなければならない。

8 学校との連携

- 指導員等は、不登校児童生徒の態様に応じ、その支援のため、在籍校との緊密な連携を行うものとする（定期的な連絡協議会、支援の進め方に関するコーディネート等の専門的な指導等）。
- 指導員等は、不登校児童生徒の学校復帰後においても、必要に応じて在籍校との連携を図り、継続的に支援を行うことが望ましい。
- 指導員等は、児童生徒の実情等の的確な見極め（アセスメント）にそった児童生徒の個々の回復状況を把握し、守秘義務に配慮した上で、本人、保護者の意向を確かめて在籍校に学習成果等を連絡するものとする。
- 指導員等は、不登校に関し、学校に対する専門的な指導・助言・啓発を行う。

等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

2 事業運営の在り方と透明性の確保について

- ① 不登校児童生徒の不適応・問題行動に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- ② 著しく営利本位でなく、入会金、授業料(月額・年額等)、入寮費(月額・年額等)等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

3 相談・指導の在り方について

- ① 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- ② 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。また、受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。
- ③ 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、我が国の義務教育制度を前提としたものであること。
- ④ 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- ⑤ 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

4 相談・指導スタッフについて

- ① 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不適応・問題行動の問題について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- ② 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあつては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。
- ③ 宿泊による指導を行う施設にあつては、生活指導にあたる者を含め、当

該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。

5 施設、設備について

- ① 各施設にあっては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。
- ② 特に、宿泊による指導を行う施設にあっては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

6 学校、教育委員会と施設との関係について

児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

7 家庭との関係について

- ① 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ② 特に、宿泊による指導を行う施設にあっては、たとえ当該施設の指導方針いかなるものであっても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。

個人情報開示決定通知書

様

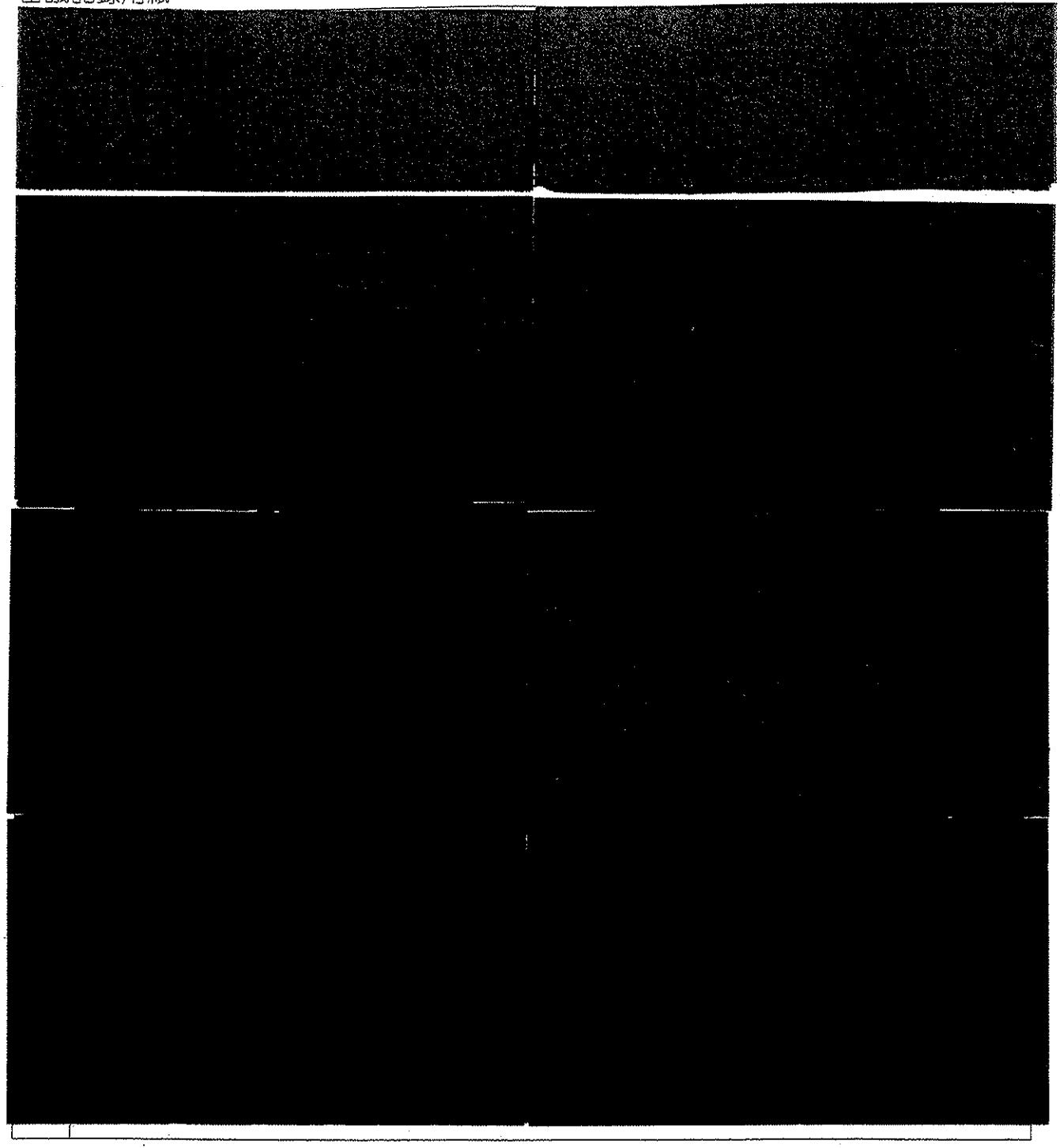
市教育委員会

平成27年4月8日付けで請求のあった個人情報の開示については、[]市個人情報保護条例第21条第1項の規定により次のとおり開示することと決定しましたので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	平成22年度[]市就学指導委員会の審議記録				
個人情報の利用目的	[]市障害児就学指導委員会において、障害を有する就学児童生徒の教育的措置に関し調査審議をするのに必要なため				
個人情報の開示の日時及び場所	日時	27年5月13日	午前・午後12時30分		
	場所	[]市役所1階			
所管課	[]課（電話[] 内線[]）				
備考					

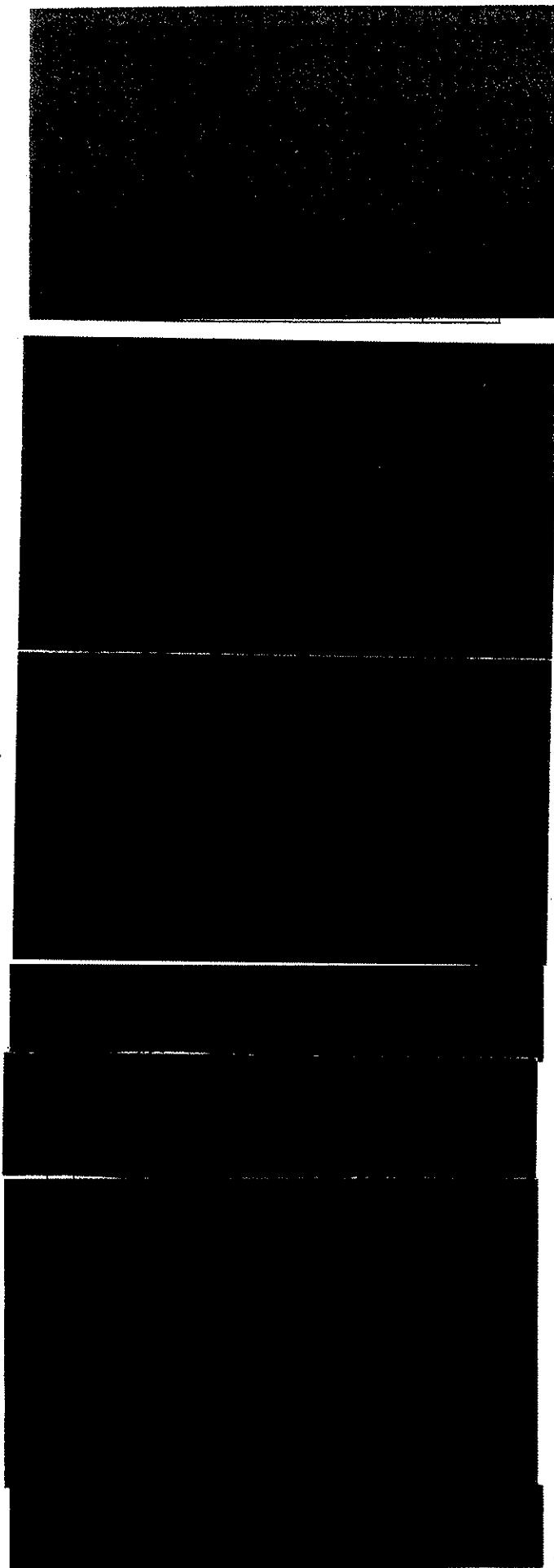
- (注) (1) 指定の日時においてになれない場合には、あらかじめ所管課に電話等で連絡してください。
- (2) 開示を受ける際は、通知書を提示するとともに本人であることを証明できる書類を提出、又は提示してください。
- (3) 相続人等又は本人若しくは相続人等の法定代理人が開示を受ける際には、注(2)の書類のほかその資格を証明する書類を提出し、又は提示して下さい。
- (4) []市個人情報保護条例第25条第3項の規定によりこの通知があつた日の翌日から起算して90日を経過すると原則として開示を受けることができなくなります。正当な理由によりこの期間内に開示を受けることができない場合には所管課へご連絡下さい。

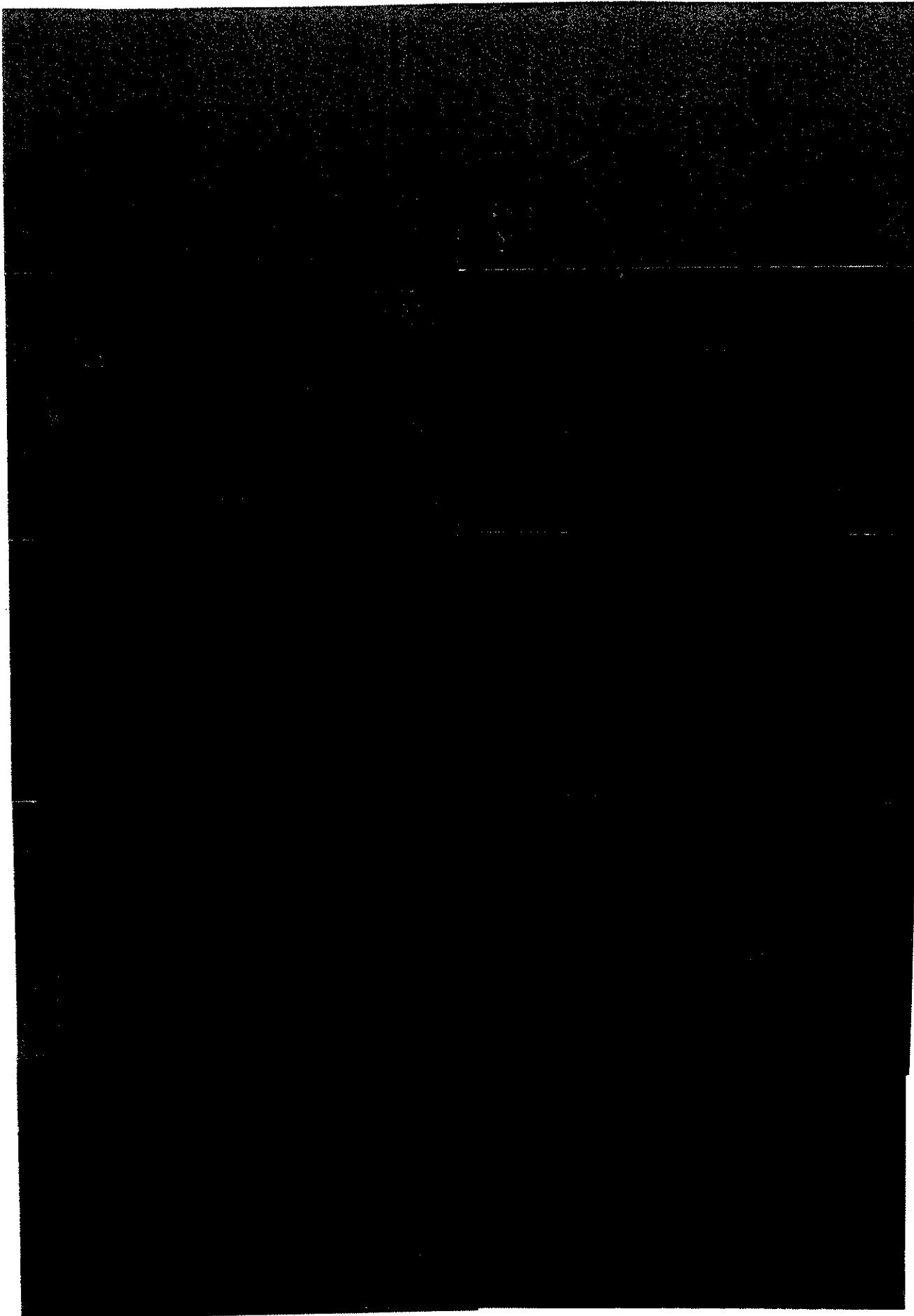
審議記録用紙



- ※ 委員の質問とそれに対する専門員の説明すべてについて、その要旨を記録する。
- ※ 委員の意見すべてについて、その要旨を記録する。
- ※ 複数の部会で審議した場合は別々の用紙に記録し、最初に審議した部会のファイルに保管する。

平成22年度委員名簿





平22号証

様式第4号（条例第11条関係）

公文書開示決定通知書

H27 第371号

平成27年11月2日

様

実施機関 [REDACTED] 市教育

平成27年10月20日付けで請求のありました公文書の開示については、
条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示をすることに決定しましたので
通知します。

1 公文書の名称	[REDACTED] 市適応指導 [REDACTED] 営業基本計画								
	平成27年度課内演習Ⅰ実施要項								
2 公文書の開示をする 日時及び場所		日時	平成 年 月 日	午前・午後	時 分				
		場所	[REDACTED] 市役所 1階	[REDACTED]					
3 担当課		[REDACTED] (電話 [REDACTED])							

- (注) 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
2 指定の日時においてになれない場合は、事前にその旨を電話等で担当課まで連絡
してください。

平成27年度 課内研修Ⅰ 実施要項

1 ねらい

- (1) 適応指導[]における児童生徒の対応に関する理論研修や実際の事例検討の中で、主に精神疾患を有するような対応の難しいケースについて研修を深める。
- (2) 嘱託医師や大学教授等から、専門的な指導や助言をいただきながら今後の指導に生かす。

2 研修計画（予定）

第1回	6月	5日 (金)	14時～16時	講話
第2回	8月	4日 (火)	<u>10時～12時</u>	事例研究
第3回	10月	2日 (金)	14時～16時	事例研究
第4回	12月	4日 (金)	14時～16時	事例研究
第5回	3月	4日 (金)	14時～16時	講話

3 会場

[]市適応指導[]

4 講師

[]

5 参加者

[]指導主事、適応指導[]相談員 他

1 ねらい

- ① 教育相談員が適応指導[REDACTED]・適応指導[REDACTED]の入級生や、[REDACTED]市内の不登校児童生徒に対する見方や関わり方への専門性を高める。
- ② 嘱託臨床心理士の専門的な指導や助言によって、教育相談員の指導力や対応力を高める。

2 研修計画（予定）

- ① 4月 10日（金）13：30～15：30 講話「不登校の理解と支援～適応指導の考え方～」
- ② 9月 4日（金）14：00～16：00 事例検討会①
- ③ 11月 6日（金）14：00～16：00 事例検討会②
- ④ 1月 6日（水）13：00～15：00 事例検討会③
- ⑤ 3月 18日（金）13：30～15：30 研究開発プロジェクトの報告会の助言・講話

3 会場

[REDACTED] [REDACTED]

4 講師

[REDACTED]
[REDACTED]

5 参加者

[REDACTED] 課指導主事, [REDACTED] 相談員
適応指導[REDACTED] および適応指導[REDACTED] 教育相談員

平成23年6月

H21号外
平成21年6月10日

学校番号

市立小学校長様

市適応指導

適応指導「個別対応」通級状況報告（4・5月分）について
 このことについて、下記のとおり報告します

記

項目	月・曜日	日	月	火	水	木	金	土
年・組	■年■組							
児童生徒氏名	[REDACTED]							
4・5月分 通級日数	■日 (出席扱い ■日)	4 月						
担当相談員	[REDACTED]	5 月						



甲24号証

早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について(通知)

25文科初第246号
平成25年5月16日

各都道府県教育委員会教育長 殿

各指定都市教育委員会教育長 殿

各都道府県知事 殿

附属学校を置く各国立大学法人学長 殿

小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域
法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長 殿

文部科学省初等中等教育局長
布村 幸彦

標記の件については、平成24年11月2日付初等中等教育局長通知「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について(通知)」において、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要であること、また、いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報することが必要であることを周知いたしました。

いじめの認知に当たっては、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を、いじめられた児童生徒の立場に立って行い、認知したいじめには、迅速に対応することが必要ですが、このいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものが含まれます。このいじめの対応に当たっては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。

このため、別紙1のとおり、どのような行為が犯罪行為に該当するかに

についての理解が促されるよう、学校において生じる可能性がある犯罪行為等について、いじめの態様別に、取りまとめました。

については、下記の事項に留意の上、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長にあっては設置する附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあっては認可した学校に対し、本通知及び別紙1について周知を図り、早期に警察に相談・通報すべきいじめ事案について、学校現場の適切な理解が促されるよう御指導をお願いします。

また、平成24年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(平成25年5月16日付初等中等教育局児童生徒課長通知において依頼)より、当該調査におけるいじめの定義において、いじめの中には早期に警察に相談・通報することが必要なものが含まれること等を明記しました。別紙2として添付した、平成24年度からの当該調査のいじめの定義について併せて確認の上、この趣旨が当該調査の担当教職員のみならず、広く周知されるよう御指導をお願いします。

なお、本通知の内容については、警察庁生活安全局と調整済みであることを申し添えます。

記

1. いじめの認知に当たっては、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を、いじめられた児童生徒の立場に立って行い、認知したいじめには、迅速に対応することが必要であるが、このいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものが含まれる。このため、このいじめの対応に当たっては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要であること。
2. 個々のいじめ事案が、「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの」に当たるか否かについては、いじめの態様や加害児童生徒の状況等によって、的確に判断することが必要であり、平素より、どのような行為が刑罰法規に該当するかについて、教職員の理解を深めておくことが必要であること。

このため、各学校や教育委員会等においては、別紙1も参考に、指導資料の作成や研修の充実等を図ることが必要であること。

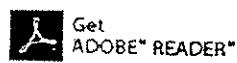
3. 上記1の判断に迷う場合も含め、積極的に警察に相談できるよう、学校及び教育委員会等においては、学校と警察との緊密な連携体制を構築しておくことが必要であること。

以上

- (別紙1)学校において生じる可能性がある犯罪行為等について
- (別紙2)いじめの定義 (PDF:134KB) -

お問合せ先

初等中等教育局児童生徒課



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。

Adobe Readerをお持ちでない方は、まずダウンロードして、インストールしてください。

(初等中等教育局児童生徒課)

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

24



(別紙1)学校において生じる可能性がある犯罪行為等について

1. 警察への通報・相談に係る基本的な考え方

- (1) 学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、被害児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要。
- (2) いじめられている児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合には、直ちに警察に通報することが必要。

2. 学校において生じる可能性がある犯罪行為等

以下の「事例」は過去にあった事案を踏まえたものであり、刑罰法規に対応した具体例を示すことで理解を深めるためのものである。個々の事案について、警察へ相談・通報すべきか否かは、記載されている事例を参考にして、上記1. の考え方に基づいて判断することが必要である。

いじめの 態様(※)、 刑罰法規及び事例

ひどくぶつ
かられた

暴行
(刑法第208
条)

第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかつたときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
事例：同級生の腹を繰り返し殴ったり

り、叩かれ
たり、蹴ら
れたりす
る。

傷害
(刑法第204
条)

蹴ったりする。

第204条 人の身体を傷害した者は、
15年以下の懲役又は50万円以下の罰
金に処する。

事例：顔面を殴打しあごの骨を折るケ
ガを負わせる。

軽くぶつか
られたり、
遊ぶふり
をして叩か
れたり、蹴
られたりす
る。

暴行
(刑法第208
条)

第208条 暴行を加えた者が人を傷害
するに至らなかつたときは、2年以下の
懲役若しくは30万円以下の罰金又は
拘留若しくは科料に処する。

事例：プロレスと称して同級生を押さえ
つけたり投げたりする。

嫌なことや
恥ずかし
いこと、危
険なことを
されたり、
させられたり
する。

強要
(刑法第223
条)

第223条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。

3 前2項の罪の未遂は、罰する。

事例：断れば危害を加えると脅し、汚
物を口にいれさせる。

第176条 13歳以上の男女に対し、暴
行又は脅迫を用いてわいせつな行為

金品をた
かられる。

金品を隠
されたり、
盗まれたり、
壊されたり、
捨てられたりす
る。

強制わいせつ
(刑法第176
条)

恐喝
(刑法第249
条)

窃盜
(刑法第235
条)

器物損壊等
(刑法第261
条)

脅迫
(刑法第222
条)

をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。
事例：断れば危害を加えると脅し、性器を触る。

第249条 人を恐喝して財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。
2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

事例：断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる。

第235条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
事例：教科書等の所持品を盗む。

第261条 前3条に規定するもの(公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷)のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。

事例：自転車を故意に破損させる。

第222条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人

冷やかし
やからか
い、悪口
や脅し文
句、嫌なこ
とを言わ
れる

名誉毀損、侮
辱
(刑法第230
条、231条)

脅迫
(刑法第222
条)

パソコンや
携帯電話
等で、誹謗
中傷や嫌

を脅迫した者も、前項と同様とする。

事例：学校に来たら危害を加えると脅す。

第230条 公然と事実を摘示し、人の名譽を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。

第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。

事例：校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて、「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。

第222条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

事例：学校に来たら危害を加えると脅すメールを送る。

第230条 公然と事実を摘示し、人の名譽を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処す

名譽毀損、侮
辱
(刑法第230
条、231条)

パソコンや
携帯電話
等で、誹謗
中傷や嫌
なことをさ
れる。

児童ポルノ提
供等
(児童買春、
児童 ポルノ
に係る行為等
の処罰及び児
童の保護等に
関する法律第
7条)

る。

2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。

第231条 事実を摘示しなくとも、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。

事例: 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げて「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。

第7条 (略)

2~3 (略)

4 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(略)

5 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。(略)

6 (略)

事例: 携帯電話で児童生徒の性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する。

(※)いじめの態様:「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における「いじめ」の調査項目の「いじめの態様」

以上

お問合せ先

初等中等教育局児童生徒課

(初等中等教育局児童生徒課)

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

いじめの定義

(「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義)

・平成24年度調査より破線部を追記。

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起きた場所は学校の内外を問わない。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なもののや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

(注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注5) けんか等を除く。ただし、外見的にはけんかのように見えることでも、よく状況を確認すること。

【参考】平成17年度以前の定義は以下の通り。

この調査において、「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起きた場所は学校の内外を問わない。」とする。なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。

以上

議事録

手稿

茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市教育委員会

議題 書面 教育長様

平成30年12月17日

前略 平成30年2月18日に貴職あてに、[REDACTED]がつくば市立[REDACTED]小学校においていじめをうけた経緯を示した書簡を書面にて送りました。その後、本書簡の内容について貴職からは何の意思表示も有りませんでした。

その後3度にわたり書面で、同じじめにつき面談要請を送りましたが、返答がありませんでした。その為に、10月より貴職下、教育指導課大久保課長補佐に電話にて再三面談の催告申し上げておりましたが、なんら合理的な理由を示す事なく、未だに面談に応じません。

つきましては、本状を持って、重ねて上記の書簡に関する面談に応じます様申し入れますので、本状到達後7日以内に、私まで面談日時をお示しになるようお願い申しあげます。

万一期間内に面談日時の開示が無い場合及び擅否なさる場合には、つくば市長・つくば市議会・文部科学省担当部局およびその他等へいじめ事実及び貴職の対応のしかたを通知等の然るべき処置を講ずることを申し添えます。

以上、催告致します。

草々

[REDACTED]

[REDACTED] ([REDACTED] 父)

(付記)

奉出人

受取人 〒305-8555
茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1 つくば市教育委員会

教育長 門脇 庫司様

郵便認証印

30.12.17

この郵便物は平成30年12月17日
第12439435031号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。

日本郵便株式会社
受付通番 1113111714261860100000号

郵便
30.12.17
12-18

市長に面談して貰いたい旨を書類で丁寧に記載

平成30年2月26日

お詫び申します。門脇 厚司 教育長様あてにお送りいたしましたが、本田、12月30日現在何らの連絡 下記確証書を門脇 厚司 教育長様あてにお送りいたしましたが、本田、12月30日現在何らの連絡もいたさずませんので、連絡したように市長あてに本確証書をお送りいたします。私の長男 [REDACTED] がつくば市立[REDACTED]小学校でいじめを受けたために、その後学校が怖く、義務教育の期間半途中に通うことができませんでした。この件に關し、平成30年2月に門脇 厚司 教育長様に全文で100ページほどの経緯書をお送りし、この件についての面談を求めていたが、要請に応じません。これは以下の通りにおいて、五十嵐市長の「平成30年度市政運営の所管と主要政策の概要」に反します。(ページ数は、同概要のページ数)

1. 「市民に寄り添い」(p.1)対応してくれていません。
2. 「行政経営の適正化・透明性の向上」「情報公開」(p.5)に反し、教育委員会とのやりとり文書の開示を請求後45日以内に行いませんでした。
3. 「市役所が市民に役立つ」(p.7)どころか、面談を求めて、義務教育課大久保課長様は「あなたとお話しすることは何もありません」と面談を拒否しました。
4. 以上のような市役所・教育委員会の対応は、[REDACTED]がいじめを受けたことにより、同じ人間として尊友に受け入れられなかつた、憲法で保障されている義務教育を受けることができなかつた、点において、市長が目指す市の在り方「誰一人取り残さない」「普遍的価値としての人権の尊重」(p.17)に全く反しております。以上より、門脇 厚司 教育長任命権者として、同教育長に適切な対処をするよう強く指示することを求めます。なお、いじめの詳細につきましては、平成30年2月に門脇 厚司 教育長様あてにお送りした経緯書をご覧ご確認ください。

卷之三

三

2

件名欄に「つくば市議会議員・立青様へ贈呈」

つくば市議会議員会

議長 副議長 教育委員会

平成30年12月17日

時務　事務の件を平成30年11月に貴職あてに、[REDACTED]がつくば市立[REDACTED]小学校においていじめをうけた経験を示した書簡を書留にて送りました。その後、本事簡の内容について貴職からは何の意図表示も有りませんでした。

その後3度にわたり書面で、問い合わせにつき面談要請を送りましたが、返答がありませんでした。その為に、10月より貴職下、教育指導課大久保課長補佐にて電話にて再三面談の催告申し上げておりますが、なんら合理的な理由を示す事なく、未だに面談に応じません。

つきましては、本状を持って、重ねて上記の書簡に関する面談に応じます様申し入れますので、本件開通後7日以内に、私まで面談日時をお示しになるようお願い申しあげます。

万一期間内に面談日時の開示が無い場合及び拒否となる場合には、つくば市長・つくば市議会・文部科学省担当部局およびその他の等へいじめ事実及び貴職の対応のしかたを通知等の然るべき処置を講ずることを留し添えます。

以上、備付致します。

草々

(注記)

提出人

受取人 〒305-8555
茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市長 五十嵐 立青様

郵便認証印

30.12.30

この郵便物は平成30年12月30日
第12469703853号書留内容証明郵便物
として発行したことを証明します。

日本郵便株式会社
受付番号：301811020164300100000号

3 3頁



立派な手

質問書

平成31年3月24日

つくば市教育委員会 門脇 厚司 教育長 様

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

拝復

去る平成30年2月18日情報提供書を送り、[REDACTED]に対するいじめの事実をお伝えしました。しかし、それに対して誠意のある答えをなさらないため、以下のように再度お答えを要求致します。本状を受け取って7日以内にお答え下さい。誠意のあるお答えの無い場合及びお答えの無い場合には、さらに上級官庁へ本事案を報告致します。

以下の理由により、学校管理下での責任を果たさなかった、つくば市立[REDACTED]小学校平成20年度[REDACTED]年[REDACTED]組担任[REDACTED]教諭及び、[REDACTED]をいじめたA子に謝罪を求めます。
敬具

理由

1. 平成20年、[REDACTED]は同教諭に複数回[REDACTED]年[REDACTED]組教室に呼び出され、[REDACTED]がA子をはじめとする同クラスの級友に、書字障害を理由にからかわれていたことを、直接伝えられた。
2. 転校にあたり同教諭から[REDACTED]に渡された、書簡（添付）でもその事実が記載されている。
3. 平成21年、[REDACTED]が同教諭・学年主任・[REDACTED]教頭に面談した際に、いじめにより、転校先の学校に一日も登校できていない事実に対して、同教諭は「すみません」と謝罪した。
4. 平成27年、当時の[REDACTED]校長が事情聴取した際にも、「ああ、そう言えば、一人、字のへたな子がいたわね。」と同教諭は聴取時点でも、[REDACTED]の書字障害を認めている。

（詳細および、証拠書類は平成30年送付の情報提供書を参照ください。
尚、いじめとは、受けた本人が、そのために、長期不登校になるなど、本人が受けた苦しみで判断する事は、ご案内の通りです。）。

様式第4号（第11条関係）

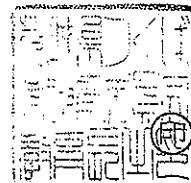
保有個人情報不開示決定通知書

31つくば教指第410号

令和元（2019年）6月6日

様

つくば市教育委員会
教育長 門脇厚司



令和元年5月22日付けで開示請求のあった次の保有個人情報については、つくば市個人情報保護条例第20条第2項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報	平成27年2月20日[REDACTED]小学校長作成の「[REDACTED]氏からの「情報公開請求」ならびに「不服申立書」に係る関係者聴取報告」と、平成30年2月18日[REDACTED]作成門脇厚司教育長宛ての「情報提供書」における教員の対応についての詳細な事実確認の差についての、教育委員会の判断を示す資料すべて。
開示しない理由	<input type="checkbox"/> つくば市個人情報保護条例第16条第1号該当 <input type="checkbox"/> つくば市個人情報保護条例第19条該当 <input checked="" type="checkbox"/> 文書不存在 (理由) 資料を作成していない。
担当課	教育局 教育指導課 電話番号 029-883-1111 (内線) 4702

(審査請求に係る教示)

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、つくば市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、つくば市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第11条関係）

保有個人情報不開示決定通知書

31つくば教指第411号

令和元（2019年）6月6日

様

つくば市教育委員会

教育長 門脇厚司

印

令和元年5月22日付けで開示請求のあった次の保有個人情報については、つくば市個人情報保護条例第20条第2項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報	平成30年2月18日 [] 作成門脇厚司教育長宛ての「情報提供書」を、受領したあとの、当該情報提供書についての詳細な事実認定についての、教育委員会担当部署の判断を示す資料すべて。
開示しない理由	<input type="checkbox"/> つくば市個人情報保護条例第16条第1号該当 <input type="checkbox"/> つくば市個人情報保護条例第19条該当 <input checked="" type="checkbox"/> 文書不存在 (理由) 事実の認定についての、教育指導課の判断を示した資料は作成していない。
担当課	教育局 教育指導課 電話番号 029-883-1111 (内線) 4702

（審査請求に係る教示）

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、つくば市教育委員会教育長に対して審査請求することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、つくば市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

保有個人情報開示決定通知書

31つくば広聴第105号

令和元年(2019年)7月1日

様

つくば市長 五十嵐立青

印

令和元年(2019年)5月22日付けで開示請求のあった次の保有個人情報については、つくば市個人情報保護条例第20条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報	[REDACTED] 氏による平成30年12月30日付市長あて「催告書」受領後の同人への対応に係る市長の判断を示す資料に含まれる個人情報					
開示する保有個人情報の利用目的	[REDACTED] 氏本人が同人への対応に係る市長の判断経緯を確認するため					
開示の実施の方法	写しの交付（郵送による交付）					
開示を実施することができる日時及び場所	日 時	令和元年	月 日	午前・午後	時 分	
	[REDACTED]					
担当課	市長公室広報戦略課広聴室 電話番号 029(883)1111 (内線) 5140					

- (注) 1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
 2 指定された開示の日時に都合が悪い場合には、その日時以降で都合のよい日時についてあらかじめ担当課に電話等で連絡してください。

参入等に関する回答表

(12月28日の市長の判断に基づき)

教育局の方針とともに作成し、教育長、
次長を含めます。

12月17日付と20日付の催告書を拝見いたしました。

平成27年

平成27年は、3月18日、8月20日と2度、[]様と面会しております。

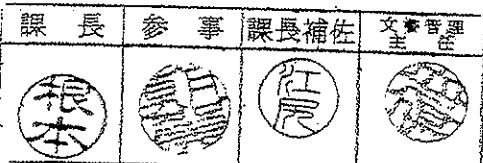
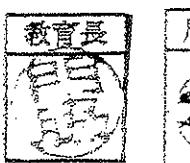
この時と違う対応については、情報公開の場で面会しているので特にございません。

本に情報提供書でも充分ご意見を伺っておりますので、新しいお考えがあると思いません。

~~合理的な理由~~としまして、再度面会する必要性がないと想りますので、面談までは不要
を考えています。ありがとうございます。

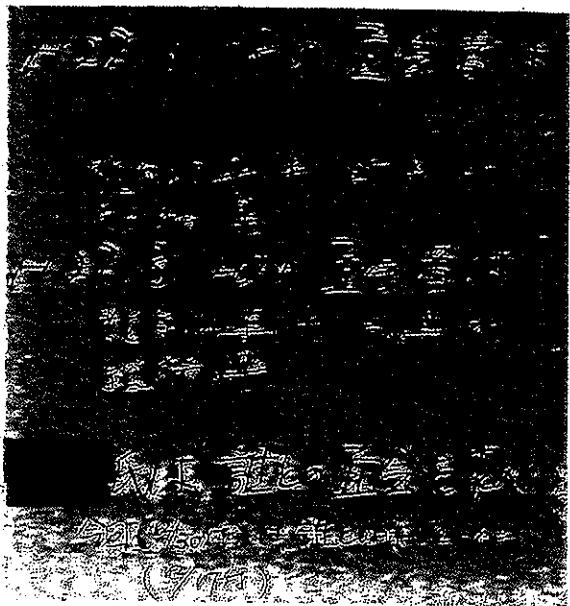
こちらで持っている資料について、請求していただければ提供いたします。その時は
書面にてお願いします。

つくば市教育局教育指導課



手記により処理してよろしか伺います
平成31年1月9日

起案職氏名 大久保文子



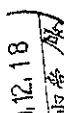
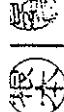
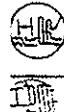
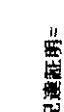
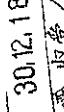
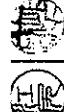
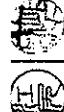
■様から催告書が12月18日送付されてきました。内容は、面会要請でしたので、12月21日に法務課、法務監と今後について相談をし、■様が要請している面会についてうかがいました。

- ①面談に絶対応じなければならないということも無いとのこと、
- ②7日以内に面談日時を示すという義務は無いということ。

そのうえで、課としての方針を決めたいと思います。

平成20年度に■小学校に息子様が在籍していた当時の事を言つていて、平成27年度に情報開示の場で2回面会しています。1回目には当時の校長先生と会い、2回目は教育指導課長補佐が■様と面会しています。当時の面談で内容は充分お伺いしましたので、再度お会いする必要性はないと考えております。一度お会いした時から、新たな対応はないので、今後も変わらないと思います。こちらで保有する資料は提供いたしますので、なにかありましたら書面にてお願ひしたいと考えます。

30.12.18
受取印

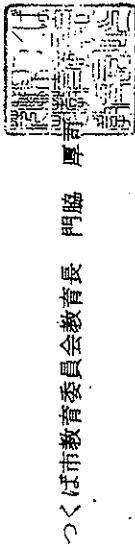


30 つくば教指第 1352 号

様式第 2 号（第11条関係）

平成 30 年 12 月 12 日

様



保有個人情報不開示決定の取消しに係る通知書

平成 30 年 9 月 18 日付け 30 つくば教指第 1038 号により通知しました保有個人情報の不開示の決定を取り消したので通知します。

平成30年 9月 2日付で開示請求のあった次の保有個人情報については、つくば市個人情報保護条例第20条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報	つくば市教育委員会教育指導課とのやりとりを記録した文書。
開示する保有個人情報の利用目的	過去にあつた個人情報開示請求等について、転用確認をするため当時の学校関係者から聴取したことを記録しておいたもの。
開示の実施の方法	用紙に出力したもののが交付（送付による交付） 写しの交付（送付による交付）
開示を実施することができる日時及び場所	日 時 年 月 日 午前・午後 時 分 場 所
担当課	教育局 教育指導課 電話番号 029-883-1111 (内線) 4702

- (注) 1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
2 指定された開示の日時に都合が悪い場合には、その日時以後で都合のよい日時にアラカルトで連絡してください。

個人情報開示決定通知書

27つくば教指第55号
平成27年8月7日

卷之三

卷之三

平成27年7月29日に請求がありました個人情報の顯示については、つくば市個人情報保護条例第18条第1項の規定により、次のとおり顯示する決定をしましたので通知します。

請求に係る個人情報の内容	27つくば教指第289号 平成27年5月29日付理由説明書記載 教育委員会が行った聞きとり調査の内容がわかる文書
開示の方 法	□ 開覽 ■ 写しの交付 □ 視聽
開示の日	平成27年8月20日 午後1時
開示の場所	情報公開室
主管部課	つくば市教育局教育指導課
	電話番号 029-883-1111

(注) 1 開示を受ける際は、この通知書及び請求者本人であることを証明する書類を提示してください。
2 当日都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で主管部課まで連絡してください。

1

甲子年二月廿七

長校小

江苏省教育委员会新教材编审委员会

本校に平成[]年4月1日に入学し、平成[]年12月24日(第[]学年)まで在籍していた[]さんの保護者([]氏)からくば市教育委員会に送付された「情報公開請求書」(平成27年1月19日付け)並びに「不服申立書」(平成27年2月10日付け)に記載されていることについて、当時の本校関係者から聴取したことについて下記のとおり報告いたします。

なお、聴取対象者は、「不服申立書」に記載されている、[]年[]組担任講師、学生主任[]教諭、[]教諭(平成[]年当時)であり、聴取日は、平成27年2月17日であります。

三

- 1 『いいじめの事実を通告いたします。』（「情報公開請求書」）に記載されていることについて、■さんがあいじめられたということを把握していない。心あたりもない。

2 『当時担任から直接説明された。』（「情報公開請求書」）といふことについて、平成20年7月の個別面談で、■教師が保護者に「■君は書字が苦手のようです。」と伝えたことは、記憶している。

3 『平成20年10月■小学校■組担任■から同校への出頭を命じられた。』『A子が私の子供を同年4月から10月までの間に始めたことについて、A子保護者を含め複数の同校関係者が同校に強い抗議があつたので、学校としてこの件に対処せざるを得ない。』（「不服申立書」）というごとについて、この件で保護者に来校を求めた記憶はない。心あたりもない。

また、保護者・学校関係者から抗議があつた記憶はない。したがって、学校で対処した記憶もない。

4 『このような教員の事件対応は校務記録に残っているべきものであり、』（「不服申立書」）というごとにについて

〔**氏**による個人情報開示の概要報告

日 時：平成27年3月18日（水）
午後1時～午後2時
場 所：府舎5階相談室1

平成27年3月12付け26つくるば〔**氏**〕第112号「個人情報開示決定通知書」に基づき、〔**氏**〕に個人情報の開示を行いましたので、その概要を報告をいたします。

1 個人情報開示について

◇飯島

開示文書について下記のとおり説明を行う。

「今回、個人情報の開示請求に該当する文書については、指導要録様式1学年にに関する記録及び指導要録様式2指導に関する記録で、様式1は当時の校長名、担任名等の記載、様式2は、学年毎の成績・総合所見・出席日数等の記載となり、学年末に記載いたしますが、〔**氏**〕生の〔**月**〕月に転校されたため〔**年生**〕以降の記載は〔**氏**〕の転校先の学校になります。」

◆〔**氏**]

「私が開示請求をした内容すべてではないと思うが？」

◇飯島

〔**氏**〕さんに関する書類全てを開示しているので、他に文書はありませんよ！」

◆〔**氏**]

「様式2の指導に関する記録は見たことがある、成績表と同じではないか？」

◇〔**氏**]

「〔**氏**〕小学校は成績表はつけていませんので、それは別のもの（振返りカード）ではないでしょうか。」

◇家中（総務課）

「開示文書の写しを交付、個人情報開示については終了したことをお告げる。」

2 個人情報開示に関する補足について

個人情報の開示では、開示対象の文書リストやその内容（廃棄等）について説明を行う必要がないが、今回の開示文書では納得されないと思われるため、個人情報の開示とは別に説明を行いました。

◇飯島

「今回〔**氏**〕さんからの開示請求を受け、私から〔**氏**〕小学校に調査依頼をしました、〔**氏**〕君に関する文書保存状況の報告書を見せ、その中で現在存在する全てを開示したことなどを告げます。」

◆〔**氏**]

「指導に関する記録は、5年の保存なのになぜあるのか？」

◇飯島

「指導要録は除籍扱いで卒業まで保存しており、そこから5年保存となります。」

◆〔**氏**]

「それなら他の文書（学校日誌）も同じ5年だからあるはずでは？」

◇〔**氏**】・飯島

「開示した文書は継続文書で、他是単年度で完結しそこからの保存となります。」

◆〔**氏**]

「保存年限はどうして決めているのか？」

◇飯島

「指導要録については学校教育法施行規則で決められているが、他の文書については法的な根拠はなく、つくば市及びつくば市学校で統一した保存年限としています。」

◇家中（総務課）

「それぞれの自治体により保存年数等は決めており、統一されてはない。」

◆〔**氏**]

「文書だけではなく、当時の関係者の話などを聞きそれを開示しないのか？」

◇家中（総務課）

「個人情報保護の手引きを見せ、個人情報の開示方法について説明し、文書以外の物は該当しないことを伝える。」

「また、上記の物を請求するのであれば、別の方針（弁護士への依頼）しかないことを伝える。」

下記のとおり報告いたします

（印）

個人情報開示結果について

1 日 時 平成27年8月20日 午後1時～2時半

2 場 所 情報公開室

3 出席者 申請人 [REDACTED]

教育指導課 飯島

総務部総務課 野口係長 櫻井主事

4 内 容

平成27年7月29日付け個人情報開示請求書に伴う、別添「[REDACTED] 小学校長から
の報告書」開示。

5 概 路

[REDACTED]：関係者への聴取はどのように行ったのか？

飯島：電話や直接会って聴取したそうです。個別の方法は、把握していません。

[REDACTED]：重大な問題なのに関係者への取り扱いをなぜ教育委員会が行わないのか？

飯島：事実確認ができないから、重大問題としての取扱いはできない。また、

[REDACTED] 小学校への情報公開請求であり、学校責任者である校長が聴取することに問題はない。

[REDACTED]：4番についてはこれまでに説明を受けているので、納得はしないが了解

した。1番から3番については、まったく事実と違い到底納得できない。

理由としては、私が直接 [REDACTED] 先生から学校に呼び出され、いじめについて

の話を聞いており、それをもとに情報公開請求をしている。当時のことを覚えていないはずがない。異議申立をしたい。

飯島：6年も前のことであり、[REDACTED]さんの記憶と関係者の記憶に大きな差があり、関係者は現在記憶にあることを述べているだけで、内容が正しいかどうかは、[REDACTED]さんの意見を含め私は判断できません。

また、これに関する異議申立の手続きなどはありません。



[REDACTED]：学校の先生は、何年経っても教え子のことは覚えており、個人的な往
にに関する記録帳もつけていると聞いた。

飯島：学校日誌や学級経営簿には書かれるが、紛失等をした場合個人情報が漏
れてしまうため、個人的に記録帳を書いたりはしません。

[REDACTED]：関係者と直接会って話がしたい

飯島：人事権は茨城県にあり、ここで返答はできないが上司に話します。

[REDACTED]：校長が責任者ということであれば、すべての責任は当時の[REDACTED]校長にあ
ると思う。覚えないか？

飯島：退職されており権限はない。

飯島：まず、個人情報の開示手続きを終えてからにしませんか。

[REDACTED]：個人情報の開示文書については、少しをもらうと内容を認めたことにな
るからいいらない。

飯島：そういうことはないが、そういう考え方でしたら開示だけにして下さい。

※ 開示中、つくば市立病院のウイスクリン検査結果書や就学前の[REDACTED]の病院診断書
などを見せ、いざという時には[REDACTED]の書いた日記もあると言っていたが、本題であ
る「いじめ」とは何ら関係の無いものだった。

また、教育法の解説本を見せ内容は勉強していると書い、私の書うことを一言
句メモを取っていた。

いろいろな資料の請求を行うことで自己満足し、現実逃避をしていると感じました。
自分では気つかなかったのだろうが、「息子ははじめられていたと思う」など
とかなり懐測で話していた。また、今回も根拠を示すような資料は一切ありません
でした。

市長 副市長 公室長 次長 課長 室長 係							
種別	市長へのメール						
受付番号	第 743 号	分類	要望				
取扱日	平成 30 年 11 月 27 日	回答の有無	有り				
氏名	[REDACTED]						
相談者	<氏名> [REDACTED] <住所> [REDACTED] <郵便番号> [REDACTED] 都道府県: [REDACTED] 住所1: [REDACTED] 住所2: [REDACTED] <メールアドレス> [REDACTED] <電話番号> [REDACTED]	<回答について> 必要 市長に対して	<メールの送付先> 教育委員会の対応	<件名>	件名 教育委員会への書面に対する回答について②	<メッセージ> 教育長へ今年 2 月に書留で、いじめについて解説を求める文書を送付しました。教育長もしくは教育指導課長への面談を申し込みています。当初文書で 3 回にわたり、その後電話を 5、6 回かけて日程調整を依頼していますが、当初電話してから 1 月以上経つても、面談日程を何かと理由をつけて決定してくれません。担当は教育指導課長補佐です。大至急、市長から聯絡遂行指示をお願いします。	担当課へ 相談内容 處理方法 参考

種別	市長へのメール			件名	教育委員会は誠実に対応しません
受付日	番号	第 769 号	分類	苦情	教育指導課
相談者	氏名	平成 30 年 12 月 5 日	回答の有無	有り	大久保
相談者	氏名	【REDACTED】	郵便番号	【REDACTED】	教育指導課
相談者	住所	都道府県:	住所2:	【REDACTED】	教育指導課
相談者	電話番号	【REDACTED】	【REDACTED】	【REDACTED】	教育指導課
相談者	口送信日時:	2018-12-05 20:42:59	<回答について>	<メールの送付先>	教育指導課
相談者	必要	【REDACTED】	【REDACTED】	【REDACTED】	教育指導課
相談者	【REDACTED】	【REDACTED】	【REDACTED】	【REDACTED】	教育指導課
相談者	【REDACTED】	【REDACTED】	【REDACTED】	【REDACTED】	教育指導課

なお本件につきまして
■市立教育委員会とは既に数次に渡り面談しております。
2. 個人情報開示請求はすべてを含みます。

内 容	市長へのメール	件名	つくば市役所 教育指導課 大久保
相	【REDACTED】	相	教育指導課から相手方にメールで返信されましたが、送信自時と送ったメールの内容を回答欄にご記入ください。 その上で、本メールへの対応の方向性について御相談させていただきたいと思いま す。よろしくお願いいたします。
相	【REDACTED】	相	教育指導課へ 参考

<メモセージ>
貴殿からの督促に対し教育委員会は下記のように、わたしにはメールをよこし、
私がそれには返答したにも関わらず、当初の面談要請に鑑み、きわめて不適切です。貴殿からの厳
しい督促を要請します。

以下メールのコピー

教育指導課
大久保様

貴殿への問合せです。

1. 情報提供書をどのようにお考えになっているかお聞かせ下さい。
(つくば市教育委員会行政組織規則等に基づき)



文子 大久保 課導旨

文子保久大

丁照合計中安

卷之三

784
号受
日月
收受
2018/12/10

種別相談室(苦情)

卷之三

卷之四

一七四(团体)

個人情報

電気工事士試験問題集

卷之三

王教務指揮課仁封不今年①九月廿二日

（以下は佐藤の質問）
「正直な所で聞かせて、今年の2月に情報提供書を送付し、夏に教員指導講習への面会を3度申し入れているが、半年経つても面会の日時すら決まらない。これは明らかに裏面をもって対応しているのではないかと思われる。この話を聞かれて、これらは教育指導課の対応です。市長がどう判断したのかを教えてほしい。」
（市長の即断を難認できない上での、市長が指南書等の何らかの対応をもしない場合には、知り合いの隣員を通して纏めで取り上げもらう。）

『広報室の対応』
いたい・むずかしいにこなせるは市民に伝えるが、市民の判断を確認する方法については、折り返し・電話による回答をする。

○《広聴室》 先のお電話で、「市長が本件について何らかの対応をするか否かの確認をとれど、教員を報告してほしい」との御意向と伺ったが、「何らかの対応」とは、例えばどのようなことを想定されているか?

●《相談番》 教育指導課が自分の問い合わせへの対応を意図的に遅滞させており、非常に異常である。2年目に、教育局宛にいじめについて解明を求める文書を書留で送付し、教育局は今までも全く手を貸さず、その後、電話でも5~6回にわたり日程を空けて面会日程を聞きとけておらず、そのため、相談者が「大久保(姓)」が置かれると困り、不誠実感を抱いている状態である。よし、教育指導課ではあるが、相談者は、教育局の不誠実感に反発している。市長には、教育指導課に反対する市長の立場を理解してもらいたい。

○《広聴室》 勝美から御相談いただいている件は、学校内における児童への指導や管理に関する事項であります。勝美は教育長が委嘱を受けている。つまり、本件に關する権限は教育局によるところであつて、教育長（教育局）に於いて是正及び方針が明確に示されてない段階で、市長が本件への対応方針に及ぼすことは困難である。

●《相談者》 相談者は教育局の権限の区別はあるかもしれないが、いじめに關してはその責任を負うべきだ。いじめ防止推進法の第13条では、いじめに關することは、学校・教育機関等の管理者は教育長であるため、教育長（教育局）に於いて是正及び方針が明確に示されてない段階で、市長が本件への対応方針に及ぼすことは困難である。

○ 広聴室が、業務を滞らせている部署に進歩を指示すべきなのではないのか。

○ 『広聴室』は他部署に指示ができる立場ではない。

● 『相談者』

○ 『広聴室』

○ 他部署に業務の進歩命令を行う権限を与えたため、各課への指示はそれぞれの部・局から下りるのが組織上の原則である。

○ 『教育指導課』は教育局の管轄下にある。なお、本件は教務監督課によるものである。教育局(教育局)による対応方針に基づいた指示を行なうことになる。

○《広播室》
教養長は、直接メールを送りたい場合は、どうすれば良いのか。

それならば、広播室にはもとより早い段階でそのように説明しておきたい。
●《教養長》
音響機器に直通のメール送信フォームはないが、教養長がメールや文書は教養長へ向けて、会わせて「市長へのメール」としてまとめて送つていただけば、板橋局に引き続
くとともに、市長にも拡散させていただくな。

○《相談者》
次に送るメールの文面には、「本件について〇月〇日までに市長からも経営長
からもどちらかの対応がない限り、知り合いの隣県を通じて議会で取り上げてもら
う。」という旨を含めるが、よろしいか。

○《広播室》
メールの記載内容について、こちらから「このように書かないでほしい」とお
願いすることができないので、[]様のお考えの通りに書きたいただく以外にな
い。

●《相談者》
都合の悪い部分については、底黒で削除して市長に回したりするつもりでは
ないのが。

○《広播室》
底黒でいただいたメールは、どのような内容でもそのまま市長に供養してお
り、広播室でなければ、どのようないことは約束する。但し、「〇月〇日までに経営
長が経営長でない場合は、経営長が経営長など行わないことは約束する」と書かれても、その期日までは、[]様の趣向どおりの対応が行わ
ない限り…と書きれて、

卷之三

市長	副市長	公室長	次長	課長	室長	係 係長	
種別 市長へのメール							
受番	号 第 804 号	分類 回答の有無	要望				
付日	平成 30 年 12 月 18 日						
氏名	[REDACTED]						
相手名 <氏名> [REDACTED]							
<住所> 郵便番号: 都道府県: 住所所1: [REDACTED]							
<電話番号> [REDACTED]							
<回答について> 必要							
<メールの送付先> 市長に対して							
件名 つくば市情報公開条例違反行為は正依頼							
相手名 (2018-12-18 14:07:12 受信)							
<件名> つくば市情報公開条例違反行為は正依頼							
<メモセーブ> つくば市教育委員会教育指導課による、つくば市情報公開条例 10 条 2 項に反する行為を是正してください。							
談内	内容	担当課 科	教育指導課	担当者職氏名	課長補佐	大久保 次長	④ 電話(内線)
處理方法	処理方法	備考	教育局、教育指導課	課長	補佐	係長	企画監

次のとおり要望等がありましたので、12月26日までに回答願います。

広聴室長

要望等処理力一ド

教育指導課長 様

平成 30 年 12 月 18

広聴室長

要望等のメール (要望)

平成 30 年 12 月 27

教育指導課長

広聴室長 様
依頼のことについて、次のとおり回答します。

<回答>

12月21日17:11送信しました。以下送付文です。
お世話になります。市長へのメールを拝見いたしました。
平成30年9月2日に、[REDACTED]様からいただいたい保有個人情報開示請求に対するは、
9月18日付で不開示決定の通知をお送りしました。しかし、[REDACTED]様から「平成27
年2月20日作成の情報公開請求書並びに不服申立事に係る関係者聴取報告を含む」旨の意向をお示ししたいたいことを受け、平成30年12月12日付で、保有個人情報開示決定の取消し及び保有個人情報開示決定の通知をお送りしました。
改めて当該の情報開示決定を承知させするままで、当初の開示請求が何ら多くの方々に多くの日数が経過してしまった上で、大変恐縮存じます。そのため、12月2日には、[REDACTED]様の意向を確認いたいたいところです。
かくから多くの方々に進んでください。

担当課	教育指導課	担当者職氏名	課長補佐	大久保 次長	④ 電話(内線)	
決裁	部(局)長	政策監	課長	補佐	係長	企画監

甲7 診

診 断 書

氏名	[REDACTED]	性別	生年月日
	[REDACTED]	[REDACTED]	明・大・昭・平 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日
病名	[REDACTED]		
摘要	[REDACTED]		
要	[REDACTED]		

上記の通り診断する

平成 28 年 7 月 19 日

[REDACTED]
[REDACTED] 病院

小兒科

医師 [REDACTED]

【問合せ内容】

受付番号	830
受付月日	2019/01/04
回答期限	2019/01/11
種別	その他(その他)
回答の希望	有り
氏名(団体)	[REDACTED]
要望等件名	催告書
要望等内容	別添参照
備考	教育局、教育指導課、 No.830.pdf(390KB)
要望等資料	有り
紙資料	教育局、教育指導課、
業務担当課	回答の作成をお願いいたします。
担当課へ	また、情報共有のため、作成いただいた回答案について御記入をお願いします。

【教育局:回答内容】

状況	完了(2019/02/05: 笹本 昌伸)
回答内容	

【教育指導課:回答内容】

状況	完了(2019/01/28: 大久保 文子)
送付日	2019/01/16
回答内容	<p>1月 16 日 15:11 [REDACTED] 様にメールを下記の内容で送信いたしました。 ↓</p> <p>12月 17 日付と 30 日付の催告書を拝見いたしました。</p> <p>平成 27 年 3 月 18 日、平成 27 年 8 月 20 日と二度 [REDACTED] 様と面会しております。この時と違う対応については、情報公開の場で面会しているので特にございません。</p> <p>また、情報提供書でも充分ご意見を伺っておりますので、再度面会する必要性がないと考えております。</p> <p>こちらで持っている資料について、請求していただければ提供いたします。</p> <p>その場合は書面にてお願いいたします。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>

つくば市教育局教育指導課

【最終回答】

【教育指導課】	
1月 16 日 15:11 [REDACTED] 様にメールを下記の内容で送信いたしました。 ↓	
12月 17 日付と 30 日付の催告書を拝見いたしました。	
平成 27 年 3 月 18 日、平成 27 年 8 月 20 日と二度 [REDACTED] 様と面会しております。この時と違う対応については、情報公開の場で面会しているので特にございません。	
また、情報提供書でも充分ご意見を伺っておりますので、再度面会する必要性がないと考えております。	
こちらで持っている資料について、請求していただければ提供いたします。	
その場合は書面にてお願いいたします。	
どうぞよろしくお願いいたします。	

つくば市教育局教育指導課

教育指導課から広聴室への
対応終了報告
(内部ネット上の報告システム画面の
表示内容の複写です。)

情報公開等請求一覧

番号	申請日	主管部課	内 容	処理	通知日	備考
1	2月26日	教育指導課	教育長あて [REDACTED] 様から情報提供書が届く			30年2月18日付 つくば市教育長・[REDACTED] 市教育長あて
2	行政文書開示請求 2018/3/4	教育総務課 学務課 健康教育課 教育指導課 教育施設課	つくば市立学校の管理運営に関する規則のなかで教育長が別に定める規則すべて	情報提供	3/13	平成29年度 学校教育指導方針を送付
3	市長へのメール 2018/5/21	教育指導課	市長へのメール 先だって2月18日付で門脇厚司教育長あてに書留でお送りしました文書に関して、市長にお問い合わせのメールを差し上げまして2か月になんなんとしておりますが、その後ご回答はいかがでございましょうか。	当初回答は求めいない。現況を広報室へ報告		広報室への回答(H30.11.16) お送りいただいた書留の文書は、教育長が拝読させていただいてます。[REDACTED] 様から平成30年9月2日付で個人情報開示の請求があり、1件を開示し、もう1件は開示請求に係る個人情報を作成していないため、不開示決定の通知をしました。その後、直接[REDACTED] 様と電話があり、お話をした際に、個人情報については過去の請求時に開示したもので差支えないとの確認が取れたため、今後文書手続きを経て、開示する予定です。 また、[REDACTED] 様が教育長か教育指導課長に面会を希望していて、候補日を知らせて欲しいとのことです。
4	保有個人情報開示請求 2018/9/2	教育指導課 [REDACTED] 小	①つくば市教育委員会教育指導課とのやりとりを記録した文書。 ②[REDACTED] 小学校の[REDACTED] いじめに関する調査結果を記した文書。 ③[REDACTED] から教育指導課及び教育長に送付した文書受領記録すべて。	①不開示決定通知書(文書不存在) ②不開示決定通知(文書不存在) ③開示決定通知書	9/18	③文書受領簿(H26 H27 H28 H29)
5		総務課→教育指導課	上記①の不開示決定通知について、無いわけはないと[REDACTED] 様が申し立ててきた、と総務課より連絡。[REDACTED] 様から内容を聞き取ってほしい。	10/3(水) [REDACTED] 様に電話を入れる。(留守)		
6	2018/10/19	[REDACTED]	電話で[REDACTED] 様から① 教育長にお目にかかりたい。とりあえず指導課長にお目にかかりたい。年内をめどに2.3の候補日をあけてほしい。平日つくば市役所に出向く。内容は3月に書留で出した情報提供書の相談と意見。	(課内で)聞いてみて、あらためて返事。		内部協議: 教育長は面会はしない方向で。課長(課長以上)も面会はしない方向ですすめ、面会の目的が何なのか探ること。
7	2018/11/5	総務課	情報公開条例で隠匿の規定のコピーがほしいとのこと。	無い、と回答		
8	11/2 ? 16 ? (金曜日だった)	[REDACTED]	電話② 面会について。面会の内容によっては、お会いしてお答えすることが持たない場合は、無駄になってしまった、と感じられることを考えると、文書でのお答えにさせていただければと考えお電話いたしました。	①面会内容は事実についてのお答えと職員の意見。 ②[REDACTED] 様が立腹し、足を運ぶと言っているのだからいいだろう。早く課長の予定を示すように。一方的に電話を切られた。	—	局内に報告 教育長の面会は現段階では行わない方向で。(次長) 窓口となるのが大久保ということでも[REDACTED] 様の対応をしていただければ。
9	(月曜日)	[REDACTED]	電話③伝言 「金曜日に回答もらえると聞いていたが。」と言われた。	面会することは現段階では考えていない。金曜日の電話では[REDACTED] 様が立腹され一方的に電話を切ったので、話は平行線。		植弘君が電話受け。
10	行政文書開示請求 2018/11/18	教育総務課	つくば市教育委員会職員に係る懲戒処分の基準。 若しくはそれと同等の文書、もしくはその趣旨に同じ文書。	11/22開示決定通知書(※1) つくば市教育委員会職員の懲戒処分基準について	11/22	総務課から[REDACTED] 様に連絡
11	2018/11/22	総務課	電話 職務規定がほしいとのこと。	※1に同封		
12	2018/11/22	教育指導課	電話④ 教育指導課長にいつ会えるか? 何日までに連絡もらえるか伝えてほしい。ダメなら別の方法を考える。	[REDACTED] 様から伝言	—	知樹先生が電話受け。 面会の予定はまだ無いので、電話はしていない。(上司に相談し、こちらから電話はしないことで了承。)

13	市長へのメール	2018/11/27	[REDACTED]	教育長へ今年2月に郵留で、いじめについて解明を求める文書を送付しました。教育長もしくは教育指導課長への面談を申し入れています。当初文書で3回にわたり、その後電話を5、6回かけて日程調整を依頼していますが、当初電話してから1ヶ月以上経っても、面談日程を何かと理由をつけて決定してくれません。担当は教育指導課課長補佐です。大至急、市長から職務遂行指示をお願いします。	回答締切 11/30 (11/30回答)	【内容】今年2月の情報提供書を押見しました。今回、面会を希望されている件についてですが、今回の面会の目的をお示しいただければと思います。 また、個人情報開示請求についてですが、平成27年2月20日作成の「情報公開請求書」並びに「不服申立書」に係る関係者聴取報告書を含んでよろしいでしょうか。あわせてメールにてご連絡ください。
14	市長へのメール	12月5日 (日) 20:42	[REDACTED]	教育委員会は誠実に対応しません。 メールの問い合わせ内容 1 情報提供書をどのようにお考えになっているか? 2 個人情報開示請求はすべて		【回答】1 情報提供書について平成30年2月18日付情報提供書の「情報提供の趣旨」に対するお答えは、次のように考えております。 つくば市立[REDACTED]小学校が[REDACTED]様に対して必要な教育上の措置を講じなかつたとの事実や[REDACTED]様がいじめられたとの事実は、確認できません。 傷害を負ったことや登校ができなくなったことについては、分かりません。 2 個人情報 関係者聴取報告書を含めて対応させていただきます。
15	教育総務課へメール	12月10日 (月)	[REDACTED]→教育指導課	教育指導課の対応について、面談を求めているが日程を示さない。今週14日までに誠意ある対応がなければ、開会中の議会で質問する。		【局内協議】14日には面会についての連絡は入れない。 面会の目的は何か、以前の電話で聞いたところ、情報提供書についての意見を言いたい。とのこと。(1回目) あらためてメールで問うたら、
16		12月12日	教育指導課 [REDACTED]様	2月18日付けの 【1】情報提供書の「情報提供の趣旨」に対する回答 【2】個人情報開示請求	電文メールで回答 12/12 8:42	回答の内容 【1】[REDACTED]小学校が[REDACTED]様に対して必要な教育上の措置を講じなかつたとの事実や[REDACTED]様がいじめられたとの事実は、確認できません。 【2】関係者聴取報告書を含めて対応いたします。
17	不開示決定取消／開示決定	12月12日	教育指導課 [REDACTED]様	保有個人情報不開示決定の取消しに係る通知書 保有個人情報開示決定の通知書	総務部総務課	30つくば教指第1353号
18		12月18日	[REDACTED]様→教育指導課	催告書（7日以内に面談日時を示すように）	法務課、法務監に相談（7日以内に面談日時を示すという義務はない。）	
19	市長へのメール	12月18日	[REDACTED]様→教育指導課	情報公開条例違反行為是正依頼	メールで回答予定 12月21日17:11送信済	お世話になります。市長へのメールを押見いたしました。 平成30年9月2日に[REDACTED]様からいたいた保有個人情報開示請求に対しては、9月18日付で不開示決定の通知をお送りしました。しかし、その後の[REDACTED]様とのEメール等によるご相談のなかで、平成30年12月2日に[REDACTED]様から「平成27年2月20日作成の情報公開請求書並びに不服申立書に係る関係者聴取報告書を含む」旨のご意向をお示しいただいたことを受け、成30年12月12日付で、保有個人情報不開示決定の取消し及び保有個人情報開示決定の通知をお送りしたところです。改めて当該の情報開示決定をお知らせするまで、当初の開示請求日から多くの日数が経過してしまうこととなり、大変恐縮に存じますが、12月2日に[REDACTED]様の御意向を確認した上で、不開示決定の取消し及び情報開示の手続きを速やかに進めさせていたところですので、何卒御理解

31 つくば教指第 592 号

令和元年（2019 年）7 月 19 日

[REDACTED] 様

つくば市教育委員会教育長 門脇 厚司

保有個人情報不開示決定の取消しに係る通知書

令和元年（2019 年）6 月 6 日付け 31 つくば教指第 410 号により通知しました保有個人情報の不開示の決定を取り消したので通知します。

31 つくば教指第 593 号

令和元年（2019 年）7 月 19 日

[REDACTED] 様

つくば市教育委員会教育長 門脇 厚司



保有個人情報不開示決定の取消しに係る通知書

令和元年（2019 年）6 月 6 日付け 31 つくば教指第 411 号により通知しました
た保有個人情報の不開示の決定を取り消したので通知します。